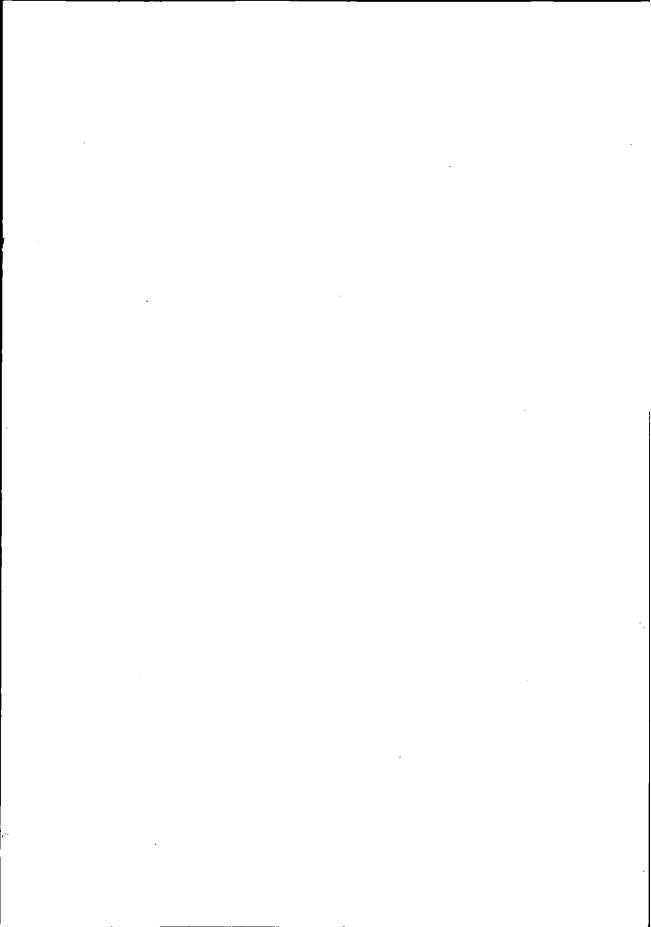
カリフォルニア州のデータバンク

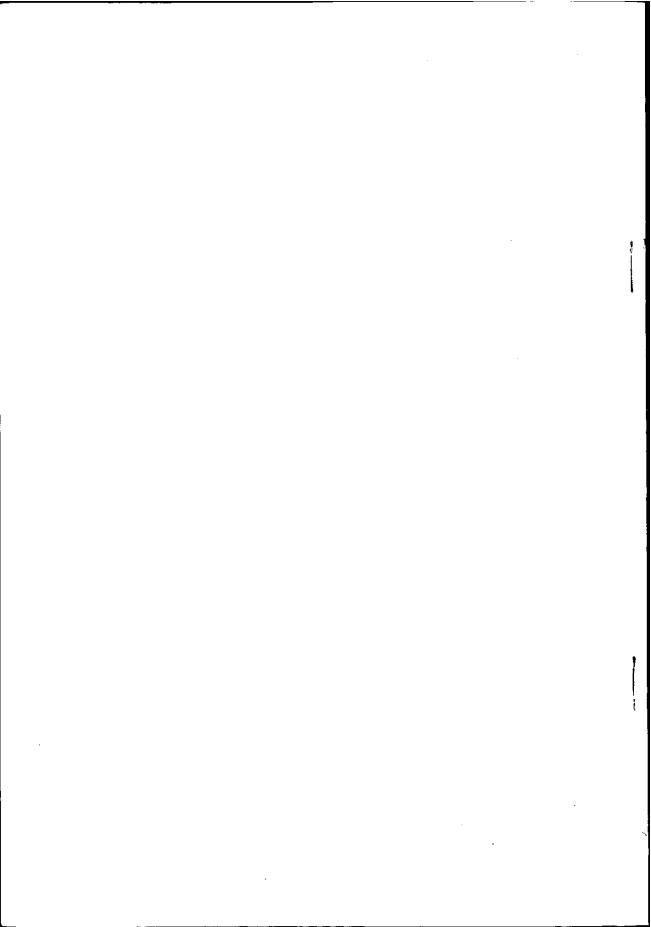
データバンク研究資料 No. 5

昭和46年6月



•			
			i
•			
		·	





まえがき

財団法人日本経営情報開発協会のなかに設置されたデータバンク研究委員会は、1969年8月より発足し、その研究活動については、今日まで数回にわたり中間報告を行なってきた次第である。

本研究委員会は、データバンクに関する海外の事情の調査にも留意し、1970年3月にはアメリカ海外調査団を派遣し、これについての報告もすでに行なったが、さらに具体的にデータバンクの利用の実情を立入って調査する必要があった。特にカリフォルニア州のデータバンクは、この意味で内外注目のまとであるが、委員の一人である高瀬保教授の御尽力もあって、カリフォルニア州財務長官特別補佐官M・F・マクドナルド氏の御協力を得ることができた次第である。マクドナルド氏は1970年10月、本研究委員会の調査委託を受諾され、カリフォルニア州のデータバンクに関してその現状並びに今後の計画の体系的な解明をひきうけて下さることになった次第である。

同氏は公務御多忙中、下記の二報告書を1971年2月御提出下された。

- Public Sector Data Bank and Data Processing in California
- 2. Transportation Planning in California and the United States
- 1971年4月には、東京における本研究会に御出席いただき、上記報告書をもとに討論を行なった。

本資料は、上記1の報告の飜訳と上記の討論とをまとめたものである。

この資料がわが国におけるデータバンクの検討、とくに行政情報システムならびにその社会開発との関連を考察するにあたり示唆するところ極めて大なるものがあると思い、本研究委員会の総括的な報告とは別に、これをまとめた次第である。

昭和46年6月

データバンク研究委員会 委員長 北川 敏 男

データバンク基礎研究委員会「50音順・敬称略」

委員長 北 川 敏 男 (九州大学教授)

委 員 足 立 哲 朗 (日本興業銀行·調査部調査役)

印 東 太 郎 (慶応義塾大学教授)

河 合 三 良 (行政管理庁・行政管理局長)

佐久間 孝 (電力中央研究所・電子計算室総括課長)

鈴 木 康 (日本開発銀行・設備投資研究所主任研究員)

高 瀬 保 (京都産業大学教授)

中 井 浩 (科学技術情報センター・資料部主任情報官)

野 口 照 雄 (興亜石油・専務取締役)

長谷川 寿 彦 (日本電信電話公社・データ通信本部・調査役)

堀 比呂志 (関西電力・企画部付)

渡 辺 竜 雄 (通産省·情報管理課·総括班長)

馬 越 善 通 (日本経営情報開発協会・理事)

との"カリフォルニア州のデータバンク"事業は日本自転車振興会から競輪収益の一部である機械振興 資金の援助を受けて実施したものである。



目 次

第1部 カリフォルニア州における公共データパンクとデータ処理	3
はしがき	
第1章 カリフォルニア州の州政府、郡政府、市役所および学校教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2章 カリフォルニア州におけるデータ処理方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
2-1 概 要	1 5
1. EDPに関する行政機関連絡委員会 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 5
2. 調査方法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	16
2 - 2 調 <u>香</u> 結果 ····································	19
1. コンピュータライズされたデータベース ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
2. 州政府におけるデータバンク ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 8
3. 郡政府におけるEDP	50
4. 市政府レベルでのEDP	5 3
5. 学校教育におけるEDP ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3章 所見と問題点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 8
3-1 データベースとデータバンク	
3 - 2 データ処理と政府間情報システム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 9
第2部 データバンク研究会における	
M.F.マクトナルト氏の報告と討論	73
付 録	103
A. 上院法案 第959 ··································	105
1327章 EDP関係及びその費用の充当のための条例	105
B. 州情報システム・ナショナル・アソシェーションの機構条例	109
C. オートメ化された犯罪情報通信システム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	115
D 郡EDPアプリケーション	128
E 市EDPアプリケーション	
R. 受校区EDPアプリケーション ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	154

図 解 一 覧

1 - 1	カリフォルニア州の郡 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1 - 2	カリフォルニア標準都市圏統計地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
I - 3	カリフォルニア州統計地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1 - 4	カリフォルニア州区域計画地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
1 - 5	カリフォルニア水路研究地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1 - 6	大気分布区域(Air Basin Boundaries) ······	1 1
1 - 7	計画地区(Planning Districts) ····································	1 2
II - 1	州と地方のEDP活動の現状に関する情報の収集と分析	
	のための作業プログラム概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
II - 2	連邦 州 地方データ・ネットワーク ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
11 – 3	州と地方政府間の情報フローの量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
11 - 4	カリフォルニア教育情報システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 3
11 - 5	生徒サブシステム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 4
II - 6	実務サブシステム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 6
1 - 7	学校区データベース ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 7
	数表一覧	
$\mathbf{I} - \mathbf{I}$	カリフォルニア州各市の人口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
II — 1	コンピュータ化されたデータベース郡政府 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
п- 2	コンピュータ化されたデータベース市政府 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
II – 3	市のコンピュータ所有状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
II – 4	オートメ化された犯罪情報通信システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
II 5	N I N IC GANCOCOSPICATION IN NO.	
ш	学校区の在学生数 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
п – 6	•	6 0
	学校区の在学生数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 0 6 0

第 1 部

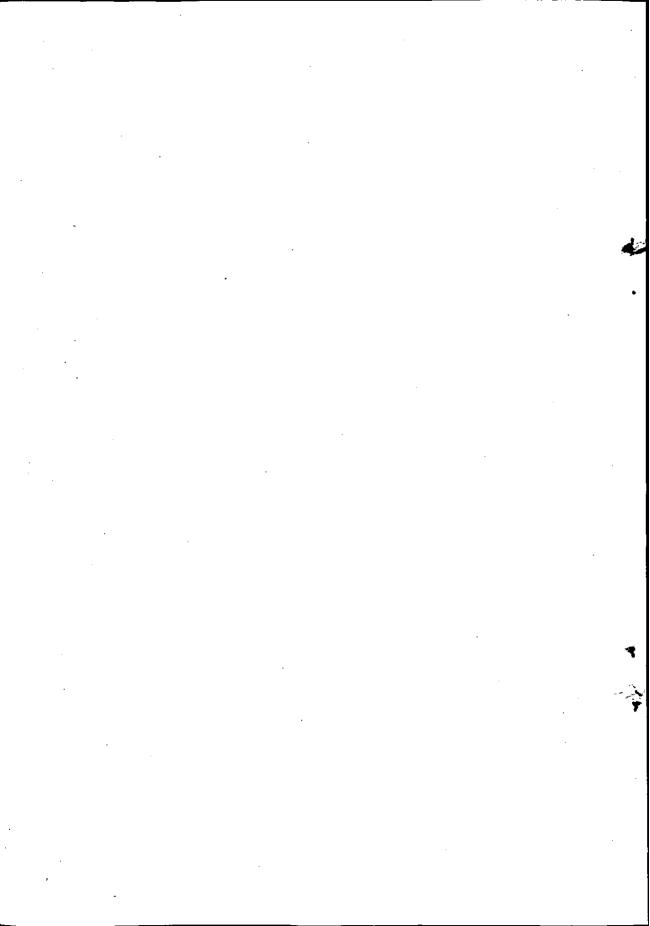
カリフォルニア州における公共データバンクとデータ処理

はしがき

カリフォルニア州の公共部門におけるデータ処理とデータ・ペースならびにデータバンクの利用に関する研究報告書をことに提出することは私のよろこびとするところであります。

この報告書は日本経営情報開発協会および貴会員の方々のお役に立つと確信いたしております。 今後とも日米両国間の絶えざる知識と経験の交流が行なわれることを期待しておりますが、私の 仕事がそのような交流の一助になるならば光栄に存じます。

> 1971年2月サクラメント にて マサイアス・F・マクドナルド



第1章 カリフォルニア州の州政府、郡政府、市政府および 公共学校教育

この章では、三つのレベルの政府の諸活動の規模と種類について報告する。その目的は、各々 の政府におけるデーター処理方法の広範囲にわたる実施を、より深く理解するための手掛りを提供することにある。

1-1 カリフオルニア州政府

今日のカリフォルニア州は、合衆国の各州のうちで最も人口が多い。1970年の国勢調査によると、その人口は、約200万人である。同年の個人所得の総計は、880億9000万ドルであり、800万人以上が職業に就いている。州政府は、およそ18万5000の人々を雇用し、一年間で、19億ドルを俸給として支払っている。そのような俸給への支出に加えて、州政府と地方政府は、学校教育(幼稚園から12年級まで)とさらに高等教育(カリフォルニア大学、カリフォルニア州単科大学、カリフォルニア・コミュニティー・カレッジなど)に対する援助を行なっている。500万を越える人々が公共の資金援助を受けている教育機関に籍をおいている。即ちカリフォルニア州の総人口の1/4が目下どこかの公立学校で勉強をしていることになる。州政府の来年度の教育関係予算は、23億ドル以上とされている。貧困者や保護児童などに対すする生活保護や社会事業には6億7600万ドルを費し、さらに保健事業には、5億8900万ドルを費している。それらの他にも建設計画(道路、水路、等)や、地方政府に対する直接支出も数多くある。総計では、州の予算は、州自身の財源や収入で、67億ドルを越えている。加えて、合衆国政府による援助が州の諸計画に対してなされている。

それらの諸計画は、議会や連邦政府により始められたか、あるいはその命令に基づくものである。それ故、その計画の遂行に対して、いくらかの財政的援助が提供されている。現在、このような援助は、約40億ドルであり、そのため州政府により監督されるかあるいはまた地方政府に流れこむ総予算は、年間105億ドルをこえている。

カルフォルニア州政府の行政部門では、21の機関において、47のコンピューターが使用されている。(この47のコンピューターには、学校教育に関して使われているものは含まれていない。)21機関のコンピューターセンターの多くは、他の部局に対して、データー処理サービスをして補い合っているのである。州政府(人件費、施設、援助、特別事業等)の総経費は、高等教育に使われているコンピューターの分も含めて、ほぼ8300万ドルである。これは州予算67億ドルの12%、あるいは、総予算105億ドルの0.8%を占めている。一般に認められて

いるところによると、政府や個人企業の双方ともに、データー処理の予算は、総予算のだいたい 1%になるとされている。それからすれば、カリフォルニア州政府のデーター処理予算は、適当 であるといえる。

1-2 郡 政 府

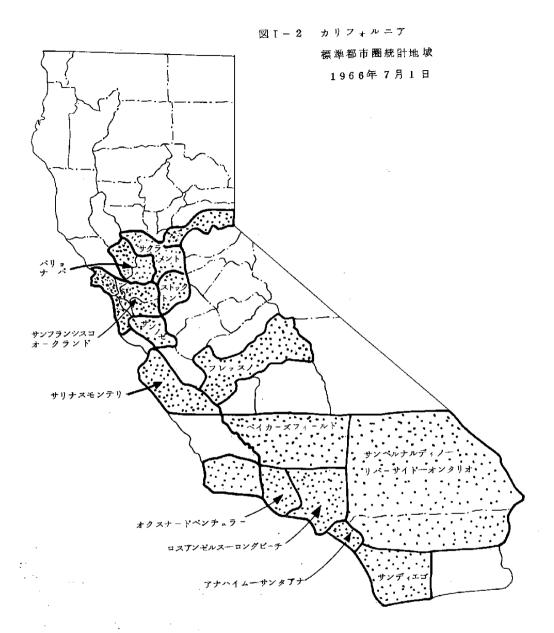
カリフォルニア州には、州政府の下に確立した二段階の政府機構がある。すなわち、郡政府と 市政府である。極めて小さな町、村は、本報告書の目的からは、はずれるものである。カリフォ ルニア州には58の郡があり、それらは、 人口密度、財源、経済活動、自然環境、土地などの 事情が様々に異なっている。カリフォルニア州地図(図I-1)を見れば、各郡の土地面積の相 異がよく解かる。

それら土地面積の相異は、人口や経済活動の相異と比例していない。たとえば、最も人口の集中している、Ventura, Los Angeles, Orange, San Diego, San Francisco, San Mateo, Santa Clara, などの各郡は、どこも面積は、たいして広くはない。San Bernardino は Los Angeles 寄りでは、人口が密集しているが、Mojave 砂漠につづく西のはずれの地方は過疎状態にある。San Francisco は、中でも特別であり、郡と市が同じ領域を有し、一つの政府が郡と市の両方の業務を行なっている。他のすべての所では、市と郡の領域は異なり、市政府機構は、郡政府機構範囲内において活動している。

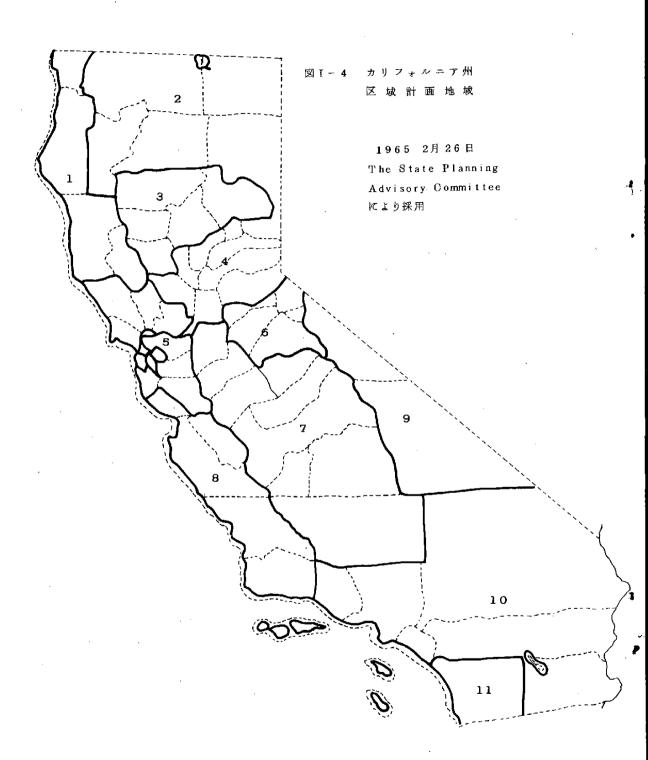
これら以外の他の行政区画は、ある計画の目的のために利用されることもある。それらは別に、一定の政府という機構を有しはしないが、特別に、社会的に政府活動をすることがある。たとえば、図I-2は、カリフォルニアが、14の標準都市統計地域(Standard Metro-politan Statistical Areas: SMSA/s) に区画化されていることを示している。このSMASA/sの設置は、連邦政府によってなされ、比較的、都市化の程度が高く、しかも人口密度の高い地域が含まれている。種々の都市計画のために、SMSAによって統計が集められた。図I-3には、州政府の計画によって作られた、統計地域(statistical areas) の他のグループ分けが示されている。図I-4には、運輸計画、土地利用、都市化などの問題に関する、州の計画委員会によって、1965年に設けられた区域計画地域(the Regional Planning Areas) が示されている。カリフォルニアにおける、重要な問題の一つは、人口が多く、しかも降雨量の少ない南部地方に対する、水の供給である。カリフォルニアの給水システム(The California Aquaduct system) は、北のシェラネバグ山脈の雪どけ水を水源とし、それを貯水し、南部の消費地へ送るようになっている。

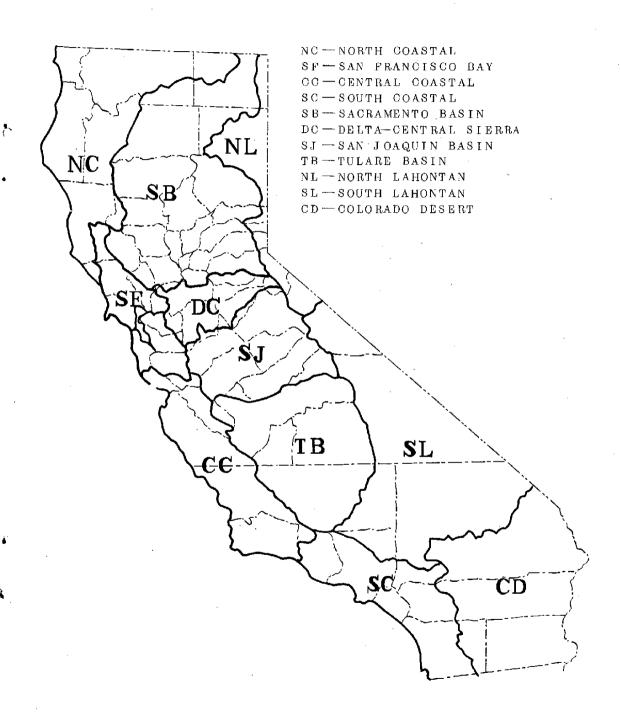
図I-1 カリフォルニア州の郡











このような、水源のマネージメントには問題がある。

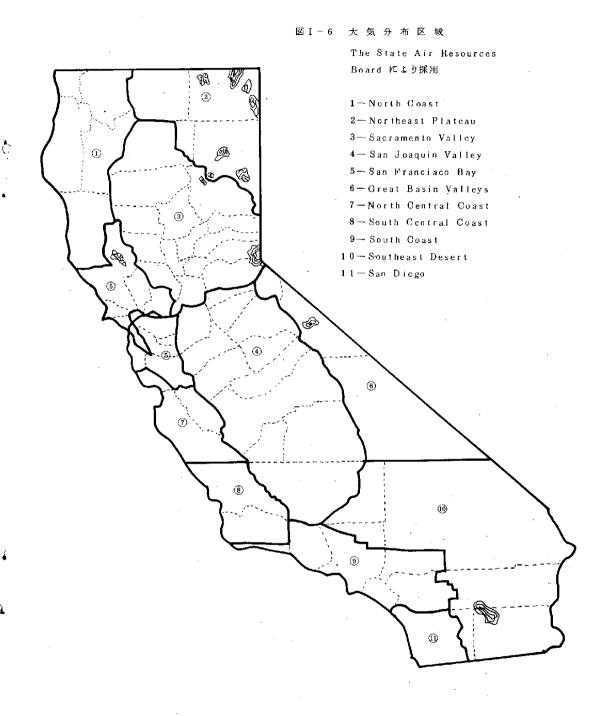
図I-5には、計画された目的に関する、州の水路研究地域(Hydrologic Study Areas)の行政区画が示されている。図I-6には、大気分布区域に基づく行政区画が示されている。この行政区画は、気象上の特質に基づいて分けられており、それは計画を立てるときや、空気の保存や浄化などの際に利用される。

図I - 7は、1970年に州行政に関する議会において採用された計画地域(Planning Districts)を示している。

行政区画が多種であるということは、我々の複雑な社会における困難な問題を示している。伝統的な行政区画(州、郡、市)は、それら三つにまたがるような問題を扱う場合には、適当ではない。個々の郡や市によっては、適切な扱いをすることができないような問題を解決し、それぞれの活動を調整するためには、新たな境界を設け、新たな方法を見いださなければならない。これらの境界は他の問題に関しては違ってくる、そして多様な諸計画活動は、それらが相互に作用することからして、統一されればならない。大規模な一つのデータバンクあるいは、 別の目的のために企画されたが、入手できうる限りの情報を自動的に伝えるために一つのセットの規格を利用している一連のデータバンクを想像することは可能である。 しかし、我々は司法執行分野を唯一の例外として未だそのような理想的なアプローチを開始してもいない。このレポートはいくつかの業績といくつかの障害について考察する。

カリフォルニアの各郡には、いろいろな方面において、多くの相違があることは前にもふれた 通りである。そのうち最も重大なのは人口についてである。Los Angeles 郡は、7,000 万以上の人口を有している。Alameda, Orange, San Diego, Santa Clara の各郡はそれぞれ100万以上の人口である。対照的に1万人以下の郡が5つ,Alpine郡は たった500人である。1平方マイルの人口密度は、最低は、Alpine の0.7人から、最高 は、San Franciscoの15,570人である。このような極端な差異は、もちろん、経済活動、税収入、州政府の雇用などの相異をも伴なってくる。

こうした相違はまた、各郡におけるEDP活動の種類とその程度の違いに反映されている。





1 — 3 市

カリフォルニア州には 4 0 4の市がありその特性は郡と比べても劣らない程幅広いものである。 表 I - 1 は人口別に、市数を示している。

•	表一一	1
	カリフォルニア州	各市の人口
5000 ~	以下	1 2 8
5, 0 0 0 ~	10,000	5 5
10000 ~	2 5,000	8 8
25,000 ~	50,000	6 6
5 0 0 0 0 ~	1 0 0, 0 0 0	4 8
100000 ~	500,000	1 6
500,000 ~	1,000,000	2
1,000,00	0 以上	1
		計 404

郡の場合と同様に、市でも人口、資源、政治上の問題などの相違がデーター処理の運用とその 方法に極めて大きな相違をもたらしている。

1-4 学校教育

学校教育(Public Education)の分野は、州、郡、市政府に相当するような行政管轄区ではない。 法律を施行する権限もまたその法律を強要する権限も有しておらず、加えて、幅広い公共的サービスを行なう責任もない。しかし、学校教育はいくつかの理由から、このレポートに含めた。

すなわち:

- 1. EDP技術は、学校教育の各方面に、しかもきわめて大きい規模で応用されてきた。
 - 2. 学校教育は、州、地方両政府の歳出のうちで、大きな割合を占めている。
 - 3. カリフォルニアでは、教育のための統一データ処理システムと計画と目的の決定に役立つ 教育情報データ・ベースの確立のために、各方面で努力がなされてきた。

カリフォルニア州には、1,100を越える学校区がある。学校区の入学者登録簿によれば、生

徒数が300以下のところから、ロスアンゼルスのような50万を越える所と様々である。規模の違いから生ずるすべての相違点は、郡と市政府との場合と同じように、学校区の場合についてもあてはまる。財源については、州法律によって決められている。すなわち、それぞれの児童に等しく教育を受ける機会が与えられるようになっている。このきまりを実施することは、複雑かつ困難であり、すべての生徒に、等しく教育の機会を与えることは、実際には無理となる。このような欠陥を是正することこそ、コンピューターの技術が貢献できる重要な職務の一つである。

第2章 カリフォルニア州におけるデータ処理方法

ここでは、カリフォルニアの州政府および地方政府による、最近のデータ処理方法の調査について報告する。この調査は、カリフォルニア州のEDPに関する行政機関連絡委員会
(The Intergovernmental Board on Electronic Data Processing)
の後援の下に行なわれた。実際の作業は政府の各局のデータ処理システムの企画とその実施において大きな活躍をしている公認会計事務所アーサー・ヤング社(Arther Young & Company)により契約に基づいてなされた。

2 — 1 調査概要

1. EDPに関する行政機関連絡委員会

EDPに関する行政機関連絡委員会は、1967年にカリフォルニア政府の特命によって創設され、つづいて1968年の立法議会によって法律化され、カルフォルニア州政府の一行政部門となった。(1968年立法議会上院法案959付録 A参照)その第一の責務は州内の情報システムに関する方針と目的を定め、さらにシステムの発展に重要な事柄を判断し、その分類方法を示し、加えて新システムの検討とそれを一般に普及させることである。当局は、行政機関間のシステムに関する事項について知事や立法府に助言も与える。委員会の構成員には、州政府の5つの部門と、3つの郡政府と、3つの市政府と、3つの学校教育(地方の、しかも自治権を有する初等中等教育の学校区)などの代表が含まれている。

カリフォルニアEDPに関する行政機関連絡委員会がこの種のものとしては、50州の中で初めてのものであるということは、注目すべきである。この委員会ができて以来、全国レベルで同じ様な目的のために、これと同じ様な機構が形成された。これは州の情報システムのための全国連合といわれ、州政府審議会の後援によって設けられた。(連邦政府の一部門ではない。)この連合の機構についての記載は付録 Bに入っている。

その創設以来、委員会の活動は二つの要素によって制約を受けてきた。一つは規則を作り、それを遵守させるための委員会の権限に関して或る種のあいまいさがあったこと。他の一つは意欲的な試みも中止せざるをえなかったほどに限られた資金であった。それ故、委員会は主として顧問や諮問機関のような働きをしてきており、取り締り局としては、活動していない。しかし委員会は、次に挙げるようないくつかの重大な事柄を行ってきている。

a 一つ以上の政府の管轄区にまたがる情報システムのための資金を連邦政府や他の財源から求めたいと願っている行政機関は当委員会に審査と批評を求めなければならないという手続を確

立した。委員会による好意的な奨励は、もちろん資金を得られる可能性を高めるだろう。

だが一方、委員会には拒否権がないので、委員会のあまり好意的でない批評がそのまま補助 金の拒否につながるとは限らない。しかしながら、その要求の好ましくない点の再検討を申請 している政府にうながす効果はあるであろう。

- b 当委員会の技術部会は、「インフォメーション・システムの手引き」という手ごろな案内書を作成した。これは、スタンダードなものとして作られたのではなく、地方政府がインフォメーション・システムを設計、設置そして保守する際によき助けとなるべく作られたのである。これらの"ガイドライン"を採用すれば、EDPのかなりの統一が達成されるであろう。
- c 当委員会は、そのメンバーのすべてに協力することを奨励し、システム設計、プログラム体験をわかち合うという考え方を育成してきた。これらをさらに促進するために、1970年には、カリフォルニア州政府のすべてのレベルでのデータ処理の調査を行なった。これは1800ドルの費用をかけ、アーサー・ヤング社によって作業はなされた。

2. 調査方法

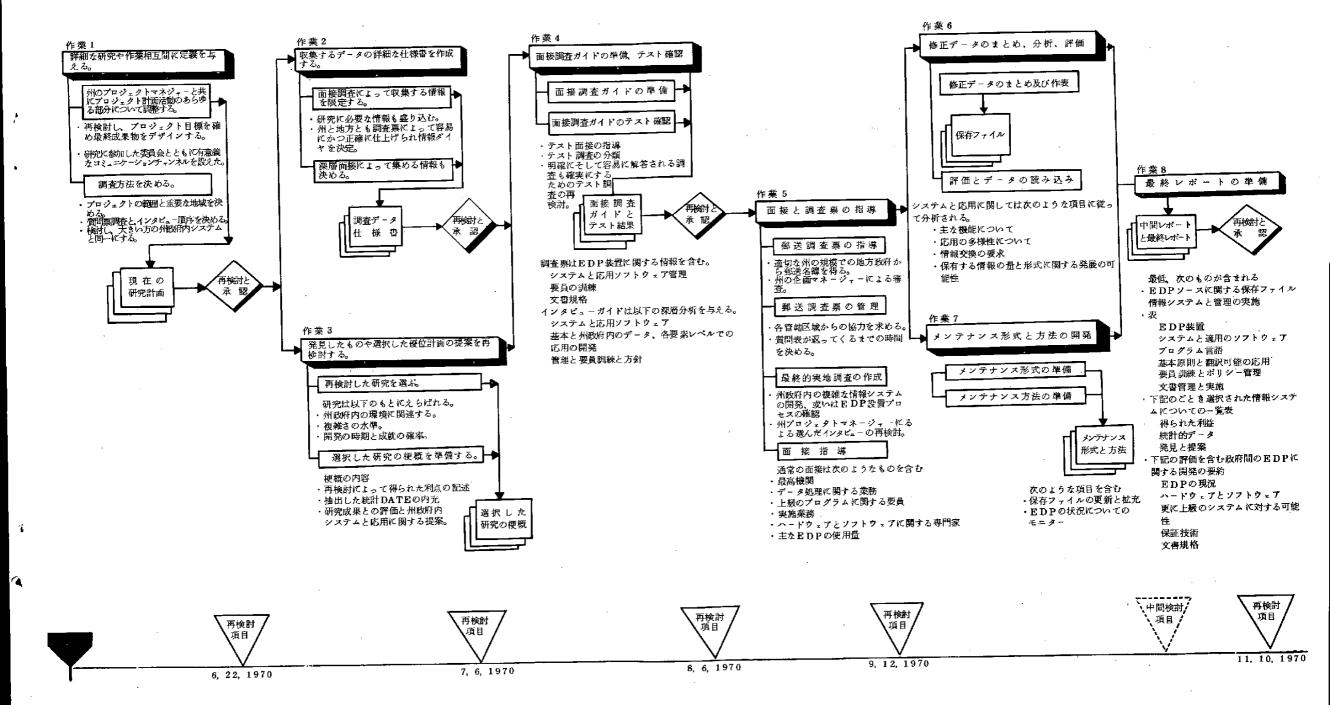
アーサー・ヤング社が公開入札の結果、この調査を担当することになった。カリフォルニアの 法律では、公開入札が要求されている。まれには、公開入札の手続きを踏まずに契約を結ぶ場合 もあるが、その理由が完全に説明できるものでなければならない。

アーサー・ヤング社(以後契約者と呼ぶ)は、8つの作業から成る6ヶ月計画を提案した。

(Ⅱ-1図を参照)基礎データは、アンケート方式で集められ、これらの結果はさらに、実地面接によって補足された。データは整理され、表にされて、分析され、そして評価された。そしてその結果は、最終報告書に発表された。準備段階で、この調査の当初の趣旨にいくつかの変更が行なわれた。この調査は、ハードウエア、ソフトウエア、設置台数、適用分野などの詳細な実態を把握しようという意図の下に当初計画されたのである。

ところが調査を行なっているうちに、調査の力点が詳細な項目毎の実態調査から、政府間データ処理分野における問題の認識と解明、評価といった事へと移っていったのである。当初の計画では16ヶ所でインタビューをする筈であったがこれは後に36ヶ所に増やされた。そしてこれに対応して詳細にわたるデータ要素などを省くことによって適度に作業は減らされた。その結果最終的報告にハードウエアのタイプや使用されているシステムについての情報は盛られているがデータ要素やシステムの運営についての詳細は載っていない。このようなデータは、独特のシステムについて記述した文献からしか得られないし、しかもそうした文献が入手しうるものについてしか調べることはできない。

調査活動の中心はアンケートにあった。それには、郵便を利用する方法と直接にインタビュー



					_
		·			
			•		·
					ر
	,				•
					•
	•				
			•		
				·	
•					
				•	
		·			ڹ
	•				-
					•
·					
				•	
		_			

する方法との2つの方法が利用された。その質問事項は、本報告の付録に載せてある。それらは、 キーパンチレやすいように工夫され、分類しやすいように色分けされてあった。

郡や市、学校区のための詳細な様式も用意されたが、これらの様式によって得られるデータは 州政府には不要のものであった。州レベルの場合は、予算を組む過程において、この種のデータ がたやすく入手できるからである。質問事項は、次のもっとも重要な4つの分野のデータを収集 できるように設計されていた。

機器

ソフトウエア

アプリケーション

マネジメントと人員配置

予備的なアンケートは58の郡と404の市と、1,120の学校区に送られた。それらの結果を分析した後に、さらに包括的なアンケートが44の郡と147の市と658の学校区へ送付された。

この報告書に記載されている結果は、発送された849のアンケートのうち、およそ400の 返答に基づいて集計されたものである。その中には州政府諸機関によって提出されたデータも含 まれている。

アーサー・ヤング社はこの調査に約40週人の手間を費した。さらに当委員会の技術部会のスタッフの作業時間が加算される。この情報をまとめるのに全体でざっと80から100週人の労力が費やされたと考えても差支えないであろう。

2-2 調査結果

1. コンピュータ化されたデータ・ペース

アンケートには、コンピュータ化されたデータ・ベースという名の章があり、そこでは、返答者に対して、そのような方法を用いたことの有無とその際の目的を尋ねた。ただ残念なことに、コンピュータ化されたデータ・ベースという言葉の定義をしなかったので、返答者達がこの言葉を私達の意図した通りに解釈したかどうかを知ることはできなかった。データバンクは組織を運営する際に利用される、データライブラリの包括的なコレクションである。コンピュータ化されたデータベースとは、必要な時は、いつでも機械処理できる形になっていて、しかもコンピュータですぐに入手できるようになっているデータ・ライブラリーやファイルのことである。

『一1表は、調査結果に基づき、コンピュータ化されたデータ・ベースに関する郡の活動を示している。カリフォルニアの半分に満たない郡(58のうち23)が計画段階と実施段階の差はあ

表 11-1 コンピュータ化され

		データ		法	的 規	制	
郡	人口	処理予算 (千円)	警	主要指標	指令管理	犯罪歷	統計
アラメダ	1,073,184	1,094,625	I	N	N	N _	I
プット	101,969	144,720	P	P	Ρ.	P	P
コントラコスタ	558,389	430,920					
フンポルト	99,692	84,600	N	D	N	D	D
カーン	329,162	291,600					
キンクス	64,610	63,720	Р	N	N	N	N
ロスアンゼルス	7,032,075	424,258	D	P	P	D	I
モンテリイ	250,071		Р	P	P	P	P
ネバダ	26,346	12,240					
オレンチ	1,4,20,386	864,000	D	P	P	P	I
プレサー	77,306	63,609	P	P	N .	P	P
リバーサイド	459,074	480,996	ı	I	P	P	I
サンベルナルデ	684,072	748,859	P	Р.	P	P	P
サンディエゴ	1,357,854	945,256	P	P	N	P	P
サンフランシス コ	715,674	2,038,473	I	I	P	P	I
サンジョアクイン	290,208	268,833	I	P	P	,P	P
サンマテォ	556,23.4	363,618	I _	P	P	P	P
サンタバーバラ	264,324	165,744	I	I	I	I	I
サンタクララ	1,064,714	167,840	D	D	N	D	I
シスキュウ	3 3,2 2 5	31,673	I	N	N	N	N
ソ・ノマ	204885	170,856	Р	Р	P	P	P
サター	41,935	57,567	N	P	N	N	P
ベンチュラ	376,430	309,600	D	D	P	D	P

たデータ・ペース 郡政府

						 	
計 画			病	院	*	<u>.</u> の	他
土地図の 符号化	資産情報	土地利用	患者データ	管 理	公共事業	福 祉	会計予算
•	1						P
			I	P			
N	P	N	D	D_	P		I
							I
P	P	P	P	P			P
P	P	P	I	I	P		P
	P	P	Р	P			,
							I
I	D	D	P	P			P
	P	P			P		P
Р	P	P	I	P			
P	P	D			P	<u>L</u>	
P	I	P	I	P		I	I
. P	P	. P	P	P			I
,			·N	I	Р	<u> </u>	
	D	D	I	N		I	<u> </u>
							_ D
							P
		 					
	Р		Р			I	

凡例

P ……計画あり

D……設計段階

I ……施行

N.....計画なし

表Ⅱ-2 コンピューター化さ

·		データ	
市	人口	処理予算 .	
		(千円)	主要指標
Azusa .	25,217	21,271	
Berkeley	1 1 6,7 1 6	5 4, 8 0 7	P
Burbank	8 8, 8 7 1	102186	Р
Costa Mesa	7 2 6 6 0	49,299	P
Fresno	165972	8 2 2 6 6	
Garden Grove	122524	44656	
Glendale	132752	193646	P
Huntington Beach	115,960	50,904	P
Long Beach	358,633	445,135	P
Los Angeles	2,816,061	2, 2 1 7, 8 4 0	P
Mountain View	5 1, 0 9 2	1 8, 2 3 5	
Oakland	3 6 1, 5 6 1	2 4 5 2 2 4	N
Palo Alto	5 5, 9 8 6		
Pasadena	1 1 3, 3 2 7	1 4 7, 6 0 0	
Riverside	1 4 0, 0 8 9	8 6, 6 7 8	
San Diego	696,769	391,686	
San Francisco	7 1 5, 6 7 4	2,038,473	I
Santa Ana	156,601	70,231	
Santa Monica	8 8, 2 8 9	40,923	P
Sannyvale	95,408	1 2 1, 1 2 4	I
MDS (Consortium)		151,211	

れたデータ・ペース 市政府

·	司法	執行				
指 標ファィル	指令管理	人 事	器材備品	付帯業務	公共事業	会計予算
						P
P	P	P	P	P	D	P
P	P	P	P	P		I
P	P	P	I	Р		D
						Р
	·					I
P	-	N	N	P		P
P	P	P	P	P	P	P
P	P	P	P	P	P	P
P	P	P	P	P	P	P
		,				I
N	P	P	P	P	P	Р
						I
					P	Ρ
						P
	D	D		D		
	P					I
I	P	I	I	D	P	I
P	P		P	P	P	D
I	N	I	I	I.		I
<u>.</u>	 				D	D

凡 例 P ······· 計画あり D ······ 設計段階

1 …… 施行

N 計画なし

MDS · · · · Municipal Data Systems

るが、コンピュータ化されたデータ・ベースを採用している。それらは主として人口の多い財政の豊かなコンピュータ化に熱心な郡である。もっとも包括的な作業が司法執行分野でなされて来たこと、あるいは目下なされつつあることもまた、注目されるべきである。これは司法執行援助法(The law Enforcement Assistance Act) に基づく連邦政府による過去数年にわたる多額の資金援助の結果である。データ処理の高度の利用開発への熱意は管轄区域の大きさと、データ処理のために獲得もしくは配分できる金額に正比例しているように思われる。

『−1表にはいくつかの小さな郡が含まれているが、表を見れば、それらの郡はまだほんの少ししか目的を達成していないことが判かる。

Ⅱ-2表にはカリフォルニアの市における、同種類の調査報告が示されている。この表は、コ ンピュータ化されたデータ・ペース・システムがほんの少ししか実施されておらず、ほとんどは まだ計画の段階であることを示している。人口数は 1970年の国勢調査から算出されたもので ある。本報告書中のこの種の表に記入されている記号は次のような意味を有している。

空欄 ・・・・ 回答なし

Y ・・・・ 肯定。 との適用分野においては、現在既に活動中、もしくは計画中のも のがあるということ。

N ・・・・ 否定、この適用分野での活動がないということ。

P ・・・・ 5年以内に既存もしくは新規の適用に機能を付加する計画があるという こと。

D •••• 目下、システム設計もしくはブログラミングの段階にあるということ

Ⅰ ・・・・ 全体で、50%以上実施されているということ

1-3表は、自己のコンピュータ施設を運用している市の人口別による一覧表である。データ
処理予算の大小によるランキングは、EDPのための資金が多い程、コンピュータ運用を高度に
発展させているという事実を裏づけている。(データ処理を利用してはいるが、このリストに出
ていない市は、他の機関によるコンピューターサービスを活用している。例えば郡のデーター処
理センターや商業ベースのサービス・ピュローなどである。)

データバンク・システムの発展過程の中でも法の執行と刑事裁判の分野はとくに重要なので、 Ⅱ-4表に、既存の包括システムと各レベルの政府の相互関係を示した。実際にこの表に載せた のはカリフォルニア州で既に運用もしくは開発中の35の相互関連システムのうちの10システムにすぎない。最初の2システム、つまり(SEARCH)と(LETS)とは、カリフォルニアのコンピュータ・システムと通信回線で結ばれ連動している全国システムである。州全体の33の郡、市については付録を参照されたい。

表 🛮 - 3 市のコンピューター所有状況

			順	位
市	A D	E DP 予算	\ <u></u>	予 算
ロスアンゼルス	2,917,000	\$ 6, 1 6 1, 0 0 0	1	1
サン フランシスコ	7 4 0, 0 0 0	5,662,000	2	2
サン ディエゴ	690,000	1,088,000	3	4
サン ノゼ	412,700	2 4 3 0 0 0	4	1 0
ロング ピーチ	392,700	1, 2 3 6, 0 0 0	5	3
オークランド	385,700	681,000	6	5
フレスノ	168,600	229000	7	1 2
アナハイム	158200	4 4 7, 0 0 0	- 8	7
サンタアナ	149,300	195,000	9	1 3
グレンダール	1 3 7, 4 8 1	5 3 8, 0 0 0	10	6
リバーサイド	136,800	241,000	11	1 1
トランス	1 3 4, 3 9 7	177,000	. 12	14
パサデナ	125,544	410,000	1 3	8
バークレイ	120,300	152,000	. 14	16
ガーデン グローブ	119,300	124,000	15	2 0
サンベルナルディノ	112,000	1 1 5, 0 0 0.	16	2 1
ハンティントン ピーチ	104,124	141,000	1 7	1 7
ストックトン	101,000	106,000	1 8	23
バーバンク	95,200	284,000	1 9	. 9
ヘイワード	9 3, 4, 0 0	130,000	2 0	19
サンタ モニカ	91,465	114,000	2 1	2 2
サンタ クララ	8 4, 1 0 0	172000	2 2	15
フレートン	8,3,000	73,000	2 3	2 7
サンリーンドロ	7 4, 4 0 0	48,000	2.4	3 4
コスタ メサ	73,000	137,000	2 5	18
サンタ バーバラ	7 1, 4 0 0	88,000	2.6	2 9
ベカースフィールド	7 1, 2 5 8	59,000	2 7	2 6
オックスナード	6 7, 6 2 2	1 0 1, 0 0 0	2 8	2 4
レッドウッド シテイ	58,200	99,000	2 9	2 5
マウンティン ヴュー	5 1, 3 0 0	51,000	3 0	3 3
ニューボート ビーチ	4 5, 8 2 0	58,000	3 1	3 1
アズサ	27,350	59,000	3 2	3 0
パーム スプリングス	20,874	6 9, 0 0 0	3 3	2 8
サン クレメント	16,600	56,000	3 4	3 2

文 | - 4

Ħ	42	プロジェタト/ システム名	म क	p 差 根 馬	ファイルシェび 情報 の 棚 和	机 寮	プロジェクト 研究の期間	年次推定運用予算 (千 ドル)	他のシステム・ プロジェクトとの	インターフェイス する他のシステム	アクセス方法
		/ / / / 4		-				(+12)	如 似 特	· 4/100/22/27/A	
	多州間シメ 運動局	テム 犯罪歴の分析・後			#2						
		ポルロ・ファリ・ 世 東クステム	LEAA	Arizona California	1.犯 鄭 康 2.犯罪統計	ト記を行えりための刑 事情報システムの原型	18ヶ川 1969年6月30日1ヶ	2520 (研発費)	類似プロジェクトをし		カリフ・ルニア: では多分CUET
		(SEARCH)		Connecticut	- 1007-600	の開発	1970年12月308年で	Cinipon /			を通してのオン
		1		Florida		L犯罪者歴ファイルの				700,01	12
				Maryland		州間オンライン交換	i			カリフォルニアポ	
				Michigan Minesota		ド関する実現可能性 のデモンストレーシ				で出多分 CJ 18	
				New York		.2				とインターフェ イスするととに	
				Техаз		2.統計交換を目的とす				なろう。	
		j		Washington		るコンピュータ・シ					
						ステムの設計とデモ ソストレーション					
	19	司法執行テレタイ		0541757	指令(ポイント・ツウ・,	犯罪活動に関する情報					テレタイプ
	17	プ・システム				の州間シェび州とカリ			l		2011
		(LETS)		全ての州		フェルニア内の連邦籍					
					1びスイッチング	機関との間の交流を可					
				1		能にしている全国司法					
				1		通信システムは、8つ の全国地域の1つであ					
						る西部地域ネットワー					
						タ・テレタイプ・シス					
						テム(Western Area	·				Ì
] .				Network Teletype					
						System WANTSK 包含 されている。(下記数					
						原)					
	州規模シス	ļ į									
		西部雄城ネットワ	备: 井	西部 6 州		カリフォルーナと他の					テレタイプ
		ーク・テレタイプ				西部5州は、1分間に					
		ンステム (WANTS)				100語のスピードで 送受信できるテレタイ	ŀ				
		("""				ア芸聞によって連続さ					
						れている。カリフェル					
						ニア・メッセージ・セ					
		}				ンターはCLETSの中					
						継島立の関係でサクラ メントに健かれている。					
i di	3.0	カリフィルニア可	#1	全ての市、都か	指令(ホイント・ツウ・	CLETSは1931年	(1956)	1953		NGIC	テレタイプ
		法連信システム			ポイント)、地域手配					SEARCH	
		(CLETS)		ER .		まで使用されて来た時				CJ1S	
		[l .	エ びスイッチング	代遅れの州テレタイプ システムにとって代わ		i		Anto-statis AMIS	
						る最新の電気通信シス					
						テムてある。 4つのメ					! !
						イムシェナリング・コ	-				1
						ンピュータ(2 つはサ クラメントに置かれ、					1
						残りの2つはロスナン					ł
						ゼルスに置かれている)					
						たよってメッセージ・					
						スイッチングが行なわ n a			İ		
						れる。 含スイッチング・セン					
		.				ターにおいては、常に					
				ļ		1台のコンピュータが		-			
			1			オンライン用に使用さ					
				1		れ、もり1台杜第1の コンピュータの故障に					1
						個えてバック・ブップ					1
						の役を果す。第2のコ					1
				ļ	· .	ンピ、一タは鮮緩的に					1
						スイッチング用コンビ		·	1		1
						▲ 一夕の状態をモニターし、メ・セージ・ローニング・ロージ・ローター	+	}			1
						グを記録し、交信量の		i			
						統制報告を作成し、そ					\
				1		して主コンピュータが					
						故障した場合には直ち にそれに代わる。					1
3 8	t. 6.1	悪事情報システム	#	州内の地域をよ	1.05=120	CJISは利用者の必	/1979#7B\	1600	CJISKは船んどの州	NCLE	カリフ・ルニ
J 5	Ł M	勝事情報システム (Crimina)	m.	び地方的事司法	1.犯罪症配録 2.指名手配ファイル	受性に基づいて完全に 要性に基づいて完全に	(1916年1月)	1500	CJ ISKH始んどの州 中地方の飛事司法情報シ		カリフィルニ' 司法電気通信
		Justice la-		袋圈	3.少年犯罪配針	脱合された州全域にお	1		ステムに長済を長つかの		ステムを通し
		formstion		1	4.その他のファイルー	たる犯罪情報システム			エレメントを包含する。		オンライン・
		System-CJI		1	英報がまるのは舞盗						ングム・フク
		8)		1	以	イルド遠隔端末接によ りカリフェルニナ司法					
				ļ ,	1	リカリフェルニナ 叫注 ナレタイプ・システム					l
		1		1	l	(CLETS) を通して					I

	•									
			1		アクセスすることがで				ł	1
日動車網局	*-++itan		全ての州、地域	1.車輛登録	さる。 ボートノ化された管理		* 未完要	AM 1 Sは当初は幾つか		CI.ETS
	ま野理情報シス テス(AMEES)		かよび地方の刑 事事法機関	2.自動車運転免許	情報システムは、これ まで開発された身元服		;	の郡を大都市圏の情報 シ メテム・ファイルと重複		
ļ				i	合・認識システムの中			したものであった。始方		
			ĺ		で最大のものである。 このシステムは3,000			機関はもはや大きを機製 がオンライン・アクセス		
					ガ以上のランダム・ア クセス記録を作成、権			しているファイルと回様 なファイルを維持してい		
					特か上が更新できる。			ないと考えられている。		ļ
ハイウェイ・バトロー	オートノ化され 元全光規模の必	af-l	押 祭	盗雞白動作情報	盗難自動車もしくは全		t 0 3 5	全ての査難自動車に要す		CLETS 234 DX
-	整自動車配合シ				米洛難自動車局を通し てカリフェルニア周辺			る中央ファイルは、ある 種の地方ファイルと取復	AM15	のオンライン・ア クセス
	ステム(Auto- Statis)				の基件から指名手配されている車輌に関する			ないし類似する内容のも のとなろう。		
					果中・書種情報を提供 するオートメ化された					
i					システムでもる。 こた				•	
					はまた司法島や全米犯 罪情報システムのため					
					のティセージ・スイ・					
					チング機能も果たす。					
衛正局 \$ 1 び 青少年 局	構正決定情報プ ロジェクト	精平衛生と 関する医療		2指線計画に関するア	増正かよび胃少年局の 情報に対する萎縮を消	5ヶ年計画発足	9.6 (糾殊費)	ロスアンゼルス地域司法 情報システム、刑事司法		現在のところリア ルタイム・ツスナ
	(Corrections al Denisions			- 8	たすための、金米に適 用しりる自己評価情報	1971年6月827		情報管理プロジェタト (サンタクララ部)など		ムではないが、シ ・ユテムがオペレー
	a Information	· ·			システム能力の別先を			のケース追踪手法やその		ショナルになる時
	on Project -CDIP)	-			結動するためた教針された。CDIPは下記			他のケース追跡システム と同様な手法を含む。ま		なでは端末機から のアクセスができ
					の構点に力を入れている。	İ		たSEARCH と同様を様 式の犯罪器も含まれる。		25.
1					1.犯罪者が矯正過程を			しかしながらケース数決		
				ļ	経る際に行なわれる ケース要決			とか前僚計画の語クース についての情報は他のシ		
			!		2.治療計画の管理 3.調査機能			ステムよりも遙かに詳細 なものである。		İ
			İ	:						
 多郡間シス										
フラメダ 椰	警察情報オット ワーク(Police		アラノデ部保安 官か1が全ての	指名手配ファイル	P 1 Nはメッセージ・ スイッチングと共収速	(1964年)	350	リバーサイド部のスピー ド連携状システムと同権	NCIC CJIS	遠隔端末機よりの オンライン・アク
	Information Network-PINI	1	サンフランシス コ気地域司法機		錦状データのインプッ ト、検索、更新、それ		1	のものである。ロスアン	Auto-Statis	±2.
		Ì	No.		に削除などを行なうた	ľ		ゼルス警察者、サンジエ ゴおよびヴェンチ・ーラ	AMIS	I
•				I	めのものである。推奪 地域にある93の司法			料指名手配システム		
			i i		機関はオンシインの風 会をすることができる。					
		:			ファイルは登録番号と	`				
		İ			名前によって検索され る。PINはまた。					
					Auto-Statisと接続 して容響もしくは手配			! !		
					中の真糖に関する情報			i		
					を通知する。					
群 シ ス テ ロスアンゼルス保安			保安官事務所。	ドキ、ノント、写真、	透画ビデオ端末機でア	1989年3月iC計画	960	カリフェルニア州数自の		連絡端末機よりの
育事務所	かの	ルス器	やがては郡全体	羽及の大量書稿と検案	タセスできハードコピ 一もしくはディスプレ	務足	全費用はかませ	ものであり、2 つの連起 機関とカナダ王宝騎馬警		オンテイン
	İ		多なが古書物表	提助、逮捕者の識別、	1を得ることができる	保終了	(四光費)	界が同類のシステムを発	. !	
	.		はなる。	Mag、チップ・シート、	ビデオ・ファイル情報 システム。デジタル・	階載了		' a a '		
					コンピュータがビデオ・ テープを探し出しむ料:			-		
						ナルになる予定	i			
								-]		
			į						.]	.]
							ļ	1		
	!									
	!								. 1	
	į						,			į
						i	ĺ	i	!	
			•			-			· į	i
				`						

11-2図は現在行なわれているC omputer - to - computer communication の図解である。多くの場合、各レベルごとの質問に答えうる、厖大なデータベースが設けられている。もし、どこかのレベルで情報が得られるとそれは要求者へ廻される。そうでなければ、ワシントンの全米犯罪情報センター(The National Crime Information Center) にまで、問い合わせがなされ、その後ただちに返答がなされる。

法の執行官に必要な迅速な情報の提供に加えてこのシステムは他にもいくつかの目的に役立 つものである。

例えば、自動車局の自動管理情報システム(Automated Management Information System of the Department of Motor Vehicles)は運転免許証、自動車やボートの登録などに関する行政記録管理として役立っている。

とのシステムの年間運用費は、器機のコストや、人件費を入れて、およそ 1,1 0 0 万ドルである。しかし、 AM I S は単なる自動車局の付属機関ではなく、同局の不可欠な一部分である。とれなしでは、自動車局は活動することが出来ないであろう。

カリフォルニャの急激な人口増加のために、自動車局は、コンピューターなしには、多量の保 存記録を維持することは不可能になったことを認めている。

現在、ファイルには、1.450万の運転免許と2000万の車の登録が入れられている。これらの免許は3年から5年ごとに、車の登録は毎年書きかえられなければならない。このような情報の維持に加えて、昼夜の区別なくいつでも、1,000台の端末機を通して、各政府レベルの司法執行官のために迅速な情報が提出されるようになっている。

Ⅱ-4表もしくは付録Cに表記されている諸システムについての詳細な情報は入手しりる。

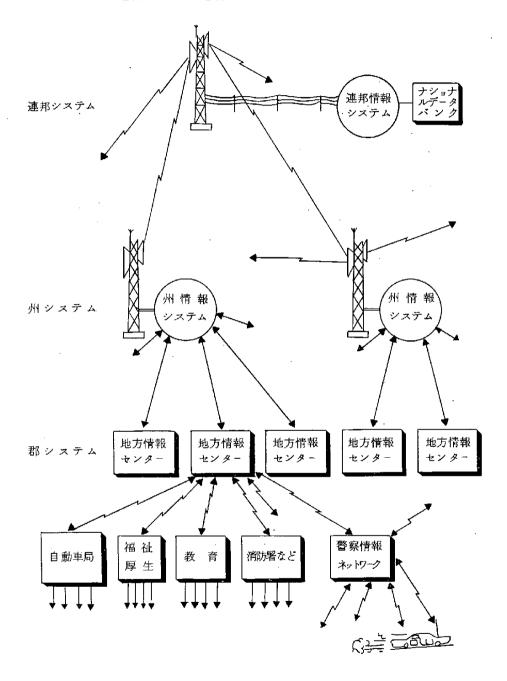
2. 州政府におけるデータ・バンク

州政府は各年の諸活動を遂行するために、多量の情報項目を集め、保持している。行政機関連絡委員会の調査報告には、州政府の有している情報についての詳細はレポートされていない。しかし、州政府レベルのシステムの中、他の政府レベルとかなりの相互関係をもっているものについては報告している。地方政府に大きな影響を与えるほどのシステムを有する中心的な州政府機関が23ある。

これらの諸機関で用いられているシステムとサブ・システムの合計は72にのぼった。この、情報の交流は州政府にとっても地方政府にとっても重要なことである。同時にそれは非常にむずかしい領域の一つであり、迅速性と正確性と有効性の保証が、常に要求されるのである。ある場合には、地方政府の報告のもたつきや、州政府側のシステムの非能率のおかげで、記録の更新に18ケ月以上もかかってしまう時もあったが、こうした問題のあった領域は改善されつつある。

図 11 - 2

連邦― 州― 地方のデータネットワーク



『一3図は州と地方における情報交流の複雑な様相を表示している。この図は1965年にロッキード・ミサイル・アンド・スペース社(Lockeed Missiles & Space Company)が "カリフォルニア州全体のインフォメーション・システムの研究"と題するレポートを完成させた時に作られたものである。

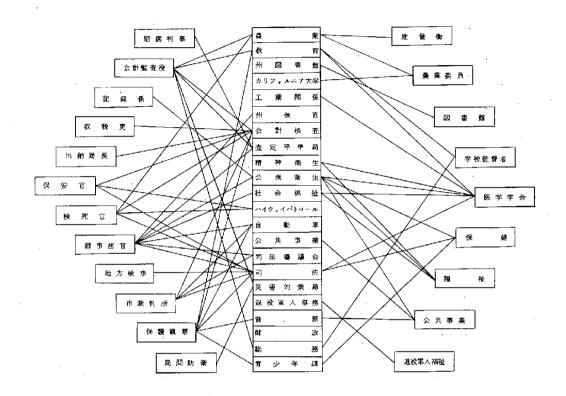
地方政府から州政府への報告の量について、ロッキート社の研究は、次のように述べている。

"郡は提出頻度はそれぞれ異るが600種類ほどの報告を州へ提出しているが、その中のほんのわずかなものが印刷された報告様式を使用しているにすぎない。1年間に典型的な郡はおよそ1万の報告を発送している。各郡から多くの報告(20以上)を受けとる州の各局は次の通りである"

	州の	局		郡からのレポート数
社	会	福	祉	2 0 4
教			育	7 2
保			健	6 9
구)			法	5 8
農			業	3 7
監			査	. 27
精	神	衛	生	2 2

1965年以来、6年間に、要求される報告書の数を減らすと同時に、手書きの報告様式の数を減らし、通信回線の端末機を用いる方法でインプットを自動化したとか、―― 更に各郡は今では書式に代えてカードや紙テープで報告を提出していると本報告書に書くことができたらさぞ嬉しかったろうと思う。残念なことにこうした方向への進歩はほとんどみられない。反面、ロッキード社の調査研究成果を更新する試みさえ行なわれておらず、現状ではなんの改革も行なわれていないばかりかむしろ状態は悪化しているのではないかとさえ思われる。州政府は厖大な情報の必要性に対処するために、要求する報告のインプットの規格化と自動化を行なうための組織的な計画を発足していない。

各種の情報の必要性とその関連性についてなんらかの考察は以下に述べる23の適用例から引出すことができよう。説明からデータ・ベースの性質が推測できるであろうし、これらのシステムについては、詳細なデータ要素やシステムの仕様の資料を入手することができる。



地方管轄と関連のある州機関のEDP適用

農業部

農業害虫駅除

- 。目的と摘要
- 。地方の関連
- ――州法の要求による情報提出
- ―― 殺虫剤使用、場所、化学薬品の種類に関する情報の交流

• 大気資源委員会

大気監視と空中浮塵に関する報告

- 。目的と摘要
- ----数千という記録が毎年集められ、カリフォルニアの大気の状態の性質が調べられている。データは磁気テーブに収められ、数個のコンピュータープログラムにより処理されている。
- 。地方の関連
- 一 情報提出
- ―― 大気放出物データの情報交流

気象学

- 。目的と摘要
- 。地方の関連
- 一 情報提出

• 会計検査

地方政府会計事務プログラム

- 。目的と摘要
- 一一 このプログラムにより、地方局は、予算、会計、そして不動産や私財の税金の収集に関して統一された効果的な手順を確立でき、又、地方政府に関する意味のある財政情報報告を作成できる。プログラム要素は、(1)財政報告と予算 (2)街路、道路、(3)統一会計(4)税金による譲渡土地
- 。地方の関連

• 災害事務局

民間防衛監視所

- 。目的と摘要
- ――監視所設備の目録の更新と、監視所と避難所の便覧を提供する。約11,000の監視所と避難所があり、それ以外に州全体には2000もの各種器具が配備されている。これは約107,000もの器具設備が地方民間防衛管轄と、州及び機関に割当てられていることを示すものである。民間防衛局との契約により、カリフォルニア災害事務局は、計画に基づきこれら装置の維持と調達とに責任をもつ。
- 。地方の関連
- ----情報提供:監視所、避難所、関連設備の配備状況の便覧

• 教育部

- CEIMS(カリフォルニア教育情報管理システム)
- 。目的と適要
- ------ 立法、行政、各部管理職員が必要とする管理タイプの報告を作るのに用いられる情報 のデータ・ペースを提供する。
- 。地方の関連
- --- 州法に基づく情報提供
- CEIS(カリフォルニア教育情報システム)
- 。目的と摘要
- --- 地方学校区で使用される、生徒データ、事務データ、人事データ、カリキュラム資料 などを処理するための情報システムを提供する。
- 。地方の関連
- -----州法及び連邦法に基づく情報提供
- ---- 転校生徒記録の情報交流

信任状システム

- 。目的と摘要
- ――教員への信任状の発行を補助するシステムを提供し、現時点における専門職員の充足 状況を示す。
- 。地方の関連
- ――教員の需給、教員の採用可能性に関する情報提供

学校配分システム

- 。目的と摘要
- ---学校区を支持するために州立学校予算配分システムを提供する
- 地方の関連
- ---- 州法に基づく情報提供
- --- 生徒数、各学校の管轄区域に関する財政情報の交流

特殊教育システム

- 目的と摘要
- ―― 特殊児童に関する情報を記録報告するシステムを提供する。
- ◦地方の関連
- ―― 州と連邦法に基づく情報提供
- 情報交流;有資格者は、CEIMSデータ・ベースから詳細又は概要の生徒データを得られる。

州テスト・プログラム

- 。目的と摘要
- ――指定プログラムによる学校区、郡および州の学童テスト成積を集計するシステムを提供する。
- 。地方の関連
- ――州法に基づく情報提供

教科書システム

- 。目的と摘要
- ----無料教科書をすべての小学校に配布するシステムの提供
- 。地方の関連
- ――州法に基づく情報提供

職業システム

- 。 目的と摘要
- ---1968年職業教育条例に関する情報記録報告のためのシステムの提供
- 。地方の関連
- ――連邦法に基づく情報提供

補塡教育(Compensatory Education)

- 。目的と摘要
 - ―― 基金の認可と地方補塡教育プログラムの評価
- ◦地方の関連
 - -- 州及び連邦法に基づく情報提供
 - -- 情報交流・情報交流のための効果的プログラムが提案されている
- 公務員退職システム

現職人員情報システム

- 。目的と摘要
 - 人員の集計と統計情報の最新記録の維持:人員の払戻し金、退職又は死亡給付の計算 :定期保険統計と評価報告用ソースデータを与える:他の統計的又は分析的報告を要求に 従い提供する。
- ◦地方の関連
 - --- 州法に基づく情報提供
 - ――情報交流:各契約部局毎にシステムの中に入っている各局資産の年次決算報告

• 会計

- 。目的と摘要
 - --- 職員と雇用者の寄付金の補助会計記録の維持と寄付積立金の規制元帳勘定の補助に関与し、寄付金の配分のための必要計算を行い各種雇用者補助積立金額に関与する。
- 。 地方の関連・
 - ---州法に基づく情報提供
- --- 情報交流:各局の雇用人、寄付金、システム内のサービス貸方記入額のリストと注釈 給付計算と支払
- 。目的と摘要
 - 一 給付額の算定に用いる退職者と給付情報に関する最新ファイルを維持し、そして州政府の支払部門に対し、給付をすみやかに支払うために必要な全てのデータを含む磁気テープを提供する。またとのファイルは支給月額や控除変更通知を出したり、退職職員に対し年次決算や総支給額、控除の詳細、実質支給額などを提供し、そして、内国歳入庁のために差引いた金額を報告するためにも用いられる。
- 。地方の関連
 - ――州法に基づく情報提供

--- 情報交流:退職時に政府機関の雇用人として、毎月給付支給を受ける職員の年次リスト

保険統計調査と評価研究

- 。目的と摘要
 - ――保険統計スタッフリストと現職人員、退職員、年金受取人の実績報告(死亡率、サービス、満期率、補償等)、システムの資産、負債の保険統計評価の定期報告と、局の契約による年金の変化とコストの決定に必要とされる特殊報告作成
- ◦地方の関連
 - -- 州法に基づく情報提供
 - --- 各局に報告された保険統計調査の要約結果の情報交流

病院と医療手当に関するもの

- 。目的と摘要
 - Meyer-Geddes病院と医療手当基本主要計画に含まれる人員の詳細記録の保持と、 Health Benefits Division に肉眼で読みとれるような形の記録、詳細リスト、統計報告等の情報を与える。
- ◦地方の関連
 - ――州法に基づく情報提供

管理とサポート

- 。目的と摘要
 - ――全般的管理決定のための情報を与え、データプロセシング機能の方向づけを行ない、情報提供を改善するため管理の道具として、システムの人員や、州、そして契約中の公共機関の職員のためにより効果的な情報を与える方法として自動データ処理施設が役に立つ見込みがある場合にはそれを研究し、勧告し実現せしめる。
- 💀 地方の関連
 - --- 情報提供

• 査定平準局

資産税査定標準

- 。目的と摘要
 - ― 1940年からの費用変差に基づく設備費用要素である設備指標要素を計算する。データは同局と郡査定人により、設備鑑定の時に用いられる。このプログラムは又時系列報告のまとめ、郡査定人に農地所有者データを与える際にも利用される。

◦地方の関連

――情報交流:設備指標要素は、査定平準局が用意した査定人ハンドブックの1部となる。 農地所有者データは、農事により収益を生じた事項にそれ相応の資産報告書をつけている。 資産税郡間均衡化

。目的と摘要

— 全般的行政決定のための情報を与え、データ・プロセシング機能の方向づけを行ない情報提供を改善するため管理の道具として、またシステム人員や州そして契約中の公共機関の職員のために、より効果的な情報を与える方法として自動データ処理施設が役に立つ見込みがある場合にはそれを研究し、勧告し、実現せしめる。

。地方の関連

- -- 州法に基づく情報提供
- --- 情報交流:ある意味で情報は評価の結果として配分される、特に郡による評価の差は 査定人により再検討される。

州が査定による資産の資産税査定目録

。目的と摘要

一市と郡の資産税査定のために州の査定による、資産税査定目録を作成する。(鉄道によって所有又は使用されている課税可能資産と公共施設と複数郡にまたがるある種の資産)

。地方の関連

一 情報交流:査定目録は、各市と郡の査定人に送られ、州査定資産に課すことのできる。 資産税の査定の徴集のための地方政府の基礎となる。

世帯主免税申請の郡間照会

。目的と摘要

― 2つ以上の州で資産税免除の世帯主要求をしたときに州の資金の不当支払をさけるための方法を与える。起りうる重複は、申請者の社会保証番号を58のすべての郡のものと 服合して捜される。

. ・ 地方の関連

- ― 州法に基づく情報提供
- —— 情報交流:要求直複のリストは、各査定人に送られ、どの要求が正当のものが調べられる。

財政局

歳入と人口調査

- 。目的と摘要
 - ――一連のサブプログラムがあり、年、性別、教育によって分類した地方区別毎の人口を 推定する。これらのサブ・プログラムはより効果的に税収入を推定するために開発するも のとする。
- 。地方の関連
 - ――人口統計データの情報交流……税額推定
- •健康管理局(Health Care Services)

資格決定

- 。目的と摘要
 - 一一とれは個人又は家族がMedi-cal 計画に基づいて与えられる健康管理サービスを受ける者としての資格に達しているかどうかを調べるためのものである。これは有資格者の記録の保守を行ないマスター資格ファイルと提出された資格取得申請とを照合、補助給付を得る資格をもつ社会福祉受給者のSSAへの報告を作るプログラムなどから成っている。
- 。地方の関連
 - ――州法に基づく情報提供
 - -- 情報交流:第18Bの補助医療保険給付のすべての受給者についての情報は郡の福祉 事務所へ送られる。また、ケース毎の情報は郡の有資格者ファイルとマスター有資格者ファイルの調整の際に提供される。
- カリフォルニアハイウエイパトロール局

記録

- 。目的と摘要
 - ── 交通法規の施行と交通事故防止に関する行政決定のための情報を与える。
- 。地方の関連
 - ――州法に基づく情報提供
 - ──情報交流:交通事故にまきとまれた運転手に関する情報

自動車窃盗(AUTO-STATIS)

- 。目的と摘要
 - --通信回線システムによる、地方、州、連邦法の施行機関のための、盗難車輛に関する 情報蓄積と検索
- ・地方の関連

- ―― 州法に基づく情報提供
- 一情報交流:盗難車又回収車の状態

人間関係局

コンピュータ による 社会情報システムの全国規模のデモンストレーション・プログラム

- 。目的と摘要
 - 一統一された統計・資格報告システムの設計と、郡レベルでの情報の収集とそれを機械で読みとる形で蓄積するのを容易にするシステムの設計。データ収集は、通常の郡の業務と産物としてできるものとする。
- 。地方の関連
 - ― 州法と連邦法に基づく情報提供
 - ――受給者と保護資格者間の情報交換、受給者への直接的援助が社会奉仕、医療サービスリハビリテーションおよび職業訓練。

• 人材開発部

職業奨励

- 。目的と摘要
 - ――職業奨励プログラムは、議員立法により法制化されたものであり、自動職業奨励システム(WIN)は、会計検査官が会員への支払いから生ずるデータから生れたものであり、加入者の状態維持、地方レベルと中央事務局使用のための統計データを出す。
- 。地方の関連
 - -- 州法と連邦法が要求する情報の提供
 - 情報交流

司法局

統計報告プログラム

- 。目的と摘要
 - ――犯罪の主要要因を示す事実の発見、解釈、報告をし、刑法の執行にたずさわっている カリフォルニア州の公的機関の有効性を反映する。
- 。地方の関連
 - ― 州法が要求する情報の提供
 - --- 統計報告と概要の情報交流

麻楽処方箋プログラム

- 。目的と摘要
- --- 麻薬の不法使用の規制において、麻薬処方箋プログラムの誤用を発見するのに役立つ 情報を与える。
- 。地方の関連
- 処方された麻薬のタイプの情報交流、麻薬を処方した医者とか、麻薬を受けた患者とか、紛失、盗難、偽造麻薬三重処方箋についての情報。

犯罪手口プログラム

- 。 目的と摘要
 - ――犯罪容疑者の発見と解明に役立つ情報を、犯罪を犯す際に用いられた方法と結びつけて与える。
- 。地方の関連
 - --- 州法が要求する情報の提供
 - ――犯罪手口データの情報交流

雑財産プログラム

- 。目的と摘要
 - ― 紛失、盗難、質入れされた確認可能な私財の中央記録を設け、その財産の回収を計る と同時に、犯人の解明の手掛りを与える。
- 。地方の関連
 - ― 州法が要求する情報の提供
 - ――紛失、盗難、質入れされた確認可能な財産データに関する情報交流

銃砲プログラム

- 。 目的と摘要
 - ――紛失、盗難、拾得、質入れされた銃砲、特定銃砲の売買、隠匿可能な銃砲を購入した 人の記録を添えた銃砲自己登録などについての中央記録を設ける
- 。地方の関連
 - ― 州法が要求する情報の提供
 - ―― 身元確認、犯罪歴、近況などについての情報交流

犯罪歴プログラム

- 。目的と摘要
 - ---- 活動中の犯罪人の完全かつ最新情報を維持、利用者の要請に応じて、これら情報を迅速に提供する。

- 。地方の関連
 - ---州法が要求する情報の提供
 - --- 身元確認、犯罪歴、近況などの情報交流

指名手配人プログラム

- 。目的と摘要
 - —— 司法機関が逮補状を出したあらゆる人に関する中央記録を設ける。
- 。 地方の関連
 - --- 州法が要求する情報の提供
 - --- 情報交流:身体特徴と手配をした機関の容疑者情報

犯罪統計

- 。目的と摘要
 - ――犯人の特徴とカリフォルニア州における刑事機関の有効性に関する事実の発見、解釈と報告。この仕事には、毎年80,000人もの活動中の重要犯罪人の確認が含まれる。 CJIS統計報告プログラムの一部となる。
- 。地方との関連
 - ―― 州法が要求する情報の提供
 - ―― 統計報告と概要、年次定期刊行物による情報の交流

人に関する情報

- 。目的と摘要
 - ―― 既知犯罪人、手口、指名手配人に関する情報の全州ファイルの維持。バッチ処理による犯罪手口ファイルには、50,000人の記録がおさめられており:指名手配ファイルは手書きのものである。CJISは、指名手配人プログラムと手続きプログラムの両方を包含するであろう。
- 。地方との関連
 - ___ 州法が要求する情報の提供
 - ――指名手配犯と犯罪手口データに関する情報交流

財産に関する情報

- 。目的と摘要
 - ――紛失、盗難、質入れされた財産に関するデータの処理と蓄積。現在ファイルのサイズは、7000000のオンライン記録である。このプログラムは、CJISの雑財産プログラムの一部となる。

- 。地方との関連
 - --- 州法が要求する情報提供
 - -- 紛失、盗難、質入れされた財産に関するデータ・情報の交流

凶器に関する情報と規制

- ○目的と摘要
 - ―― 隠匿可能凶器に関するデータの州規模ファイルによる処理と蓄積。現在のファイルサイズは、4,000,000のオンライン記録である。このプログラムはCJIS銃砲プログラムの一部となる。
- ◦地方の関連
 - ―― 州法が要求する情報提供
 - -- 銃砲データの情報交流

三重処方箋規制

- 。目的と摘要
 - --- 危険な薬の不正使用発見のための麻薬処方のリストの処理と作成。このプログラムは CJIS麻薬処方プログラムの一部となる。
- ◦地方の関連
 - ――司法のための情報交流

CLETS(カリフォルニア司法通信システム)

- 。目的と摘要
 - --- 司法機関に、効果的で効率よい州全域の通信サービスをする。
- 。地方の関連
 - -- 司法に関する情報交流

• 精神衛生局

患者データと研究

- 。目的と摘要
 - 一 州病院又は、地域精神衛生施設への入院待ち、又は治療を受けている人々に関するデータの収集、編成、分配、維持をする。自動ファイル維持と検索技術を用いて、州病院の
 - 患者データを改良する。重複をさけた共通の州病院患者データバンクを設立する。
- 。地方の関連
 - -- 情報交流:患者統計は、その住居のある郡へ配布される。

地域精神健康費用報告とデータ収集

- 。目的と摘要
 - ――地域精神健康プログラムの費用を、その部、その役員、立法議会、その他の関係者に 報告する。1968年のショートードイル条例の特定要求を満たすようにする。
- 。 地方の関連
 - --州法が要求する情報提供
 - -- 情報交流:各種の費用と未だ完全に規定されていない統計情報

• 州兵局

州兵情報システム

- 。目的と摘用
 - ― カリフォルニア州軍の各隊員のデータ、マスターファイルは、軍の本部で、又、ワシントンの州軍局で維持されている。
- 。地方の関連
 - ――情報交流:月別隊員状態リストは州軍司令官に与えられる。

自動車局

車輛免許発行と名称づけ

- 。目的と摘要
 - 一車輛や船舶の引取を登記し、手数料を支払い、記録するという大衆の必要性に経済的にしかも簡便に奉仕する同局を助けると共に、自動車局の管轄内にある事業または職業に従事する全ての人々や会社が法令に基づいて適切に資格を受け認可を受けることを保障する同部の役に立つと同時に、公共や司法その他の分野の利用者に情報検索を提供する。これらの目的は第三世代のコンピュータをオンライン・リアルタイムで利用することによって達成される。
- 。地方の関連
 - ——次の事項の情報交流:移動家屋記録、緊急質問への解答、非緊急質問への解答、特別 な法律の探索。

職業免許と規定

- 。 目的と摘要
 - ――許可された事業又は会社主を識別するインブットの作成:免許をもつセールスマンとその雇用者を識別するインブットの作成:どのようを文献の検索に対しても応じられるようにデータ処理部全体にわたり文献の管理を行なう:データ処理方法による正確な検査を備える。

。地方の関連

質問に対し、将来はリアルタイムで応じ、特別な法の探索要求を処理するための情報 交流

周の管理

。目的と摘要

このプログラムは目標の達成を確実にするためにAMIS活動を調整・管理するためのものである。これには重要な管理情報の作成や、会計、人事、それに調査研究のためのEDPサービスなどが含まれる。

・地方の関連

情報交流:オンライン質問リストに基づくAMISデータ・ベース、要求に応じての特別報告

DMV関連サービス(船舶)

。目的と概要

探索、救助のための船舶の確認、郡査定人用データ供給、査定平準局へ販売価格の情報:計画立案のための統計:船舶ローンのための規制文書を金融機関に与えなどの機能をもつ。

。地方の関連

郡査定人記録との情報交流。質問に対するリアルタイム応答を可能にするためのED Pへの転換。

DMV関連サービス(カリフォルニア身分証明カード)

- の目的と摘要
- 。地方の関連
- —— 身分証明カードの情報交流:氏名、住所、生年月日等(司法執行)

事故以後の保障法

- 。目的と摘要
- 。地方の関連

運転者に関する記録情報 - 裁判抄録(交通違反)、事故、免許停止、再発行、等の情報交流

運転免許発行と規制

- □目的と摘要
- —— 運転免許発行と規制に関し、運転免許発行部の作業手順を簡単化し改良する。:ファイル又ペースを減らす。そして、多大な節約と効率が最大になるような、情報操作と探索のために使用する、最新の科学的方法を、運転手規制データに要求する州各部とか他の政府、裁判所、施法、公民のために経営の助けとなる。
- ◦地方の関連
- ----- 州法が要求する情報提供
- —— 運転記録情報-裁判抄録(交通違反)、事故、免許停止、再発行等、情報交流

公園とレクリエーション局

公園とレクリエーション情報システム

- 。目的と摘要
- ―― レクリエーション施設の供給と需要の関係を分析して、レクリエーション計画を補助 する。とのシステムは将来のレクリエーション施設のタイプと場所の決定に用いられる。
 - 。地方の関連
- 一一 情報提供

• 公衆衛生局

職業病報告

- 。目的と摘要
- ----地方衛生管轄、産業、関係機関、その他により報告又分類された職業病のリスト、パンチカード、作表など。このデータは、計画立案、監視活動、計画評価などを行なり地方衛生局、職業衛生部を補助するのに用いられる。
- 。地方の関連
- -----情報交流

生命に関する統計 誕生、死亡、結婚、離婚、死産

。目的と摘要

カリフォルニア住民に起きる生命に関する出来事の概要を、健康状態および健康に関

する要因を定期的に警告するため、健康問題の周期的な証明のため、州あるいは地方の健康計画のインフットのため、カリフォルニア州(郡毎に)の人口増加を推定するため、あるいは連邦、州、地方の諸機関からの要求のため、準備する。法律的、個人的ニーズのための個人記録の検索のために州全体のABC順のインデックスを作る。

。地方の関連

── 生命に関する事故に含まれる人口及び家族の数と特徴の情報交流

計画のためのセンサスデータ

。目的と摘要

―― 国勢調査データは、個人の保健と保健業務の計画及び評価を行ならために不可欠である。たとえば、管轄内の人口と地域などを描き出す場合に。また国勢調査は地域保健施設に関する計画立案や保健環境を維持するための計画立案の際に役立つデータと手段を提供してくれる。人口は移動しやすく、かつたえず膨張しているのでデータが陳腐化する前に迅速に使用することが要求される。

こうした目的のためにわれわれはコンピュータ、サマリー・テープやテープを利用する ための他の国勢調査技術を獲得するであろう。

。地方の関連

──情報交流、総括保健計画用データの必要性に応じーコンピュータテーブのコピー又は、特殊データを提供する。

• 公共事業局

都市計画

- 。目的と適要
 - 一都市計画局による輸送計画を援助し、必要に応じて、連邦政府と議会への報告用情報 を与える。
- ・地方の関連
 - ――州と連邦法に基づく情報提供
 - ―― 統合土地利用と輸送データの情報交流
- 交通事故と監視分析システム(TASAS)

PHASEI

- 。目的と摘要
 - --- 交通事故現場と高速道路の特徴、つまり、月平均交通量、地形、天気、交通事故頻度 に影響を及ぼす他の要因などを関連付けて考えるための第3世代のコンピュータを利用す

る多重データベースシステムである。

。 地方の関連

情報提供

州務長官

選挙

- 。 目的と摘要
- 。 地方 の関連
- ――州法に基づく情報提供

• 社会福祉局

所得控除(AFDC詐欺参照)

- 。目的と適用
- ----- 所得報告した受領者に関して、AFDC.FGとこのプログラムをよりよくコントロールできるように、郡に情報を与える
- 。 地方の関連
- ――州と連邦法に基づく情報提供
- ----- 情報交流、州社会福祉受領者の所得

一般報告

- 。目的と摘要
- ――いくつかの小さなプログラムのデータを分析することにより、部内プログラムを管理するのに必要な特殊分野の情報を管理層へ提供する。特別研究や立法府の歳出歳入予算のような分野で使用されている進行報告技術などもこれに含まれる。
- ・地方の関連
 - 連邦法が要求する情報の提供

連邦報告

。目的と適要

郡が福祉データ処理費用に対する連邦政府の財政的援助を得るためには、全ての主要 を進行中、新開発もしくは重要な変更を加えた処理システムに関する実行可能性の研究と 一括書類を提出しなければならない。

- 。地方の関連
- ---連邦法が要求する情報の提供

資格申請評価

- 。目的と適要
- ----地方局の個々のレベルや問題領域とその性質に基づく実際の客観的情報をSDSWと DHCSに与える。これは連邦報告にも用いられる。
- 。地方の関連
- ――連邦法の要求による情報提供

公共社会奉仕

- 。目的と適要
- ——立法議会、知事事務局と連邦保健、教育、福祉部の要求による報告用データを与える :又SDSWと地方部に社会奉仕拡大のための一般計画と優先順位設定用のデータを与える。
- ◦地方の関連
- ――連邦法の要求による情報提供

人員と能力

- 。目的と適要
- ──人員能力システムは、人員特性の標準化と、市民奉仕と郡のメリット・システムからのスタッフ訓練報告を与える。
- 。地方の関連
- -----連邦法の要求による情報提供
- --- 教育、雇用人のタイプ、就任と離税に関する統計報告の情報分割及びその理由。

地域社会奉仕

- 。目的と適要
- 一一地域社会奉仕の月報は、個々の社会奉仕家の事例とその奉仕に適用するように作られている。
- ・地方の関連
- ―――州法の要求による情報提供

養子縁組 Referral System

- 。目的と適要
- ----養子にできる子供の特徴と、子供をひきとろうとしている夫婦の特徴と資格とが照合

される。これらは、公共又私立の事務所を通じて、地理的背景をもとに行なわれる。

- 。地方の関連
- ——情報提供

養子縁組の情報と各縁組の地方、私立と公共事務所への届書の情報交流

社会データサンプル

- 。目的と適要
- -- 福祉予算必要額の立法上の推測のための受領者側の特徴に基くデータ集め。集められたデータは、部内プログラムの運営に用いられる福祉特性のためのデータのための主なる情報源となる。
- 。地方の関連

• 州教員退職システム

記録と統計

- 。目的と摘要
- 一 このシステムの会員となる公立学校の有資格職員から成る担当局のデータ・ベースの 設置と保守。記録と統計を作成する目的は会員ファイルの維持にあり、このファイルは会 員の職歴と州教員退職金システムの教育積立金への貢献などに関する実積を正確に記録し た会員ファイルを維持することにある。このファイルは給付の支払いと、システムの財政 状態の分析の基礎となるものである。80%の部分的完成している。
- 。地方の関連
- ---州法が要求する情報の提供

会員への給付

- 。目的と適要
- 。地方の関連
- ―― 州法が要求する情報の提供

水資源局

基礎データシステム

◦地方の関連

—— 情報提供

3. 郡政府に於けるEDP

カリフォルニアの58の郡は、地方政府の1単位であり州政府の下部機構として機能する。 そのような資格で郡は州を代理するものであり、そしてその活動は州法と州の行政令によって 規制される。このような独得の地位は各郡に、市とは異なった固有の政治的性質を与える。

すべての郡は、同一の基礎プログラムを運用している。しかし、各郡における実際の運用は 大いに異なっている。大部分、これは、各郡の性格の相違に基づいている。このような大きな 相違は、郡のデータ処理が、対処しなければならないいろいろなタイプの要求に影響を与えて いる。データ処理操作の相違は、郡自身の相違と密接に関連している。

個人面接調査、15の郡で行なわれたがこれらの郡はすべて第3世代のコンピューター・システムを使用している。レポートによれば、郡のEDP関係者は面接の際に、いくつかの政府にまたがる必要性や行政機関連絡委員会の機能についての討論よりも、彼等自身や他の郡のデータ処理機能の方に、はるかに大きな興味を示したということである。この事実は諸政府間の協力を得るもっとも効果的な方法は、常に自らの興味を有する視点からのアプローチであることを示唆している。

調査は、次の統計表のとおりである。

郡によるデータ処理利用度

٥	コンピ _ュ ータを所有しているもの	4 1 郡
o	特定の会社によるサービスを受けているもの	3 %
oʻ	他郡からサービスを受けているもの	. 5 /
0	データ処理をしていない	9 %
		合計 58郡

(注:データ処理を取り入れていない9郡の人口を合計しても、州の総人口の1劣にも満

各郡のコンピュータの規模

たない。)

下記の調査結果は、各郡で使用しているコンピュータの大小を示している。

CPUの規模

BYTES	郡 数
5 1 2 K以上	2
2 5 6 K~ 5 1 1 K	7
1 2 8 K~ 2 5 5 K	5
6 4 K ~ 1 2 7 K	5
3 2 K∼ 6 3 K	5
1 6 K~ 3 1 K	9
4 K ~ 1 5 K	7
EDP経費	
EDP設備予算(1000ドル)	郡数
0 ~ 50	1 0
5 0 ~1 0 0	6 .
1 0 0 ~ 5 0 0	1 6
500 ~999	3
1,000以上	4

総ED	P予算	(1,	000ドル)	郡数
0	~	9	9	6
100	~	1 9	9	7
2 0 0	~ '2	19	9	1 0
5 0 0	~ !	9 9	9	5
1, 0 0 0	0~1,	9 9	9	4
2,000	以上			7

(注:大体においてコンピューターの利用可能性と補助基金は自動化システムの発展にとって重大な問題ではなかった。ほとんどの郡はEDP施設の拡張が正当化できると考えるや否や施設の拡大を計った。郡におけるオートメーションの成長に関したあらゆる制約を評価してみると、適切なハードウエアの欠除ということは大して重要な要素ではなかったように思われる。)

最近の適用例とシステム開発

ほとんどの郡はその程度はいろいろだが次のような分野に適用を試みている:

……課稅評価 ……会計 ……事務記録 ……司法 非人事 ……学校 ……課税と徴収 ········投票 ……福祉 ……健康保健サービス 最も一般に行なわれている新システム開発 ……コンピューターによる査定 ……福祉予算の配分 -----P P B S ……病院費用の請求と管理システム ……人院患者情報システム ……犯罪司法情報システム ……選挙人情報システム 最もなおざりにされている分野 ……公共事業 ……地方検事局 ……郡行政事務所 ……郡相談局 EDPシステム開発をさまたげている技術要因 ……技術の新しさ ……販売人によるソフトウエア能力の誇張 ……大量データの経済的処理に対するハードウエア、ソフトウエアの限界 ····· EDPシステムの経験技術者の不足 ……データ変換とデータインプットのスピードの限界 EDPに関する制約は、すべて減少中である。解決策の発見と経験によりシステム開発

は進歩するであろう。問題は全て解決可能なものである。しかし、郡がEDP以外の問題

を上手に取扱うことができるようになるまでは、情報システム開発には依然として制約が つきまとうであろう。

EDPの郡の適用例の一覧表は、付録、Dに含まれている。この表の記載事項は、前に説明されたのと同様の意味をもつ、つまり

Y 肯定(活動中)

N……否定(非活動)

P……計画中(5年以内)

D……設計段階

I ……実行中(50%以上)

付録には調査質問中に表れたすべての質問が載っている。又、質問書に含まれていない付加的な適用例の表も付け加えられている。これらの適用例のほとんどについては、そのデータ要素に関する参考資料や詳細な説明を入手することができる。

4. 市政府レベルでのEDP

カリフォルニア市政府は住民に特殊なサービスしかも住民が要請するサービスのみを提供する目的をもって設けられたものである。これは州法の要求するところに基づいてサービスを提供するために設けられている郡政府とも、また学校とも異なるものである。市によって提供されるサービスの範囲は市の大きさ、財政領、有権者の要求により異る、この報告の前半では市の規模には、人口5000人以下から200000人以上のものまで極端な開きがあることを指摘したが、市によって提供されるサービスにもそれ相応の幅がある。しかし市によって行なわれる基本的機能は次のようなものである。

……警察、保安

……消防

……市裁判所

……建設標準

……建築検査

……公共駐車場

……都市再開発

……水供給

……ガス、電気サービス

……廃物処理

……空港管理
……港 湾管理
……公共輸送
……公東
、レクリエーション施設
……公共図書館
……都市計画
……一般行政運営
……地方条例法
……財政会計
……購買

……人員サービス

……一般経営

一般に、市は、必要であると考えられる活動やとくに法律に触れないことならば何でも実行できるだろう。それ故に、市は、今までは他のレベルの政府が行なうとされてきた分野、たとえば社会事業などにおいても急速にその活動範囲を広げることとなった。市政府はしばしば、連邦政府からの直接許可に基づいて資金の調達をしてきた。

カリフォルニアの市についての調査は、EDP、ソフトウエア、アプリケイション、システム、管理、および人事などについて考察するためであった。調査では、市の手腕を判断することとが企てられた。

- --- 政府内のシステムの発展とアプリケイション
- ―― 現代のコンピューター技術への対処
- ---- 大規模な政府内システムの運用と発展を必要とする資源の提供
- ----- 州政府内のEDPの活動の必要性の理由づけ
 - a 市におけるEDPの特質とその機構

市におけるEDP方法は多種である。市の大多数はEDPを用いてないし、いくつかの市は必要とすることすらないかもしれない。これとは、対照的に、大きな市では、フルに活用している。EDPがなければ、彼らの運営能力は問題となる。次の表によると、市のEDP方法の規模は発展した。

市 数	割 合	データ処理オペレーションの型
2 3 7	58, 4	マニュアル方式
9 0	22.3	データ・サービス会社の利用
3 5	8.9	単能機(記帳機械)
4 2	10.8	コンピュータ
4 0 4	100%	

マニュアル・オペレーション

EDPを利用していない 2.3 7の市の大部分は、人口 1万人以下である。 これらの市は 目下、マニュアル・オペレーションによって住民に適当なサービスを提供している。

データ・サービス会社

上記の90の市のうちの多くは、サービスのために、銀行と契約を結んでいる。基本的なサービスは、給料支払い名簿、明細書、広告などに限られている。

この分野では、多くの例外はMDSとPADSである。MDS、 と PADSは、独自では財政的にゆとりのないいくつかの小さな市がデータ処理サービスを利用するために作った、新しい共同体の2つの例である。Municipal Data System とは、自らのデーターの出し入れは各市ごとにするが、その他のすべては、1つのシステムにまとめ、協同して開発しているSan Gabriel Valley の14の市の集団のことである。The public Agency Data Systemとは、Orange の8市による。同様な共同のデータ処理機関のことである。MDSの14市は、システムの設備が十分に整えば、1971年の後半には、一局庁としての扱いを受けるだろう。これらのアプリケイション(適用)は次のような事を含んでいる。

……財政システム

……一般帳簿

……俸給支払い名簿と全職員についての俸給計算

……貯蓄と明細管理

……計画予算システム

……許可

..... Utility Billing

……警察

.....企画 (Planning)

他方のEDPセンターの集まりであるPADSも、結局は、Orange 郡の8市へ同様なサービスをしている。

MDSとPADSは、個々では開発する余裕のない市との提携を申し出るだろう。実際、使用者の経費はそれぞれに開発され維持されている、かなり基本的なEDPシステムの経費より安く見積もられる。しかもその上、システム開発に必要な専門技術は、それぞれの市によって支持を受けていない。市の開発経費を増したり、二重経費を取り除くことが、大きな利益へと結びつくのである。他の利益は、MDSとPADSがそれぞれのデーターファイルの完全性と、計画と発展とのコントロールを維持していくことである。更に、これらの機構は地方ごとに、性質が異なるために、警察やプランニングのインフォメーション・システムのような地方的なシステムの発展と関係のある利益も加えられる。

最もユニークなサービスビューローの研究が、Sunnyvale 市によって行なわれている。その市は、広範囲なオン・ライン・システムのために、民間のコンピューター・コンサルタント会社と契約を締結した。他の地域でのこの方法の可能性に関するインタビューの中の意見には、いろいろな相違がある。少なくとも、Sunnyvale の場合は、見事な成功をおさめるだろう。

EAM(記帳式単能機)

政府におけるEAMの使用は、EAM施設との競争が激しくなるにつれて、減少している。15年から20年ほど前、EAMが政府部内において有力であった頃、35市だけが今だに、EAMの施設を使用していると、我々は指摘していた。この図には、コンピュータ・オペレーションの維持にEAMを使用している市は含まれていない。

いくつかの理由は、おそらく、との施設が何年か前に購入されたという事実に基づいているので、市の規模とEAMの利用との間にはいくらかの相互関係が存在するようである。 若干の例外はあるが、EAMを利用している市は人口2万から8万までの範囲である。

コンヒューター

調査結果によれば、カリフォルニア州には、賃貸にしろ自己所有にしろ、コンピューターを運用している市は42にのぼる。各市の大部分のコンピューターは、小あるいは中サイズの第3世代のシステムである。3市だけが大規模と見なせるコンピューター(CPU、128K以上)を使用している。人口5万人以上の市には、ほとんどコンピューターを活用している34の市に関する統計が出ている。この表から、同規模の市はデーター処理経費の予算も同程度であることがうかがえる。これら34市は、下記のようなサイズの中央処理装置を有している。

C P U 蓄電力	_市_数_
(BYTES)	
4~ 15	1 1
16~ 31	1 0
3 2~ 6 3	5
6 4~1 2 7	5
$1\ 2\ 8 \sim 2\ 5\ 5$. 1
2 5 6 以上	2

b システムとアプリケイションの開発

現在のEDPシステムとアプリケイションの市による開発は、過去のものとは、異なっている。現在のシステムは、その範囲は広く、性格的には、行政部門的、又は、権力的であり、市内部以外との接触にも積極的である。しかし、前々から、EDPシステムの努力は市の古典的な行政機能に集中的に傾けられていた。現在のシステムとその開発については次のように検討されている。

現在のEDPアプリケイション

代表的に、次のような行政機能が自動化された。

- ……財務と予算
- ……事業免許
- ……俸給名簿の作成とその額の計算
- ……許可
- Utility Billing

さらに加えて、大きな市では公共事業活動に対して、コンピューター技術サービスを提供 している。しかし、このようなこのようなアプリケイションでは、技術部門の間における情 報の交換は必要としない。いくつかの実際例では、なんの変更も加えずに、利用することは 少ないが、市は交換によって得たコンピューター・プログラムを持っている。プログラムの 交換がなされている所では、汎用システムの理念とその実行計画は非常に有益であった。

EDPアプリケイションの現在の開発状況

新しい応用分野の開発には非常に大きな興味がある。それらは、地方的な問題、公債 $Federal\ funding\ 、新しいコンピューター技術のためなどになされている。$

コンピューターは、今や、正確なオンライン・システムのために約束された将来を提供している。多量のデーター貯蔵に費す時間の節約が、新しいオンラインのアプリケイションの

正しさを証明している。

地方的問題、Federal funding, 新コンピューター技術の結果として、新システムの開発は、主として、次のような分野でなされている。

- ……刑事裁判あるいは公安システム。これらのシステムには、法の施行、裁判所、懲罰などの働きが含まれている。1968年の犯罪総取締り(Omnibus Crime Control)とSafe Streets Act の結果、これらの分野でとくに強調されはじめている。大部分の市も、すべて刑事裁判の分野にだけは、権限を与えている。その結果、システムの相互交換の可能性が低くても、たいていの市はわずかづつでもトータル・システムへ進歩するだろう。
- ……土地利用ンステム。都市化計画はますます複雑化している。学校、病院、高速道路などの土地選びや緊急計画などは市の企画者たちが直面している問題である。三つの新システム開発分野の中では、土地利用システムが最も開発が困難である。それほど有効でも多量のデーターが必要とされる。たとえ有効でも、そのデーターは役に立つとは限らない。効果的な土地利用のための情報の蓄積には各市やその他多くの政治権力による協力が必要である。加えて、この分野のコンピューター・プログラムは複雑であり、また高レベルの専門技術をも必要とする。
- ……運送記録。高速道路の安全確保や新道路建設の計画は交通量や事故についての情報を 提供するシステムにかかっている。

市は目下、道路目録自動化の開発と交通量および事故の調査を行っている。これらのアプリケーションはカリフォルニアの交通安全計画の一環である州交通記録計画によって、National Highway Safety の資金により、今や進行中である。

これらの分野のそれぞれのシステムは、現在は、政府間でなされているということを頭に入れておくことが大切である。それらは他の市、郡、州との情報の交換を含んでいる。 政府間の情報の交換には、次のようなものが入っている。

- ……犯罪データー
- ……交诵データー
- ……事故データー
- ……土地利用データー
- ……コンピューター・システム・プラン
- ……コンピューター・システム概念

カリフォルニアの市における現在のEDPアプリケーションについての完全な概要は付

録Eに納めてある。

5. 学校教育におけるEDP

a 設備とサービス

教育分野の組織の複雑性と学校区の規模の大幅な相違は、ちょうど郡や市の政府の場合と同じように、データー処理の問題を組み込ませられる。州の学校教育に関して、最も高い権威を持っているのは、州の教育委員会、政府から任命された、任期 4年の10人の市民たち、そして、州の学校教育の監督者の指示を受けている教育局などである。

前記の監督者は4年に1度、有権者によって選挙される。しかしその地位は政治的には無 色なものである。

この下には58郡の教育監督者がいる。これらの役人は州政府と学区との仲介の役を果たしている。地方の学区はその地区の監督者の指示を受ける。この地区とは、やや自主的な単位であり、地方の学校を管理するための州法によって設けられた。地区監督者の事務所に加えて、それぞれの学区には、学校関係の事柄を扱う自治局のような、地域的な教育局がある。カリフォルニアにはおよそ1100の学区があり、その広さにおいても、資金においても、かかえている問題についてもいろいろの相違がある。 1-5表はそれぞれの学区の登録の違違いを示している。122の学区が、すべて役に立つとは限らないにもかかわらず、データー処理施設を貸りるなり所有するなりして活用している。中規模の学区は、半官のサービス、局(地方教育データー・センター)、郡データー処理センター、あるいは民間のEDPサービス局などによるサービスを利用している。小さな学区は今だに手作業による記録処理をしている。

初等および中等教育(幼稚園から8年級までと、9年級から12年級まで)のデーター処理における多くの重要なリーダーシップは州教育局の情報システム部によって握られて来た。

基本的な仕事が2つある。1つは学区管理に用いることのできるデーター処理プログラムの標準的な一単位であるCEIS (California Educational Informati-

on)である。もう1つは大小の学区へ、あまり高くない経費でデーター処理サービスを 提供できる11の地方データ・処理センターを設置することである。これら地方のサービス センターは、現在100の学区で100万人以上の生徒に関するデーターサービスを行って いる。11の地方データー処理センターは、IBM360シリーズコンピューター(モデル 30,40,50)とHoneywell 200-2200 コンピューターの両方を使用してい る。自己所有のコンピューターを操作している51の学区によって使われている装置は1-6表に出ている。これらの調査は、教育団体の第2世代の4-8Kコンピューターの有効な

表 II-5 ・学区の在学生数

在学生数	学区数 	学区の比率	とのサイズの学 校 の全在学生数	アメリカ全学校 に対する比率
100以下	220	2 0%	22200	1%以下
101~ 1,000	385	3 5%	198275	4.0 %
1,0000~ 10,0000.	401	37%	2,205,500	47.0 %
10,000~ 25,000	67	6%	951538	20.0 %
25,000~ 50,000	13	1%	448128	9.0 %
50000~ 75000	3)		164276	3.0 %
75000~100000	1	1 d lul 7	76,816	2.0 %
1,00,0000~500,000	1	1%以下	108,769	2.5 %
500,000以上	ı		568,775	11.5 %

表 『-6 学校におけるコンピュータ

コンピュータ	小学校、中学校、高校 の学区で使用中と報告 されたコンピュータ数	短期大学の学校で使用 中と報告されたコンピ ュータ数	計
I BM 1401	20	6	26
IBM 360/20~25	2	4	6
IBM 360/30~50	. 2	0	. 2
IBM 1130/1620	2	3	5
Univac 1005	1	1	2
その他	8	. 2	10
合 計	3 5	16	5 1

■ - 7表は、学区の規模別による、コンピューターサービス利用の学区数を示している。
(注:アーサー・ヤンク会社調査では、すべての学区から完全なデーターを得ることはできなかった。それ故情報はいくつかの源から得られて米たし、そのトータルは必ずしも一致はしないだろう。との章のすべての図は、大よその図解として、考慮に入れておくべきである。)

	表	<u>[]</u> - 7					
コンピュータ・サービスを受けている学区数							
在学生数	コンピュータ の所有または 賃借		サービス会社 又は他の研究 所利用	サービスを受			
0~ 100		12	2	170			
100~ 500		5 2	11	180			
500~ 1,000	•••	4 0	5	. 71			
1,000 ~ 5,000	18	139	2 0	87			
5,000 ~ 1 0,000	20	4 5	15	8			
1 0,0000 ~ 15,000	17	1 6	8	5			
15,000 ~ 20,000	5	3	2	1 -			
20,000~30,000	8	3	.1	***			
30000~40000	8	•••	••••	***			
40,000	1 1			•••			

有効なデータから、次のことが結論として、導き出せる。

(1) 300万人以上の生徒をかかえている122の学区では、エレクトロニック・データー処理、又はコンピューテイング施設のうちの何タイプかを所有すかあるいは貸借している。

24の学区は第3世代の施設を有している。122の学区は1年間にEDPの運用経費 としておよそ1900万ドル費やしている。

(2) 4 4 8 の学区は、1 1 の地方センターから、何タイプかのデーター処理サービスを受けている。

地方センターは生徒に、正確なサービスや業務管理サービスやその他多くのサービスな とをする。

- 350の学区は地方センターから100万の生徒についてのサービスを受けている。
- 187の学区は地方センターから業務サービスを受けている。
- 148の学区は地方センターからいくつかの種類のサービスを受けている。
- 11の地方センターはBDPの運営に、一年間におよそ400万ドル費している。
- b システムとそのアプリケーション

州教育局は10年以上にわたってCEIS(California Education Information System)の開発を続けてきた。この開発計画にはいくつかの理由がある。教育局は、多くの学区にとって独自にコンピューターを取りつけることはあまり経済的ではないと判断し、EDPを設置するだけの余裕のない学区のために地方センター(regional center)というものを考案した。それぞれのセンターが各自のシステムの開発を許可する代わりに、長い間の不必要な出費に関して、根本的にはすべての学区にとって同じであるが、学区間の相違に応じて適宜、修正を加えてゆくベーシック・システムの開発が提案された。

もちろん、自分自身の設備を有しているいくつかの学区はすでにそれらのシステムの開発を行っていた。CEISに合体したところでは、このことはすでになされた。CEISのサプシステムの完成以後、ペーシックシステムを使っている地方センターのすべてと自らデーター処理をしているところや地方センター以外の所からのサービスを利用している多くの学区は、これらのシステムを使うことになる。

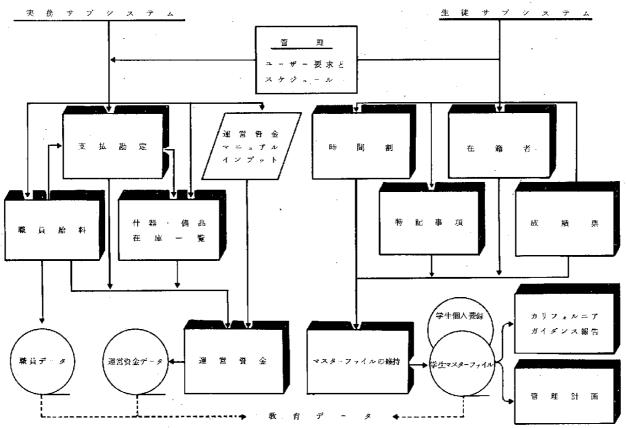
CEISはすべての学区に通用するスタンダードなシステムではない。しかし、それは学区にとって必要でありかつ利用される種類のサービスの典型的なものである。II — 4 図はそのシステムが、二つの中心的なサプシステムから成ることを示している、すなわち、業務サプシステムと生徒サプシステムである。それらは順番に、多くの機能をするサプシステムから成る。

生徒サプシステム(Pupil Subsystem)は7つのアプリケーションから成る。
Student Master,スケシューリング、出欠計算点数記録、テスト記録、California Guidance,教育計画などである。とのサプシステムはI-5図に示してある。

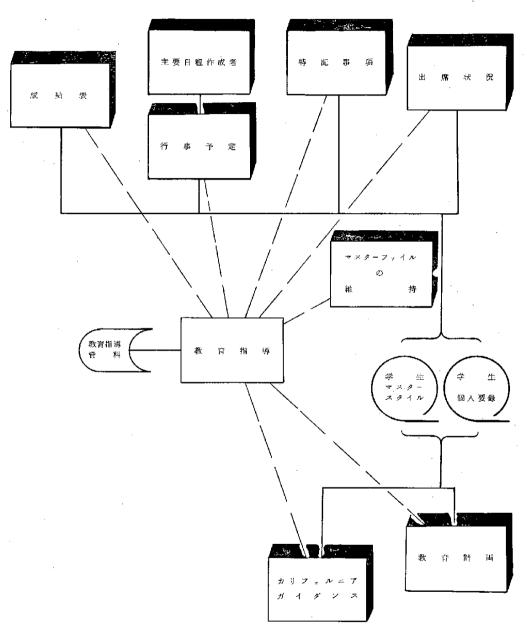
生徒システムの中心は、ちょうど大きな物体の一部分と同じように、一人の生徒を彼のクラスから分類し、合衆国の多くの生徒とグループ分けすることにある。

データーは教育経験を改善する目的のためにそれぞれの生徒について集められる。まず初めに、小学校での最初の記載がなされ、そしてそれは彼が高校を卒業するまで続けられる。 データーはその生徒を知る手がかり、彼の成績、能力、点数、そしてその他の開発可能な要

カリフォルニア教育情報システム



図Ⅱ-5 生徒サブシステム



その時、教師、カウンセラー、管理者、そして、すべてのレベルの教育者など、情報を得ようとしている者に適切な情報が作られるのである。

生徒の情報を集めることに加えて、システムは、生徒のために情報の処理も行う。それは、その生徒のクラスの予定表を作る、彼のためにテスト用紙を用意したり、テストの結果を記録し、レポートカードを用意したりする。それは、能力や成積を高い水準のものと比べ、そしてその結果を彼の教師やコンサルタントに報告する。それは、すでになされたことの記録と、学校管理者や教育計画者にプログラムの効果を調べたり、判断を下す根拠を与える統計記録を結び合わせる。『-8表は生徒マスター・ファイルに入っているデーター要素を示している。

CEIS業務サプシステムは、現在、コントロール、支払い計算在庫品目録、職員棒給、 財務などに関する5つのアプリケーションを含んでいる。このサプシステムは、I-6図 に図解されている。固定資産と予算のシミュレーション・システムは研究中であり、近い将 来に可能となるであるう。

図 『-8マスター・ファイルのデータ要素

個人	両親	出席状況	試験	コース	雑
学校 学生番号 社会的保証 Account 番号	名T統職教電住前tle	入入累前出住住前登ホ相先卒卒学様の席居居住録~談生業業コ年出学科街地居資へ及生ま年・次欠校目 区地格・・次次校目 区地格・・次次・ジョーン 医	適確名形日口 筆 功確名形日読数国社科性認前式付答 記 績認前式付み学語会学番	確プ 特別 の 常順	プ特 プラウ育 プラウ育 プラウン アウザギ 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学

それぞれのアプリケーションは、いろいろな会社、委員会、学区 で働いている州のスタッフ、個人的にCEISと関係のある者などによって、開発された。どこででも有効で、多くの学区で連用できるシステムは、目下実際の研究を確実にするために、利用されている。

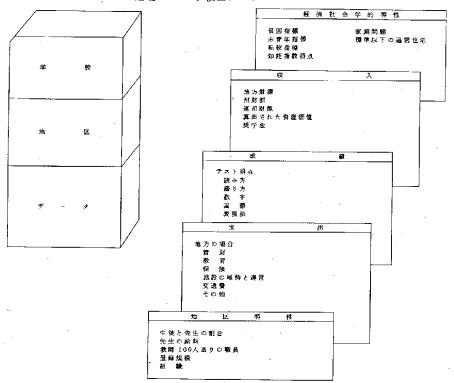
総システムの企画の中に、独立したベースの操作のアプリケーション(コントロールも入る)する可能性が入っている間、システムの基本的な性能は、全部のプロセスの完全性に関して、ひとつのアプリケーションと他のものとの相互関係の中にある。

CEISが、今月のような財産状況の学区の、運用上の諸要求に直面している間、その企画は計算されたプログラムの枠内で処理する能力をもっている。これは、一度プログラム認識名や分配基準や評価方法などの基本的定義づけがなされて、それが学区に利用されることによって、可能となる。

同一性の要素の多くは、生徒の中に含まれており、業務サプシステムはそのレベルや内容 については随意である。データーは、プログラムに関しては、使用者の自由に確認されるか もしれないし、そうでないかもしれない。プログラムの確認それ自身は、使用者によって開 発される。

財政面へのアプリケーションでは、予算と実際は、適切な会計組織によって同一とされる だろう。これらは、コスト計算のための詳述から小地区や州や連邦の要求の要約まで一つの

図 II - 7 学校区データベース



大きな地区によって求められるかもしれない。

データ要素の定義と詳細な資料は、CEISのどの部分にとっても有用である。

これらのタイプのサービスに加えて、カリフォルニアの学区は、又読むこと、数学、科学においてComputer — assisted instruction (CAI)を試験的に用いている。多くの学校では、また、生徒進路のために、データ処理や情報科学を利用している。

もう一つの教育データ処理について述べればならない。CEISに加えて、州の教育者はCEIMS(California Education Information)の開発にも着手している。教育局は、州のそれぞれの学校から多量のデーターを受けとっている。それらのデーターは、多くの目的のために求められる。たとえば、それらはstate General Fund からの財政援助のための計算に利用される。

それらは、州議会や連邦政府の両者に、専門教育の実現の計画と報告のためにも利用される。それらは、人口増加の傾向、消費のバターン、教師のサラリー、学問業積などの分析にも利用される。

すでに入手できるとれらのデータの存在は、統計技術の応用のために需要と消費との関係や、実行と成積との関係を分析する機会を提供する。第一番めのことについての分析は、 目下進行中である。『-7図には、そのような分析に必要なデータ要素の種類が示されている。

第3章 所見と問題点

3-1 データ・ベースとデータバンク

これまでの諸章では、カリフォルニア州の様々な政府レベルにおけるデータ処理利用について 概観して来た。特にある種の機能的データ・ベースおよびデータバンクの適用に注目を寄せた。 機能的データ・ベースとは、常時接近可能な一群のデータ・ファイル(データ・ライブラリイ)のことであり、単一の主要な業務と関連をもつ数多くのサプシステムによって統合された形で利用しうるものである。データ・バンクとは、数多くの異なる機能と係るデータ・ライブラリイの 大規模なブールである。これは計画立案もしくは日常業務目的のために統合された形で利用しう るものであり、また業務とは独立して存在しうるものである。こうした定義によって考えてみると、機能的データ・ベースは多くの方面で現実のものになりつつあるが、真の意味でのデータ・バンク概念は依然として大方は開発段階にあるにすぎない。計画立案の目的のために現行データ (current data)を大規模に提供するであろう統合情報システムの開発は非常に複雑なプロセスである。機能的データ・ベースに必要なシステムの開発には、ともすれば3年、5年、あるいは10年もの歳月を要する、しかもそれは真のデータ・バンク概念へ近づくためのほんの一歩にすぎないのである。

疑いもなく、最高の技術知識、創造的想像力、管理技能、それに多額の資金を長期にわたって 投入することが、効率的なデータ・バンクの開発のために必要となろう。カリフォルニア州にお ける経験は、最近全国規模で行なわれた市政府のデータ処理に関する調査によって裏書きされた。 しかしながら、この調査結果は調査解答を寄せたコンピュータ利用をしている市政府の6パーセ ントたらずがデータバンクの開発を試みるか、もしくは現在開発中であることを示している。デ ータ・バンクの技術は依然としてまだ揺らん期にある、すなわち、機能的データ・ベースの技術の 方が幾分先行している。

真のデータ・バンクを目指す最も優ぐれた作業のいくつかが、個々にはEDP化をする余裕はないが、互いに協力して共同EDPセンターを運用している都市クループから生れるかも知れないという指摘は興味あることである。例えば先に述べたMunicipal Data System (MDS)は2億3300万バイトのデイスクを備えた第三世代のコンピュータをもって運営を開始し、14の協力都市にタイム・シエアリング・サービスを提供することになっている。こうしたサービスには通常の行政業務や水道や廃棄物処理などのサービスに対する請求書発行などが含まれる。また同システムにはPPBS、警察統計や即時の応答能力を持った司法情報システム、

それに数文字の簡単なタイプライターによる指令により接近するための特殊なデータ検索用のショートハンド言語などが含まれている。

MDSの場合は、自動化への第一歩として大規模な機能をもった非常に高度なシステムを計画することが可能であった。何故なら現に運用されているために転換したり、交換したりする必要がある自動化されたシステムが別になかったからである。かなりの成果をあげている別個の自動化システムが既に存在している場合には、こうしたシステムをより広範な目的に役立つように改造する際の技術的、財政的、そして心理的もしくは政治的な問題が、データ・バンク開発の最大の障害なのである。情報が既にカードやテープ、デイスク、それに大規模な記録装置に入れられているという事実は、現在の技術を進歩させるというよりも、むしろそれを阻む傾向にある。

コンピュータとコンピュータを結ぶ情報伝達ネットワークを通して行なわれるオン・ライン情報のための機能的データ・ベースの使用の面での最も重要な進展は、司法分野で達成された。開発中もしくは計画中の諸システムがシステムに統合されることにより、前科や盗難財産記録、判決、保護観察、禁固、仮釈放に関する情報などが入手できるようになるであろう。終局的には広範な通信ネットワークを通して接近可能な刑事司法の全ての局面を網羅したデータバンクとなるであろう。とのデータバンクは1箇所に設置されたデータ・ライブラリイの単一なブールというよりもむしろ相互に接続された機能的データ・ベースの形をとるであろう。そしてそのようなデータバンクは刑事司法システムのあらゆるレベルにおける計画立案と意思決定のための情報の改善をもたらすであろう。この終局的なデータバンクの様々な部分の開発作業は10年も前から開始された。とれはデータバンクという構想が打出される遙か以前のことである。そしてそれは1975年以前には完成しないであろう。

シミュレーションや長期計画のための機能的データ・ベースの使用は他のいかたる機能的分野 にもまして運輸計画の分野、特にハイウエイ計画によって更に推進された。

データ・ペースやデータバンクの開発が最も活発に行なわれているその他の分野は、財務、福祉、保健、病院管理、不動産情報、土地利用情報、公共事業それに教育の各部門である。こうした部門のいずれのものも費用効果分析や代替決定のシミュレーションなどに使用できるまでの開発段階には達していない。

3-2 データ処理と政府間情報システム

国家的ベースと同様に州規模の政府間EDPに含まれる主要問題は次の様に要約される。

○ 本地方管轄機関がお互いに情報をすみやかにかつ経済的に交換することは州と合衆国政府 間と同様に難かしいことである。

- 。 方法と定義の独自性のため、しばしば情報が、信頼できなくなり、要約したり、評価するのが困難になる。
- 同一の情報請求を扱うシステムの不必要な重複がある。
- 矛盾した不合理な情報請求がなされると地方司法機関に重大な反響を引き起とす。
- 。 州と地方政府によって調整され、統一された開発は、関係者全員にとって、不満の種となりやすい。

こうした問題の全てに共通している点は、種々のレベルやタイプの政府の管轄間の相互作用で ある。この一つの問題は、最終的に解決せねばならない基本的事項を意味している。

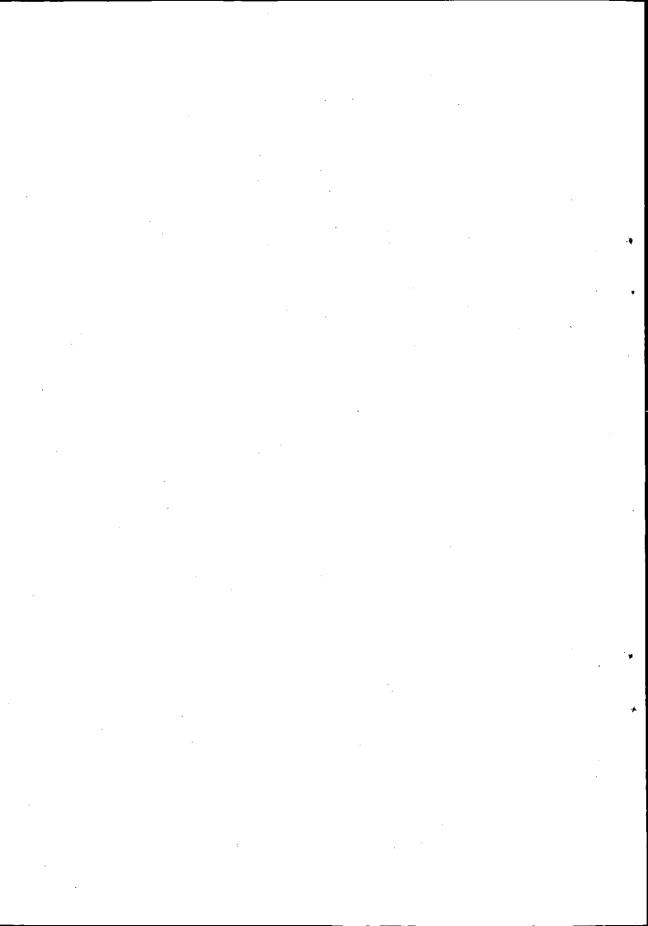
いくつかの明確な難点は、

- 1 調整されておらず、重複した極端な報告請求 各郡は、およそ年間1万のリポートを各州機関に提供すると見積られる。その多くは、 個々の分析や作表を要する特別な調査である。
- 2 州政府指導の情報システムの開発における調整の欠如 郡や市政府は効率的かつ有効な情報の流れを確保するため州政府指導のシステム開発 に参加しなければならない。
- 3 州規模のデータ要素の定義と基準の欠如 基準もなくして、各管轄機関は、他のレベルにおけるデータの両立性を考慮せずに、 最も必要としているものは、何でも着手するまたそのことが可能なのである。
- 4 統一した方法や基準を受け入れることに対する地方政府の消極性、因襲的な地方自治 体の多くの人々には、情報伝達のネットワークや完成したシステムの提言は、恐畏であるらしい。
- 5 技術専門家の不足

多くの地方政府は、十分な数の分析家やプログラマーシステム専門家を雇ったり、教育することができていないし又、請負いで行なりコンサルタント会社を十分評価すると ともできないのである。

6 知識、システムそして応用プログラムの交流に対する有効を方法の欠如 各々の政府は、たとえ同じ様な基本的操作が多くの所に応用されいても独自のシステムを"発明"しなければならない。(例えば、MDSはたった一つのシステムが開発しただけで14もの異なる都市にサービスを提供している。

これらは、今日政府間データ処理におけるいくつかのもっとも重要かつ未解決の問題である。 こうした問題点は、経験の乏しさ、システム設計の貧弱さ、出来合いのソフトウェアーへの過信、 機械の相異、資源争い、地方政治の複雑性、任期の短かさ、そして諸政府レベル間の相互信頼の 欠如等々が、混ざりあって生じている。そうした問題の多くは、EDPとは無関係な所に起因し ている。しかし、有効な情報システムはこうした問題点を解決しあるいは、最小限にする様な調 整、相互理解、そして協力にかかっているのである。政府活動の多くの分野において、適切なリ ーダーシップを与え、この調整を行う正しい組織的方法や技術はまだ発見されていないのである。



データバンク研究会に おける M.F.マクドナルド氏の報告と討論

·			•				
							,
•		-			•		•
				•			
•							
•							
•							•
							,
•							
		•					
•							•
						•	
	-						
•							
	-						
					•		
							*
							j.
							ı
•							
							•
						•	

M.F.マクドナルド氏の報告

報告書(第1部カリフォルニア州の公共的データバンクとデータ処理)についてコメントを加えて行き、その中に現われていない面に考察を加えるようにしたい。

カリフォルニア州の3つのレベルの政府

第1章の目的は、カリフォルニア州の情況と州内のいろいろな政府階層(州、郡、市など)の間にどのような差異があり、彼等のニーズにはどのような開きがあるかを示すことにある。実際に人口とか経済活動の程度の違いなどから彼等の間には大きな差異がみられる。

また、はじめの方に出ている地図で図解しているように、いろいろと境界線の違いもある。標準統計区域(Standard Statistical Area)にはそれ自体の境界線があり、 州統計区域(State Statistical Area)はまた別の境界線を持っている。更に州には水の問題や水資源供給目的のために地域計画区域というのが設定されている。

こうした区域に関して多くの問題がある。各区域内の計画を最終的に統合し、州全体としてその他の諸計画と総括して行く上で問題がある訳である。各種計画が互に調和し矛盾なく運営できるようにしたいのだが、われわれは未だこうした問題を完全に解決した訳ではない。

市政府間にも大きな開きがあり、カリフォルニア州には400以上の都市があるが、ほとんどのものは非常に小さく、少数のものは逆に非常に大きい。

最後に、教育分野だが、まず中央州教育局(Central State Department of Education)が首都サクラメントにあり、州内の教育に関する責任を負っているが、地方の学校の運営については各地方が管理をしている。州内には1,100以上の学校区があり、地方学校区には公選による教育委員会(School Board)があり、その学校区内に住む人々が選挙によって教育委員会へ代表を送り込み、教育委員会は、その学校区内の教育行政とその意思決定に関して責任を負い、州の教育局は教育に関する幅広い政策を設けることによって地方学校区を援助するという仕組みになっている。しかし、地方学校区には区内の学校運営に関してかなり広範な自治が許されている。しかしながら、教育補助金のおよそ半分は州政府が出しているが、残り半分が地方政府の財産税で賄われていることから学校区の地方運営委員会は地方財産税の使途について大きな発言権を持っている。

EDPに関する行政機関連絡委員会

第2章では、この調査がどのようにして行なわれたかを記述しようと試みた。時間的また資金 -75的な制約があったので独自の州全体に関する調査は到底できないので、調査が行なわれることを私が知りえたものを利用することにさせていただいた。

本調査は"EDPに関する行政機関連絡委員会(Inter-Governmental Board on E.D.P.)"の後援で行なわれたものである。

この委員会は独特のもので、未だ他州で州政府の公的活動の一部としてこのような委員会を設けたことはない。

カリフォルニア州は数年前に情報の行政機関間の移転が非常に大規模であり、そして州から地方の政府を網羅するインフォメーション・システムの設計と政策決定の問題に地方政府の人々、 つまり、郡、市それに学校区などの人々が発言したいと思っていることに気付いた。

当時われわれは2つの問題を抱えていた。第1の問題は州政府内のいろいろな部局全体の政策方針(Policy Direction)がない事であり、第2の問題は諸行政機関を結ぶ適当なコミュニケーションがないということでした。

そとで1967年にわれわれは2つの政策委員会を設置した。1つは州データ処理政策委員会であり、これは州の主要な局の長官たち、例えば財務長官、州会計監査人、検事局長、財務庁出納局長、州務長官といった人達に、それに州知事の官房、資源長官(Secretary of Resources)、人間関係長官(Secretary of Human Relations)、ビジネスおよび交通長官(Secretary of Business & Transportation)、農業およびサービス長官(Secretary of Agriculture & Services)などといった人達から成っている。

その他にもう1つEDPに関する行政機関連絡委員会(Inter-Governmental Board on Electronic Data Processing)を結成した。

この"EDPに関する諸行政機関連絡委員会"(以後IGBと呼ぶ)は州知事官房の4人の長官を代表する4人の州政府職員、郡政府代表の3人、市政府からの3人、教育分野からの3人、それに極く最近になって検事総長の代理として司法執行分野の職員1人を加えたものから成っている。

さて、このIGBの責任は報告書の付録の1に指定されているが、州議会が先ず政策を確立し、 次にIGBを設置し、そしてその責任分担を決定した。

IGBの設置は大変よいアイデアで、これによって政府各階層間の情報交換が促進した。しかしIGBは強い権限を持っていない、それ自体はインフォメーション・システムを開発する責任を負わず、忠告したり指導したりする責任があるのみで、コントロールしたり認可する権限がないため、委員会が望むところを全て実現するまでには到っていない。しかし、われわれは実験に

協力し協同作業しており、それにプライバシーの保護、コンピュータ情報の安全、標準化の必要性、州の要請を満たす上で地方政府が抱える諸問題等、地方政府レベルの意見に対する州レベルの議会や州知事の注意を換起した点で大いに業績をあげた。こうした観点にたってIGBは州政府および州内の地方諸政府でどのようなシステムが運用されており、どのような種類の機器を用いて、どのような種類のデータ・ベースが機能を発揮していて、更に将来の計画がどうなっているかを見極めるために上述の調査を行なったのである。

IGBは1か所で成功した経験を他所で生かすことを願う立場にある。つまり俗にいう"車の再発明をする手間を避ける"ことが目的である。そしてある組織が学んだ教訓を他所へ適用し、知識を他所へ移すことができるなら同じ問題について再び費用を出すことが避けられようという訳であり、IGBは本調査によって各所で何が行なわれているかを調べ、他所にその結果を発表して他の機関での利用を計ったのである。

IGBの技術委員会はインフォメーション・システムのガイドラインのマニュアルを確立した。全ての組織でこれを実施せよといった意味での標準ではなく、これはあくまでガイドであるが、もしこれが各行政機関で順守されるならば、やがては互に情報の交換ができるようになるであろうし、情報の様式も統一されたものになるから他の組織が利用することも可能になるであろう。こうしたことがわれわれが最も重要な問題として考えているもののひとつである。

市や郡や学校区などの区域との関連から、またこうした機関の多くが自分達でコンピュータを 買い、その設置を別個に始めたために、彼等のシステムは他のものとは独立した個別のものとな り、また独自のシステムを持ったために大きな投下資本を必要とする結果をまねいたのである。 さて、州のレベルから例えば誰れかが来て、"もしデータの記録の仕方の標準化をし、コボル

・プログラミングの標準を設けるなど、こうした行政単位間の情報の流れを容易にするために標準化を進めたら、みんなの役に立つのではなかろうか"と持ちかけたとしたら、誰れもが"それは素晴らしい考えだ。しかし私は自分のシステムに既に莫大な投資をし、システムは私が欲することは何んでもやってくれるし、私の目的には結構役立っていますから、今更システムを変える気はありません"と答えるに違いない。これは非常に困難かつ重大な問題である。

私はこの報告書の何処かで述べていると思うが、ある組織はそれ自体非常にダイナミックであり前向きなのであるが、そのことが次の飛躍の妨げになっていることがある。何故なら莫大な投資をした以上、元をとらねばならないので、ある程度の減価消却がすむまではわれわれの提案をのんで大きな変更をシステムに加え、プログラムを修正したり機器を取り換えたりしたがらないからである。

そこで行政機関各階層間の情報の流れがどの程度必要になるかを考えた上、情報交換の標準化

をかなり早い段階で行ない、設定された標準に従って地方政府にシステムを作らせれば、われわれが約まているこの重大な問題を回避することができよう。

われわれのIGBはこうした協力と統合を奨励する立場にあるのだが、真の権限なくしてはこうした方向に前進するのはなかなか難しい。

カリフォルニア州政府のデータ処理の調査

調査の方法論については報告書の中で述べた。この作業概要は判りやすいので説明の要はない と思う。

調査受託会社は主として調査表のアプローチをとり、多くの場合、個人面接によって補足した。 またとの調査の途中で調査力点の変更が行なわれ、当初調査は開発・運用されているシステムの 在庫調べのために開始されたが、途中でIGBはシステムの詳細やデータ・ベースの仕様などか ら問題分野を明らかにすることにせよという調査方針を打ちだした。

とにかく、この章には、日本の県に相当する郡におけるデータ・ベースの用途についての解答 が載っている。

第1に人口が多い郡はデータ処理予算も大きいことが判る。そして予算の大きい郡は一般的にいって自動化されたデータ・ベースを目指して前進している。

業務の多くは司法執行の分野のものであり、その次が病院管理計画の分野である。病院管理のデータ・ベースの実現に関心が持たれている理由の1つは病院自体がかなり閉鎖的というか限定された分野であり業務の反復率が高いものである。また病院の費用は管理が困難でしかも重要だからである。アメリカでは病院の経費が急激に増加しつつあるので病院管理の向上に大きな関心が払われており、ロッキード社を含めて幾つかの会社が病院データ・ベースの運用システムの開発に力を入れて来た。また郡立病院、州立病院それに私立病院でもデータ・ベースの開発に関心がもたれている。

それから報告書で判るように、会計や予算などの財務分野でもある程度の作業が行なわれている。それにしても、ここに出ているようわずか4つの運用分野、つまり司法執行、計画立案、病院その他の分野しか開発が進んでおらず、他の多くの政府活動の分野にはあまり着手されていない。

都市の場合にはもっと遅れていて、司法分野に大きな力が入られているが、他は大したことはない。司法や財務分野が最も注目されている。財務分野が何故進んでいるかというと、私の感じでは、財務分野の人々は日頃会計や予算の業務に従事しているので数字に慣れており、こうした方法で情報を得る価値が判ると同時にコンピュータ・システムから情報を得ることに抵抗を感じ

ないからだと思う。司法分野に力が置かれている主な理由は2つある。ひとつは連邦政府が司法 分野には非常に大きな資金援助を行ない犯罪防止のために出来る限りのシステムの改善を計って いることであり、もうひとつの理由はニーズが明らかなことである。市などの地方地域社会に住 む人々が問題をよく認識しており、この分野の改善を支持していることによる

表 II-3(市のコンピュータ所有情況)も人員と予算それにEDP開発の関連を示したものである。

犯罪情報通信システム

さて、表Ⅱ-4 (自動犯罪情報通信ンステム)は付録Cをまとめたもので、付録Cはカリフォルニアの犯罪司法(Criminer Justice)と司法情報通信に関する数多くのシステムを示すものである。この表はどのようにしてこれらシステムが、全国的な連邦システムから地方レベルにまで関連付けられているかを示すためのものである。私が知る限りでは連邦から地方レベルまでオン・ラインで動いているのは司法システムだけである。政府関係の業務範囲では司法関係の情報交換機能は断然他を引き離して進んでいる。

土地利用情報システム

ついでにも う 1 つ事例についてふれておこう。数年前にカリフォルニア州政府はいろいろな政府レベルで保管されている土地利用に関する情報についての研究を行なったことがあるが、これは TRWシステムズ社によって行なわれた非常に包括的な研究であった。非常に広範な調査と質問書による調査が実施されたが、私の記憶ではこれはたしかいろいろな土地利用面に関する基本的情報 8 0 0 種に関するもので、州政府とか郡の査定人事務所、市の記録、民間部門ではローン会社の資料、銀行とか不動産会社など異なる場所で保管されている資料と、その運用システムまで含むものであった。

州の目的は統合情報システムの確立が可能かどうかを調査することにあり、このシステムは標準データ・エレメントで構成され、土地利用に関する情報、特に土地利用バターンの変化に関する情報を、よりよい計画立案のために政府・民間の各部門間に交換可能にするためのものであった。

われわれは技術的には実現可能であるが政治的に不可能なことを知った。政治的というのは人々には未だこうした企画に協力するまでに心の準備ができていなかったということである。司法 執行システムの場合には現実に脅威が存在していたので多大な協力が得られ、地方の司法執行機 関はすぐさまこれまでの記録方法を棄てて何んの抵抗もなく勧告されたシステムに変換できたの だったが、土地利用情報の場合は事情が全く違っていて郡の土地査定人は彼等のシステムについて郡の監督者へも報告しようとせず、郡の財務部長と情報を交換しようとさえもしないという全く別の世界なのである。

一般的にいって、われわれが抱えている情報交換に関する問題は技術的にはさほど深刻ではないが、変化や情報交換に対する人々の抵抗の方が遙かに重大な政治的問題である。

図 II - 2 (連邦 — 州 — 地方データネットワーク)の図解は現実に存在するシステムのものではなく、システムの可能性と警察とか司法執行部門でかなりの程度まで実施しているシステムを示したものである。

自動車情報システム

カリフォルニア自動車局のシステムについて説明すると、このシステムは運転免許と自動車登録に関する完全に自動化されたデータ・ベースを有している。このファイルには単純な運転免許証に関する情報以外のものが含まれている。例えばこのシステムに質問を出して運転免許証システムから次のような運転者に関する情報を要求することができる。すなわち、運転者識別情報、自動車運転上の特典、彼の法的履歴、つまり、罰を受けた記録と召換状を何回無視したとか、事故記録その他の特記事項などであり、これらの情報を組み合せたものを取り出すことができる。前歴の抄録(Abstract of Conviction)には違反とその日付、判決とその日付、違反項目、法廷の識別などがのっており、こうした運転者に関する自動車局の記録は一般の人々が考えているものより遙かに完璧なものである。こうした記録は法廷で利用することができ、そこで多くの逮捕歴をもつ乱暴運転、不注意運転、酔っぱらい運転などの常習者の記録を判事に提供して判決に資することが考慮されている。法廷には現在のところ端末機がまだないのでオン・ライン・ベースでの利用はされていないが、沢山の端末機をこのシステムにつないで数秒間でこうした情報を検索することが可能である。これはRCAによって設計されたマグネティック・カード使用のマス・ストレッジを使用していて、全システムで7,000万キャラクタの情報を収容できる。

州・郡政府間の情報システム

図II-3(州と地方政府間の情報フローの量)はロッキード社によって画かれたもので情報の流れの複雑性の一端を示すものである。

その後の数ページについてはあまり詳細な説明をするつもりはないが、これらはInter-Governmental Information reguirement を示唆するもので、地方レベル -80で発生した情報が州政府レベルへ上がって行きそこでいろいろな目的のために保管されることを示したものである。これらは必ずしもオン・ラインではないが、全部が全部州レベルで処理されているものばかりである。

第3節の郡政府におけるEDPでは、郡における施設の大きさ、CPUのサイズ、データ処理 予算と、データ処理を行なっている業務分野を示すものである。ご覧のように会計とか評価とか 会計部門のアプリケーションと司法執行に用いられるものが一番先に手掛けられる分野である。

社会福祉の分野では、2つの郡が社会保障の自動支払システムを開発している。これは社会保障を受ける資格の有無を審査し、ついで自動システムが支払額を決定し、小切手の作成からその送付まで行なう。1つの郡でこのシステムに使っているデータ・ベースの詳細を手に入れることができる。つまり、データ・エレメントとシステム機能の概要を示す。

最も遅れている分野は、公共事業とか地方検事事務所とか郡の行政事務所、郡議会などがそれで、この分野でのEDP化が最も遅れている。

技術的要素がEDPシステムの開発を脅かすことがある。技術の新しさから、つまり、技術の 進歩があまりにも早いので人々が不安に思い、今実施したなら1年後にはもう時代遅れになるの ではないかと考えがちで、いっそのこと今まで通りにやって行って技術進歩が落着き、これなら という自信が持てるようになったら導入しようと考える人達がいるが、これでは何もやれない。 困ったことには技術進歩は止まるところを知らないので、適当なところで覚悟を決めてバスに飛 乗らねばならない。(笑)

もう1 つ注意しなければならない ことはソフトウエア業者によるソフトウエアの能力について の誇張である。これはいくら強調しても強調しすぎることはない。

私個人の経験でもあるし、あらゆる調査関係者が経験しているところであるが、コンピュータ・メーカーやソフトウエア会社の人達が彼等のソフトウエア・プログラムやバッケージの能力について言うことをうのみにしないように、よほど用心しなければならない。

殊に契約の際に慎重を期さればならない。契約条項、条件、罰則などをきちんと規定して、彼 等の計画について法律的責任を課すようにしなければならないのである。

例えば、予算データ・システムの開発の際に(これは私がプログラム・ディレクターをしているシステム開発であるが)、われわれはデータ管理のための特殊なソフトウエア・プログラムのデータ・マネジメント能力を使用しようと計画した。われわれはダイナミックなデータ管理能力を備えて、何時でも自由ファイルを追加し、記録やファイル・オーガニゼイションも自由に変えられるようなものにしたいと考えた。つまり完全なデータ・マネジメント能力を得ようとしたのである。

私が知っている限りで、そういうようなプログラムがあった。それはDATA LANGUAGE 1と呼ばれるものであった。予算システムの開発のためにわれわれは非常に有能なコンサルティング会社と契約を結んだが、彼等はDL1を用いることによって希望通りのデータ管理能力が得られると推薦した。彼等の忠告を信頼していたのだが、実際に使用する段になってDL1の1種で権利無効状態(Public Domain)になっているものがあることが判った。 これは IBM から入手できるが、 IBMによってサポートされておらず、もし事故が起こったらわれわれが自分達の手でどこが悪いか診断しなければならぬというものだった。

も 9 1 つ別の D L 1 の変種があった。 これはノースアメリカン社のもので自家用に改良し使用 しているものであった。このことを発見してノースアメリカン社と交渉したが、売ってくれるだけ ではなく人を寄こして設置を手伝ってくれるとのことだが、値段が 1 0 万ドルというので折合わず、 結局われわれは中間的処置としてより小さなデータ・マネジメント・システムで我慢しなくては ならなかったが、この間 6 か月という期間を無駄にしてしまった。

要は専門家であるコンサルティング会社の勧告に基づいてこういうことが出来る筈だということで始めたのに、実行段階になって駄目になってしまったということである。

ソフトウエアの問題に関するもう1つの例は、カリフォルニア司法執行通信システム(CLETS)の開発の際に、基本的な機器の契約を得たRCAがこれに用いられるソフトウエアの開発に当った。RCAはサプコントラクターとしてINFORMATIC社を採用し、ソフトウエア会社の同社にプログラミングを依頼した。インフォマティック社は有能な人材を抱えた優秀なソフトウエア会社なのだが、必要なプログラム開発設計に対する十分かつ効果的なマネジメント・コントロールに欠けるところがあったので、1年で計画実施とか運用段階を終了する筈であったのに、プログラミングに掛ってから9か月位いしてから、とても予定期日までには仕上がりそうにないことが決定的になった。9か月の時点でインフォマティクは予定より6か月以上も遅れていたのである。

さてこの計画の場合、われわれは期限に間に合わなかった時の損失に対する補償項目を契約に入れてあったが、この補償項目(Clause for damage)は大した金額ではなかったが契約にのっていたので遅れた場合には支払を停止するばかりか逆に賠償金を支払わねばならないことになっていた。結果としてわれわれは損害を補塡し、スケジュールをやり直し、実施を6か月延期せねばならなかったし、その上RCAとインフォマテック社は期日に間合せるために契約を上まわる余分な金を支払わればならなくなった。この作業を遂行するために何が必要かについての見積りが甘かったためである。

要はみなさん方が自分でシステム設計をし、プログラミングなどをするならばともかく、外部 -82の会社にやらせる場合には別に人の悪口をいうつもりはないが、しっかりした契約を作成しいおかればならなぬということだ。何故なら、この分野では人々は善意の間違えを犯かすことがあるが、こうした間違えに対して自分自身を守らればならないからだ。

建設業などの場合には賠償責任の項目を設けるのが慣習になっているが、コンピュータ分野で 弁償責任の契約条項を設けたのはカリフェルニア州政府が初めてである。

時々会社がわれわれのところへやって来て、あなたはこれができるとかあれができる、こうしたらどうか、私達を庸ってくれればやってあげるがなどを勧誘に来るが、本当は彼等は"これは既に行なわれている。私は未だやったことはないが、私にやらせてみて呉れないか"というべきである。どうもコンピュータ分野では誰れかがやったことは容易にできるものと思いこむような風習があるが、実際にやってみるとそうは行かないことが多いようだ。

もちろん経験のある人の数は限りがあるし、データ転換や人力の速度には限界がある。例えば自動車登録とか運転免許証のシステムなどの場合は、手書きの記録を電子制御様式に転換するのにカリフォルニア州は4年の歳月を要した。殊に2つのシステムを運用して行く、つまりあるものはファイルの引出に未だ残っているといった具合に2つのシステムを平行して行くのは非常に困難なことであった。データ転換は綿密を計画とスケジュールとをたてた上で慎重に行なわればならない。

カリフォルニア州にある多くの都市は人口が少なく、大規模なEDPの利用も行なっていない。 自分達のコンピュータを持っていない都市は計算センター(Service Bureau)を利用している。

MDS(Municipal Data System)とPADS(Public Agency Data System)について述べているが、これらは2つの協力事業であり、大変興味ある実験だと思う。いくつかの小さな都市が集まって合併事業をしようというもので、これは共同のコンピュータ・システムとデータ・ベースを作ることを目的としている。もちろん共同のデータ・ベースといっても個々の市町村の記録は別個に記録されるのであって、こうした努力によって個々にはコンピュータ・システムを持てないような小さな自治体がシステムを持てるようになるという訳で、これら2つの実験の進展は注目に価いしよう。MDSの方がその計画や実施においてもう1つの実験よりも遙かに進んでいる。

学校区情報システム

学校区で利用されているシステムについて述べよう。カリフォルニアの学校区ではいくつかの 努力が行なわれている。その面で報告様式の統一が要求されるようになっている。州の教育局に は州としての学校区運営計画を各学校区に割り当てる責任があるが、あまり報告書の様式が複雑 たため ―― 実際との様式が判っている人は州政府内でも2~3人しかいない位いだ(笑) ―― こ れらの様式を廃止して新しい簡単なものを作る必要があると考えている。何故そのように複雑か というと州議会が毎年のように法案を提出し修正するので修正の上に修正が重なって読んでも判 らない位いだ。州教育局は予算を握っているので相当の力を持っておるので、州教育局は地方か らの報告書の報告事項の変更を行なう。そして同局はCEIMS(California Education Management System)データ・ベースと呼ばれる記録の蓄積をこの数年に渡 って行なって来ている。この種のデータ・ペースの要素とどのような種類の情報が入っているか を述べた。私は個人的にこのデータ・ベースより、情報を用いて仕事をしている。昨年から州財 務局は州内の公共教育システムの研究を行なっている。これは学校教育の現状を把握・評価し、 そしてどのような要素が実質的な機能の違いを教育分野にもたらすかを見出そうとしているので ある。つまり社会経済的特性すなわち、学生が教育課程に何をもたらすか、彼が貧困家庭の出身 か? 彼がアメリカで起難に直面している少数民族社会、例えばメキジコ系の子弟が? (時には アジア系の人々も困難に直面することもある)、彼の家庭はどうか、離婚家庭の子弟か? 住居 はどうか? 文化的背景はどうか? をどの情報を得た上で、彼の行っている特定の学校へ提供 しうる資源の状況を調べる(とれは学校区によって貧富の差があるから)。それから各学校で実 施されている標準学力テストの成績もある。

その他実際に学校区がどの位いの予算を何に用いているかの記録もある。

われわれがやろうとしていることはこうした諸要素の関連分析を行ない、何が高い機能を発揮 するのか、そしてそれらの関連はどのようなものかを見出すことである。

もう数年にわたってこのようなデータ・ベースの作成を行なっているが完成までにはもう数年 を要するであろう。

データ・バンクに対する 所見

第3章では、カリフォルニア州におけるこうした活動の現状について所見をのべてみた。そしてデータ・バンクとデータ・ベースの違いや統合情報システムとの違いについて述べた。

最高の技術知識の投入と、創造的想像力、管理能力(management skill)、巨額の 資金が効果的なデータ・バンクの運用には必要である。中途半端なことをやって失敗し、人々を 失望させるぐらいなら着手しない方がましだと思う。こうした分野は1つ1つ重要なものであり、 何が可能であるかについての技術的知識、新しいことを試みたり同じことを異なる方法で試みた りする創造的想像力、全計画のスケジュールをたて管理し、期限と予算内に納め、困難な意思決 定を行なう管理能力がなくてはならない。

困難な意思決定とは、あらゆるシステム開発はある時点において、次から次へと出て来るアイデアを押えて、一定の構想の下に期日内の完成をめざして作業を進めるという決定をしなければならなくなる。これを"設計の凍結"と呼んでいるが、これはマネジャーが時間と予算を考慮に入れて断呼として行なわればならない。

また、経費のことであるが、大規模なプロジェクトの場合には多額の金が無駄になる。自分としては"無駄"になるという表現はしたくない。意図しない事に費やされると言うべきであろう。しかし私の16年間の経験からいって、何十億ドルという金が研究に費やされる。つまり何十億という金が"これをしては駄目だ"ということのために使われるのである。人々はとかくどの位いの金額が"それをやってはならない"ということを発見するために費やされたかを忘れがちだが、実際にそうなのである。そのためにこうした大きなシステム開発には巨額の予算が必要なのである。しかしその経過を知らない人達は何故最初からそうやらなかったのだと責めることがある。(笑)

- 。足立──私共の委員会でもしばしば議論されたことだが、まずデータ・バンクという概念についてのご意見をうかがいたい。
- ○マクドナルド データ・バンクはただ単に機能的ファイルの情報によって構成されているのではなく、それ以外にも将来なされるべき計画や決定に関してデータ・バンクの概念を適用するような目的を持っている。従って市場調査の結果、出来たような機能的なデータ・ベースにもつながりをもち、さらに基本的な経済的プロジェクトとか、企業の運営にGNPが将来どういう影響を与えるかなどの情報も含む。データ・バンクの概念は全体的オペレーションを頭にいれて綿密に設計されたものであるから、いついかなる時、どの機能的データ・ベースの中にある情報が必要になろうとも、広範囲な主要目的のために使用することができ、しかもそれらデータ・ベースにある情報は、何らの修正を加える必要なく使用することができるように設計されている。何年か前に私の国(アメリカ)でしばしば使用された言葉に"トータル・システムズ・アプローチ"というのがあったが、このデータ・バンクの概念はこの言葉の精神を適用したものと、ある意味でいえると思う。つまり、ある与えられた機能的データ・ベースの範囲内で何をしようとも、その情報を他の情報源からの情報とうまく組合せて、より広い目的のために使用するというのがこのデータ・バンクの意味である。

このトータル・システムズ・アプローチの考えには、非常に困難な又、非常に現実的な問題があり、(よく起こることだが)例えばただ単にトータル・システムズ・アプローチの観点から問題をながめると、そこから出てくる提案というものは、あまりにも広範囲であり、統括的

であり、非常に経費がかかり、実現させるには時間がかかりすぎるため、そのようなシステムに対して疑惑の念を抱かざるを得なくなるし、トータル・システムズ・アプローチが基となったこのような莫大なスケールのプログラムを一般に売り込むのは無理だと思わざるを得なくなる。従って、人々がそのような厖大な仕事をする能力を疑うばかりでなく、トータル・システムズ・アプローチ自体に含まれる個々の機能にもすぐに解決しなければならない問題が多々ある。しかし人々はトータル・システムズ・アプローチが完成するまで待っていることは出来ない。従って人々はシステムズ・アプローチが完成し、自分達の機能をシステム化するのにそれを適用することができるまでの間、現在の機能的な必要性を満たしてくれて、他のいろいろな問題を広範囲に扱ってくれるようなシステムを望んでいるのである。

他方、システム作業が、全体的な設計概念なしに個々の機能部門で別々に進められるならば、それぞれの個々のシステムを後に統合することは非常に困難になりがちである。というのは、個々のシステムが、他の関連部門の必要性を考慮にいれずに、特定の目的のために動くように作られているからである。工場に例をとりますと、工場長が、会計図とか会計システムを考慮せず自分の仕事のコントロール・システムを作りがちであるが、もし労働賃金や、部品価格を会計システムときり離したならば、その企業はコントロール不可能となるであろう。

これらは困難な問題で、そうやすやすと解決できるものではない。我々が開発中の概念を、カリフォルニア州政府からいくつかひろって説明する。つまり、カリフォルニア州政府の運営を全体的に見る我々と、ある1部門のみに関連する人々と対応させて説明する。

まず考慮のために、ある組織をとりあげてみる。カリフォルニア州政府には、州知事により任命された4人の省長官(Agency Secretary)がいて、その下に数多くの部門がある。又それと全く独立に多くの官僚がいて、例えば法務長官(Attorney General)はカリフォルニア州民により選ばれ、従って彼は州知事に対して責任を果たすのではなく、一般州民に対して責任を果たすのである。

4つの省(Agency)の1つにヒューマンリレーション部があり、ここでは医療費の払えない貧しい人々に医療サービスを行なう。又、厚生部では老人、病人、不具者、無職の人々に対し援助をする。リハビリテーション部では不具者、身障者などの人々を訓練し社会に役立つように助けを与える。就職部では無職の人に職を捜し、矯正部は州刑務所の管理等を行なう。原生部にはさらにその下にいるいるな部がある。つまり、精神病院を管理する精神衛生部等である。

刑事司法省はヒューマンリレーション部のように1つの権威に報告するような機能はもって いない。法務長官は司法部に対して責任をもち、司法部には、犯罪人についての記録、犯罪歴、 犯罪活動、盗難品、盗難銃砲についてのファイルがある。又この部ではC. L. E. T. S. システムを実施している。カリフォルニアの裁判所(Courts)は全く別のもので、州知事に報告する必要はなく、州政府の1つの部門である。ハイウェイハトロールは、法律執行機関(Law Enforcement Agency)の1つの部であり、これは州知事に報告せねばならない。カリフォルニア州全体にわたる警察システムはないが、地方ごとの法律施行省がある。市警察局、郡保安官、郡施法官等がいる。これらに関してさらにF. B. I.があるが、ここでは全アメリカの犯罪活動、盗難品、車輛盗難等の情報が集められている。

これらの部は互いに関係しているが、それぞれ個々のシステム形をとっている。 従って我々の大きな問題はこれらのシステムの中で統合されるべきエレメントを見きわめて、システムを統合すべき適当な方法を見出すことである。

先のデータ・ペース、データ・バンクに話しを戻すために矯正部(Dept. of Correction)をとりあげる。これはかなり大きな部であり、カリフォルニア全体には多数の刑務所があり、その囚人数もけたはずれのものである。機構が厖大なだけにその機能もさまざまで、インペントリーを持ち、購入をし、維持活動等も行なわなければならず、又、囚人に関してもなすべき仕事は多い。まず第1に、法廷で判決が下されると、新しい囚人を受け入れ、囚人に関する記録を作成し、どの刑務所に入れるかを決定し、囚人を分析して、中学卒程度の者には高等教育を授けたり、職業訓練が必要かどうか決定したり、いろいろな心理分析をしたりしなければならない。つまり囚人を診断し、その結果、社会復帰を助けるわけである。

さらに囚人に関してのプログラムに対しいろいろの決定がなされる。つまり例えば、高等教育を受ける囚人数が昔に比べて急に多くなったとすると、高等教育プログラム(もちろん刑務所内での)を拡張しなければならない。従って、そのようなプログラムの監査と評価の決定がなされるわけである。そして囚人が仮釈放の資格を得ると、全く別のプログラムが用意されている。囚人は刑務所からは出られるが、仮釈放プログラムの下に監視されていて、もしこのプログラムの基準を満たすならば、最終的に釈放されるわけである。

さて、この部はこのようにいろいろの機能をもっているが、それらは必ず何らかの記録保持 と関連しているが、これらは、全く別々のデータ・ペースである。そして我々は今この部をト ータル・システムの実行可能性を決定するために研究しているが、もし設立されたならばデー タ・バンクとして働くようになるだろう。しかし個々の部で起こっているすべてのことは他の 部と関係していることからして、これは、単にデータ・ペースでしかないとも言える。

さて、今ある男が法律を破って、店、又はガソリンスタンドに押入り、 窃盗をはたらいて、 車を盗み、逃走したと仮定します。そこで施法官が捜査を始める。 逃走した男は前科があるかもしれないが、もしあればF・B・I・にそのファイルがあるだろう。そして我々はその男に関するファイルをもっていないとする。又、ハイウェイバトロールは盗難車の連絡を受け、その車の特徴や、車輛番号などの報告を受ける。もちろんこれらの情報はC・L・E・T・S・システムを通して得ることができる。さてこの男が逮補されて、その記録が作られ、彼に関する情報が集められ、最終的に起訴がされ、その裁判に関する記録が作られ、判決が下って、この男が刑務所に入れられると仮定します。この場合、この犯罪ケースについての情報のすべてに関して、1つのデータ・ベースの形で考えるのはあまり実際的とは言えない。このケースに関するすべての情報が決定を下すのに役立つような形でシステムのどこからでも得られるような形であるべきだと思われる。

もしこの男が刑務所に入ったなら、彼の家族は社会福祉を受けるだろうし、又、その資格があれば医療サービスも受けられ、子供の一人が麻薬で精神衛生部のお世話になるかもしれない。又、彼の家族の他のメンバーについても職業斡旋がされるかもしれない。このように彼に関しての決定は矯生部が行なうか、例えば、もし彼が仮釈放の資格があると見なされると、彼の家族に非常な影響を与えるだろう。もしこの男が釈放され、職を得て家族を養うことになると、家族は今まで受けてきたいろいろな福祉プログラムを受けなくなるだろう。つまりその釈放の決定が非常に重要な意味を他の分野にもたらすわけである。他方、もし釈放されないなら、これらの福祉はひき続き行なわれる。

現在、我々はこの男に関する知識と他の別の分野の記録とを結びつける方法を持っていないので、すべての段階における意志決定は不十分な知識でもって行なわれている。再度強調するがそれらは大変大きな機能分野であり、医療補助プログラムはカリフォルニアだけで1年に10億ドル以上かかるし、福祉プログラムは1年に5億ドルもかかる。これらは非常に綿密に作られた管理プログラムであるため、1つのデータ・バンクのみでこの男もその家族に関するすべての情報を扱うと考えるのは不適当であろう。しかしこの男に対して決定を下すときに必要などんな情報でも得られるようなコミュニケーションリンクや情報のコード化というものが確立されねばならない。従って現在、我々はすべての分野に共通するデータ・バンクよりも個々の分野のためのデータ・バンクについて考えているのだが、その目標として、"統合された情報システム"(integrated information system)をとりあげている。これは、各々のシステムにある情報関係を見出し、これらの間のコミュニケーションリンクを作り、決定時にすべての必要な情報を得られるようにするものである。又これは、情報がやたら乱用されないようにコントロールされねばならない。大変困難な問題であるが、我々は今日その解決に向かって努力している。

- 渡辺 ー カリフォルニア州政府の各部門のデータプロセシングの完成時期、これらの予定などの年次を入れていただきたい。
- ○マクドナルド ── 医療プログラムは1966年に始められたが、6ヶ月という法で決められた期間内で、データ処理システムを設計開発し、作動させることは、州政府にはできなかったので、民間企業を仲介者として作業を進めた。しかしこの民間の請負人の仕事はあまり満足できるものではないため、我々は現在独自の方法でプログラム作成にあたっている。これは2年計画で、設計、開発、設備費用は約500万ドルと見積っている。

福祉部門のデータ処理は1964~65年に始められたが、これは社会福祉の枠内では統合されたプログラムではないが、改良作業が進められている。

雇用関係部門はデータ処理を1956年から用い始め、その財源はワシントンからの連邦政府にたよっている。

矯正部はデータ処理を1964~65年に使用開始し、すべての分野を包括するような実行可能案の研究が1967年に始められ、1ケ月後に完了見込である。

C.L.E.T.S.システムは、1965年立法議会により認定された。我々は、1年半かかって司法省の代表者達と共に基本的システム仕様書を作成した。財務省代表や、地方施法局とか。地方政府の各部からの代表者も集まった。そしてその提案をいくつかの企業に提出した。このプログラムの実施は、当初1年半の予定であったが実際は2年かかった。

車輛盗難記録はディスクアクセスシステムで、1967年に作動しはじめた。

裁判所関係は非常になおざりにされており、現在までデータ処理は全くといっていい位に行なわれていない。

精神衛生部は2つの要素があり、1つは部全体の管理と、もう1つは州全体にある精神病院の個々の管理と記録である。このプログラムの開発には約2年半かかった。このシステムでは各病院から州本部へ毎日管理報告を自動的に行なっている。

- ○長谷川 教育関係についてだが、C.E.I.S.はData Base と考えられるが、そのように理解してよいか?
- ○マクドナルドー C.E.I.S. はカリフォルニア教育情報システムの省略形である。このシステムはデータ・ベース自体でなく、学校区の管理を補助する目的の一連のプログラムである。これは公立学校によって用いられる。公立学校とは公の補助や基金を受けている学校のことである。カリフォルニアには大きな学校区があり、そこでは基金も豊かなため、個有のデータ処理設備を有し、管理目的のために個有のシステムを開発することができた。しかし、中又は小規模の学区では資金不足で自分達のシステムを開発できないところもある。そこでカリフォル

ニア州教育部では教育補助法の下に連邦政府の援助で、これらの学校区を2つの点について補助を始めた。まず初めは、地域教育データ処理センターの設立であり、そこで、各学校はデータ処理をしてもらい処理にかかった費用のみを払えばよく、大規模を設備のための投資をする必要はない。つまり必要とされるサービスにのみ料金を払えばよいのである。第2は、標準システムの開発のためのプログラムであり、そのシステムは地域センターでも、又、独自のセンターをもっているか、他の地区からサービスを受けている学校区でも使うことができるものである。このシステムは本質的に2つに分かれている。1つはビジネスサプシステムであり、もう1つは学生サプシステムである。これらサプシステムはすでに設計、プログラム、テストを終り、現在地域センターで、学生関係では学生の出欠、授業日程、入学からのすべての成績結果等の記録つまり学生に関連するすべてのサービスを行ない、又、ビジネス関係では、会計、給料、在庫等の記録に役立っている。

とのシステムによって作られたり、更新されたりしている記録はデータ・バンクを構成するものではないが、個々の学校に関してはそうなるかもしれないが、必ずしもそうとは言えず、まして州全体としてはデータ・バンクなどとは言えない。しかしこのシステムのデータエレメントは標準化されていて、各地区の情報は州中央本部に送られ、州レベルで統計分析できる形になっている。例えば学生マスターファイルをみると、州レベルで情報が必要なときはいつでも、生徒の記録がうつされ、要約されて、トータル数、平均値、パーセンテージ、域値等の情報が得られる。つまり州全体として統計データの累積の形でこれらファイルから情報を使用することができるのである。

- ○長谷川一 学生サブシステムの場合、地域センターのファイルに、学生に関する情報をどのような形で入力するのか、つまりオンラインで端末装置から入れるのか、又はオフラインで端末装置から入れるのかというのば第2の質問でして、次の質問は、その学生サブシステムにある情報を教師やカウンセラーが取り出すにはどのような方法を用いているのかというととである。次の問題は、このシステムの学生に関する詳細なデータのプライバシーの問題が非常に重要だと思われるが、それがどのような形で守られているかを示していただきたい。更に C・A・I・についてだが、このサービスは地域センターのコンピューターを用いて、多くの学校に与えられると思うが、具体的にはどのような方法で行なわれているのか、そして最後に、このシステムの完成に10年かかったということだが、各学校からの要求をどのように調整、修正して作り上げたか、そのプロセスをお話してもらいたい。
- ○マクドナルド センターへの入力はオンラインではない。つまりキーパンチとかマークセン シングの形で入れられ、特に試験問題はこの形である。

教育者や学校の管理がこのシステムから情報を得るときは、地域データセンターの管理チャネルを通して要求を出す。

プライバシーに関しては、これはオンラインシステムではなく、記録への端末装置からのアクセスがないため、情報要求者の身元を確認してその情報を得る資格があるかを見きわめるので、プライバシーは守られている。さらに地方レベル以外のレベルの機構、組織から要求があったとき、情報というのは個人的名前に関係のない、要約又は統計的な形で与えられるため、プライバシーは守られている。さらにこれが進んで速かな応答のできるオンラインシステムになるならば、情報へのアクセスは、いろいろな方法で守られるだろう。ある端末装置からはある学校の地域センダーファイルにのみアクセスでき、他の学校に関するデータにはアクセスできなくなるだろう。又、情報要求者、端末装置の使用者が誰であるか確認したりするだろう。従ってどのデータファイルにアクセスするにもハードとソフトの両面からの制御がなされるだろう。

C.A.I. (computer assisted instruction)は決して一般的なものではなく、カリフォルニア学校システム全体でもそう広くは使用されていない。今だに試験的なものであり、日常のものとしては受け入れられていない。私は地域センターで行なわれているC.A.I.サービスはあまりよく知らないし、個人的にもその使用についての知識はない。しかし、C.A.Iの研究は、私企業、政府、大学等でかなり進んでいる。C.A.I. の考え方はマルチメディアセンターと関連して発展してきた。つまり、コンピュータファイルとC.A.I. だけでなく、ビデオテープ、テープレコード等も用いるセンターと関連している。

このシステムを開発して実施するのに10年もかかったが、これはそれほど複雑ではないこのシステムにとって、不合理である。これほどかかった理由としては、沢山の地域の沢山の学区の意見を一致させるのが、仕事の処理の形とかそのやり方などについて、困難であって、広範囲のものを一致させることは、長い時間を要したのである。さらに資金が中断することがあり、プログラムがスムーズに処理できなかったことや、マネージメントに関しては、効率が悪くスケジュール通り行なわれてなかったために、当初5年で終る予定だったこのプログラムは10年もかかるべきではなかったのである。

このプログラムの修正と調整は地域センターや各学校の責任の下に行なわれる。一旦プログラムが州教育部で完成されると、地域センターや各学校で使用され、それぞれの必要性に応じて自由に修正なり、調整なりを加えられる。そして州はプログラムが使用されると、それらに対する厳しい規制はしなくなる。しかし州はある種の報告要求を出すので、地域センターや各学校は修正や調整をするに際して、その報告要求に合うような形で行なわればならない。

州にはその他いろいろな組織がある。例えばカリフォルニア教育管理協会、カリフォルニア 教育委員会協会、カリフォルニア教師協会などで、これらの協会は、代表者を選んでデータ処理委員会に送り、そこでデータ処理のアップデートを行ない、新しい要求を認識して、それらが組込まれて、新しいアイデアがすべての学校で用いられているかどうかを監視する。このようなコーディネート活動が未来もつづくであろう。

- ○長谷川 ― 今のお答に関してもう少し質問したいのだが、このシステムを利用している学校は、学生に関するファイルを持たないで、このセンターがすべてのファイルを持っているのか、それとも学校でも重複して持っているのかどうか、ということと、このシステムの目的が、学校の業務を簡素化する以外に州として学校行政上利用するという目的もあるのかどうか、という2つの質問です。
- ○マクドナルド ――学校に保存されるファイルについて私はあまりよく知らないが、私の他の経験から察するところ、データ処理センターからいつでも必要なときに情報が得られるようになるまで、各学校はそれぞれのファイルを維持すると思われる。これが普通の形であるが、はっきりそうとは断言できない。

このシステムの開発の目的は、地方学校区に管理と、記録処理のシステムを与えるものであり、 得られる情報により州、又は中央レベルで情報を得る目的はより良い意思決定を、学校区の真の 必要性や、それぞれのレベルで資金等の補助の必要性を満たす上で行なうためである。

教育関係だけでなく、あらゆる分野において、州、又は連邦のコントロールが広がるのではないかという恐れが地方レベルで起こっている。特にカリフォルニア州では地方自治が強く残っているので、これはカリフォルニア住民にとって非常に重要な問題である。他の州の住民はカリフォルニア州程自分達の地域での政治に関してあまり興味や活動を示さない。これはいつでもカリフォルニアでは、何らかの提案に関して多くの議論がされる理由である。ジョージ・オーウェルの本に関して1984年の考えに、政府のレベルのコントロールが個々の市民にまで影響を及ぼす可能性があるというものがあり、なぜなら政府がすべての情報をにぎってしまい他の誰も持つことができなくなるというのであって、従って誰も決定ができなくなるというものである。カリフォルニア立法議会で、これが地方レベルで討議されることは非常に関心がある。私自身の感じでは、人々がその問題の潜在性を認識している程度のものである限り、実際問題はならないという保証であり、実際に起こることはないだろう。

大学や高等教育のレベルに関しては、多くの学生がコンピューター自体に又、コンピューターの使用技術について反感をもち、コンピューターや、その機能についての正しい知識ももたずにただ漠然とコンピューターはすべてを機械化し、人間までも機械にするのではないかとい

う懸念にとりつかれている。デモを見てもプラカードに"私は I BMカードではない、番号なんかではない"というような文句が見うけられる。しかし多くの学生が私も含めて、ただ授業のスケジュールをきめるのに1日半又は2日も列に並んだという経験があるし、それを経験したものは、家にいてコンピューターが自動的にすべてをうまく処理したスケジュールを郵便で受け取った方がどんなに良いだろうと思うのはあたりまえであり、誰も2日も3日も列に並ぼうとは思わないだろう。

大学でのとれらのシステムの使用に関しては、大学でもステートカレッジでもそれぞれの標準管理行政システムを開発した。カリフェルニアの9つのキャンパスのすべての管理データ処理はバークレイにある1つのコンピューターセンターで行なわれている。ステートカレッジシステムに入っているすべてのキャンパスに対しては、2つの中央管理データ処理センターがある。1つはロサンゼルス、1つはサンホセにある。との2つは無線通信により相互に連絡されていて、もし一方がダウンしても、直るまで他方がすべての処理を行なうようになっている。カリフェルニアはさらに短期大学、コミュニティーカレッジ(92あまりもある)に対しても広範囲にシステムをもっているが、コミュニティーカレッジは、中央的な標準的なシステムはもっていない。しかしすべての高等教育機関は、とのようなシステムを何らかの形で使用していて、昔のような形に戻そうとしてもそれは無理だと思える。

- 長谷川 ── 通信回線について質問したいが、警察情報網と地方情報センターとの接続はオンラインだと思うが、他の福祉部とか消防部とかのシステムともオンライン接続になっているのか。更に州及び連邦情報システムとの接続もオンラインなのか?
- ○マクドナルドーーまずこの図は他の本からの引用であるが、決して特定なシステムの文字通りの図ではなく、このようなものも可能であるという例にすぎない。確かにある種の情報においては、この相互関連が今日存在するが、他の種類では存在しない。例えばナショナル・データバンクというものがあるが、実際に存在するのではなく、概念の段階で討議の的となっている。法律施行の分野では現在作動しているこの種の相互連絡というものはない。例えばオークランド市でパトロールカーに乗っている警察官が地方本部に情報要求を無線連絡したとする。サンフランシスコペイエリアには、警察情報網と呼ばれるシステムに9つの郡が協力しており、同様の情報網がロサンゼルス地域にもある。もしその警察官の質問が、地方本部で答えられないと、アラメダ郡にある警察情報網のデータ・ペース・ファイルが調べられ、もしそこでもだめだと、州レベルの情報システムにその質問がまわされる。その質問の要求情報の種類によりハイウェイバトロール、司法部、車輛部等に廻される。もしそこでも答えられないと、F.B.I.、ワシントンの国立犯罪情報センターのファイルが調べられる。更にネバダ、アリゾナ、ワシン

トン、オレゴン等の他の州のファイルにも直接アクセスすることができる。従って法の執行の 分野ではマルチレベルの情報通信網が存在し、かつ作動しているが他の分野ではまだない。し かし概念的には他の分野でも可能であることは確かである。

- ○長谷川 今のその犯罪の場合だが、オンラインで情報にアクセスするのと同じ様に、オン ラインで情報をアップデートするのか?
- ○マクドナルド それは情報の種類による。緊急を用する情報はオンラインで入力され、日常作業的な情報は夜間にバッチ処理で更新される。従って法律施行システム用に情報を与える緊急度によって異なってくる。
- o 渡 辺 ── 実際のシステムデザインに関して起こる問題を、データ・ペースを組合せて使用す るために、それぞれのデータのボキャプラリーをお互いに一致させていると思いますが、次の 点について実際の状況をお話し願いたい。3つの質問ですが、第1は、個体識別コードであり ます。個体識別コードに関する第1の問題は、警察の取締りや事故記録のシステムで、使用し ているパーソナルコードが、裁判とか免許にも共通しているか。それは又、自動車事故に関す る民間の保険会社にも共通になっているかということです。この質問の理由はデバートメント ごとの個有のシステムで、最も適切なコードを使っている問題と、全体にリンクする問題とを どう解決するかということと、公共部門で作られたデータ・ベースが、民間で利用するという 形に広がる可能性があるかどうかと考えているからなのです。個体識別コードに関する第2の 問題は、地域区分、つまり学校区とか交通取締区とかの地域区分に何通りの系統があるのか。 それから同じ場所をそれぞれの系統で表示した場合にうまくリンク できる方法があるのかとい うことです。個体識別コードに関する第3の問題は、 付録Dにあげられた多種類 のデータプロセシングシステムのうち、バーソナルコードが共通に使われているものを教えて いただきたい。この質問の理由は、個別のシングルデータ・ベースの最適化と、インテグレー テッドデータプロセシンクシステム最適化との関係を、限度があるものなのか、両立するもの なのかを知りたいからです。次に事項識別コードに関して2つあり、第1は、警察で作る自動 車事故の内容に関する記録はすべてコード化されているか、それとも自然文が含まれているの か、ということで、この質問の理由は、リトリーバルニーズとシステムパフォーマンスを考え る上で必要となるからです。第2の質問は、職業、産業、予算項目などの分類方法が共通にな っているデータプロセシングシステムを挙げて下さい。もしそりいらものがあれば、他の州や 連邦政府とも共通になっているのですか。この質問の理由は、今後、クローバルワイドでデー タ交換をするような問題が出てくるのですが、それとカリフォルニア州政府のプロジェクトと「 の関係を参考にして、私達も同じような問題を考えたいからです。特に第2点では、例えば特

許情報をすでに各国政府で交換するという話が検討されているのですが、一方でそのような情報は国内でも使うわけです。国際機関では I・S・O・、O・E・C・D・の専門家会議などで議論されていますが、いずれにしても具体的には最も困難な実際の作業を伴うだけに、私どもは困った問題と考えているわけです。

次に質問というよりは意見を聞かせていただきたいのですが、それぞれ異なった個有の使命をもったデータプロセシングシステムが、同じ分類項目コードを持つことが、技術的に可能だと思います。もし不可能となるならば、可能な範囲について何か御存知のことをお聞かせ願いませんか。この質問の理由は、第1に、実際にシステムを作るときに、技術的にスケール、又はオペレーションの限度を考えなければいけないのかどうか。第2にシステムの安全性、といいますかデューブレックスの機能をどのように考えたらよいか。第3はデータ・バンク専用のシステムというもののアクセスに対するパフォーマンスといいますか、要するに専用システムになった場合の稼働率といいますか、そういったことがどういうようになるかまだわからないからです。……以上です。

○マクドナルド ── 現在までアメリカでパブリックセクターとブライベートセクター間でデータの分割と交換をするための協力体験というものは特定の意味においては全くといっていい程ない。しばしば共同情報システム、又は協同情報システムの設立案が出されてきたがそれは例えば、銀行、金融業、不動産会社が政府と共働し、経済予測等に使用する特定情報を蓄積するものである。私の知っている限りでは、カリフォルニアにおけるこのような提案は今まで成功したためしがない。しかし、違う意味での政府と私企業の協力や、政府によって集められた情報を私企業がアクセスすることはたやすいのである。

我々は伝統的に政府は人民のものであるという信条をもっている。言いかえれば、どんな人 民も政府の仕事を理解し、その内容について聞き、行なわれたことすべてを知る権利を有する。 又、人民は納税者として払った税金によって行なわれた政府の仕事の結果から得られる利益を もつ権利をも有する。

このような態度は広範囲にわたり、私企業までも個人と考えるようになった。つまり、もし公的な部局が広範囲な記録を集めたとする、例えば車の持主名と住所、免許所有者名と住所、不動産持主名と住所等に対して、どんな人でもそれが政府によって集められまとめられたものであっても、伝統的にこれら記録情報を得る権利をもつ。ただし個人のプライバシーを侵害しないという条件を守ればのはなしである。そうすればこれらの記録はただで、コピー代を払うだけで得ることができる。

この原則は個人の情報を犯すところまでは適用するわけにはいかない。例えば犯罪歴、精神 - 95病院での記録のような情報までには及んではいけない。しかしその他の情報は個人にでも企業にでも公に使用できる。従ってある意味で我々は政府から一般のプライベートセクターへ、大変オープンな情報の流れをもっているといえる。しかし初めに申上げた通りに他の意味で、パブリックとブライベートの両セクター間での情報交換の協力はあまりない。これはそれほど簡単にすまされる問題はない。公的情報を私企業に営利目的に使用のため与えることに非常に強い反対が起こっている。それに対し我々はいつも誰にも、どの企業にも不公平なく情報を与えるつもりだと解答しているが、それで皆が満足するわけではなく、なぜならその情報を利用する資源に差があるからである。更に個人の名前と住所のリストが社会的にあまり好ましくない商品を郵便で勧誘するのに用いられたことがあった。しかも情報要求の内容の良し悪しを選り分けるのは非常に困難である。従ってこの原則を実施するのに問題はつきものであるが、しかし、我々は今だに政府の記録を私企業に自由にアクセスさせている。

○中井 ── データ・バンクについて初歩から2年間研究してきたが、私達もパブリックセクタ ーにおけるデータ・バンクを考えていく上で、いくつかの困難を意識してきました。それらを いくつか述べたいと思います。第1番目に、相当な額の費用をかけてデータ・ベースを作って いく上で同意を得ることに困難を生じます。それを解決する根底となったデータ・ペース作成 の動機づけがどこにあったのか大変興味があります。第2番目は、データを集めるとき、アイ テムユニットリトリーバルのためのコードというものを統一するのに困難があったと思うので すが、日本の場合は統一されたフォーマットでデータを集めるときに、各役所の仕事を変える といり事に対する抵抗があり、もり1つは標準化に対していろいろな意見があるのでその調整 に問題がある。それらをカリフォルニアではどのように推進したか、その基本的考え方をお聞 きしたいのですが。第3番目はデータプロセシングのソフトウエアを作っていく際、それを利 用する方の側のディマンドがどういうものか細かくみていくと、それらの間で大きな矛盾や相 異が現われたとき、それを実際のプログラム作業の中で調整していくのが非常に難しいと思う が、それがどのよりに行なわれたかをお聞きしたい。第4番目は、データ・ベースを構成し維 持する責任をもっているところと、それを利用するところの間でいろいろの摩擦が起こるケー スが考えられるが、それをどのように乗り越えたか。最後に、今までとは全く違った観点から なのですが、日本の現状では個々のデータ・ペースを作っていく過程にあり、インテグレーテ ッドトータルシステムを考えるのはまだ先のことと思うが、その点に関して、3つの質問をし たいのです。第1は、もしインテクレーテッドトータルシステムを作っていくにはカリフォル ニアのどのデバートメントがオーソライズされ、どれ位の組織でそれを遂行するのか。第2は、 オーソライズされたところの仕事を他にやらせて、個々のデータ・ベースを持っているところ

が保守的な抵抗を示すことが考えられるが、それが容易に排除できるものかどうか。第3は、トータルンステムの全体を管理するソフトウエアシステムはあまりにも厖大で、私どもには今すく簡単に想像できるものではないし、全体がオンラインで結ばれた場合、ハードウエアの信頼性が極度に高くなければならないので、我々は技術的によく理解できないが、アメリカの技術はそれに対する自信があるのか、例えば国防システムなどが実験済みであるというステーシにあるのかどうか、ということに興味があるのです。以上です。よろしくお願いします。

○マクドナルド ― まず初めに明らかにしておかなければならないこととしては、今朝用いた例によってリンクされたシステムがあるということを意味するのではなく、そのような方向にむかっているということである。

我々は汎用個体識別コードは持っていない。実際にデータ処理等に関して識別のために汎用 されているのは、住所、氏名、年令、性別のような基本的情報である。これらを用いて個人の 記録を得る手がかりとするのである。多くのデータ・ベースにおいて識別コードや、レコード ヘッダーを用いて情報をストアしている。しかしそのコードは、そのシステム内でのみジェネ レートされたものであり、氏名の文字、住所の文字数、性別や年令要素を用いてある特定のソ フトウエアプログラムにより作られたものである。しかしそのような識別コードはそのシステ ム独自のものである。従って基本的には、氏名、住所、年令などを用いて識別しなければなら ないのが現状であり、統一された汎用識別コードはない。統一識別コードに最も近いものは、 社会保障システムの結果であるといえる。社会保障は連邦政府によって行なわれている老人、 不具者のための保障であり、ある人が初めて雇用されたとき、社会保障口座番号(social security account number)か与えられ、これは一生用いられる。連邦政府に関 しては、その人についてはその社会保障番号が用いられる。ワシントンの社会保障行政部で、 彼のための口座がもうけられる。この口座に、彼の給料や雇用人からのお金が積立てられる。 これによって彼が停年や不具になった後、生活にことかかないようになっている。決してその 番号は変わることはない。連邦政府に報告される所得税はこの社会保障口座番号を用いている。 従ってこの番号は標準的番号と言える。たびたびはっきりと標準番号にするといり提案がなさ れていて、例えば、子供が生まれたらすぐに社会保障番号を与え、一生涯その人の記録、学校 成績、銀行口座等もそれによってコントロールすべきであるというものである。もしこのよう な統一コード番号がユニークに決まれば数々の利点 がある だろう。しかしこの考え はま だー 般 的 に受け入れられてはいない。将来受け入れられるかどうかも疑問である。統一 コード番号は数の欠点もあり、御承知のように多くの企業ではそれぞれ独自の識別番号を作 っているので、それを新しい番号に変えるのはあまり気がすすまないはずである。更に社会保

障番号は完全に認められた(fully proof)番号ではなく、もしある人が自分の身分を変えたいなら、違う名前を使うことができるし、そうすると社会保障番号がないからと言って新しいのを要求することすらできる。しかし利点もあることもある。まだ統一された唯一の認識番号というものができるかどうかわからない。

《標準化された又は統一された用語について》

例えば医学では、病気や手術の専門用語があり、これは保験会社、医師、病院、連邦医療プログラムで用いられており、全米医学教会が管理している。又、職種名の辞書もあり、それが雇用サービス、矯正部、職業訓練などに用いられている。又、労災に関する標準コードもあり、それも用いられている。

ここでデータ、データエレメントの重要性を強調したカリフォルニアで行なわれた実験について述べる。この実験で人々はあるケース、ある状況について判断決定を行なうようになっていて、5つのケースについて決定し、更に5つのケースについて実験を行なった。実を言うとこれらはすべて同じケースなのであるが、いつでも少しずつ違ったデータ要素を与えられたのであり、各回ごとに全く同じデータは与えられなかった。そして出てきた結果、全く違う決定がそれぞれなされたことが判明した。これは判断決定を下すに際し、完全な情報、データというものが、いかに重要であるかを示すものであり、必要なデータの不足によりいかに判断決定が影響されるかがわかると思う。

《地区の認識(identification)について》

これは大変難しい問題であるので黒板の図で説明する。まずこの連邦議会へ議員を送るための選挙区があるとする。またこの地区にそれとは別に州議会へ議員を送るための選挙区があるとする。更に同じ地区に地方選挙区があるとする。また地方教育委員会のための選挙区があるとする。この混乱に加えて10年毎に行なわれる国勢調査区があり、これは格子形になっていて、その格子を小さく分けていって、町名で認識されるような小さな地域"enumeration district"にまで分けられる。これはまだ解決されていない大きな問題であり、私個人も現在、学校区による社会経済的特徴についての情報を集めようとしているが、国勢調査報告からしか得られないので、国勢調査区を学校区に照合して、データを用いているのである。カリフォルニアには1,100の学校区があるのでいかにこれを行なうかとまどっている。

《個別データ・ペースと中央大型データ・ペースの両立性と、最適状態決定方法について》

これに対する答は容易には出せないが、規模の経済の尺度を適用することは可能と考えられる。つまり小さを個別の組織より強力な中央組織によって記録を更新する方がコストがやすい わけて、この経済要素は1つの基準となる。しかし今朝の討論にもあったように、独自のデー タ・ベースをもつ部局がいっぱいある。ヒューマンリレーション局が1つのデータ・ベース (データ・バンク)をもっていて他のすべての部にサービスをするが、あまり実際的ではない。 また、あまりにもシステムが大きくなり、それを使う人からかけはなれたものになり、仕事に 対して関心をなくしたり、情報が更新されているかどうかも見ず、仕事の役割を果たそうとしなくなる。従ってシステムはそれを使って働き、そのサービスを受ける人達の身近になければ ならず、あまりかけ離れるとお互いの機能がうまくいかず分離してしまう。 このシステムと人々 との距離がどの程度が良いかはわからないが、使用者がブレークダウンしないように一緒に 働ける位が良いかと 思える。

《自動車事故報告について》

我々は、州全体の自動車事故報告システムのブログラムに従事している。とのシステムが開発される前は、各市、郡等の警察局で個々の報告があった。 しかしこのシステムの結果は良好で、非常に広く、統一された交通事故報告フォーマットが受け入れられた。地方の警察局などはシステムが作動になる前にすでにとのフォーマットを使用しはじめた程である。

このシステムの様式は簡単な英語であり、新しく学んだり、覚えたりしなければならないような複雑なコードは用いていない。もしその様式がどんなものか興味があるならば、この新しい報告書の様式と警察官に渡される説明書のコピーをアメリカに帰ってからお送りいたします。 **〈**異なる目的のデータ・ベースに同じ分類コードを使うのは技術的に可能か》

私の意見では技術的に可能であり、可能でない理由は見当らない。しかしもちろん、用いる コードに関して一致協力、相互承認が必要であることは申すまでもない。

くカリフォルニアのデータ・バンク開発の基本は何か》

このような大型開発プログラムの基礎は一般的には、あまり効率よくなかったがすでにそのような機能が実行されていたということである。統合システムを開発する提案はいつでも現在のシステムを改良する提案に他ならなかった。改良には費用がかかるが、しかし長期的にみると経済的である、というのは、現在の手計算よりも安いユニット当りのコストで同じ仕事ができるからである。また問題が大規模で、重要性を帯びてきたときコンピュータのスピードを用いなければどうにも解決できないというようなケースもよくある。例えばカリフォルニアでは2,000万台もの自動車の車輛登録、1,400万の自動車免許記録のような厖大な量を維持更新していくには、どうにも人間の仕事ではすまされないところまできているのである。州政府の例をあげると、州が管理している教職員退職システムの記録があるが、これらの記録は2年も遅れており、これを自動化して、退職時には口座預金がどの程度あるかの質問に対し、2年前の記録を用いないよう、現在の残高を答えられるよう努力している。

《中井氏の質問に関して》

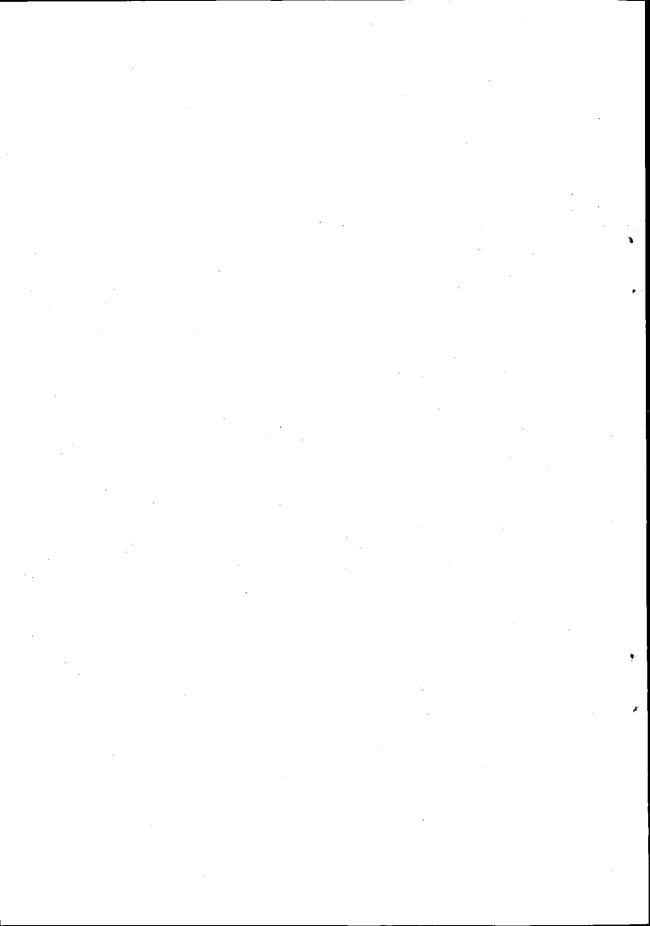
中井氏は数多くの質問をされたが、それらは相互に何らか関係しているので、それらをまとめて一般的な解答をします。まず企業からの抵抗を克服し、一致協力が長期的には利益をもたらすものだということを示すのが一番重要である。よく他の人と協力して、自分のやり方を変え、金をつぎ込んで自分にどんな利益があるのかという声を聞く。重要なことは長期的には協力から利益が得られることを各組織に教えることである。それについては共同(joint)という技術もある。つまり各組織の個々の会議で"No"と言うのは簡単であるが、何人もの同じ立場の人達が各組織から集まって会議を開くと、他の人が"まあいいだろう""そうしよう"などというと一人だけ"だめだ"とは言えなくなるものであり、少し何らかの圧力がかけられるのである。最後に実際の圧力、つまり経済的圧力、、法的圧力などもあるがこれは最も望ましくないものである。

《複雑なソフトウェアシステムに対するハードウエアの信頼性について》

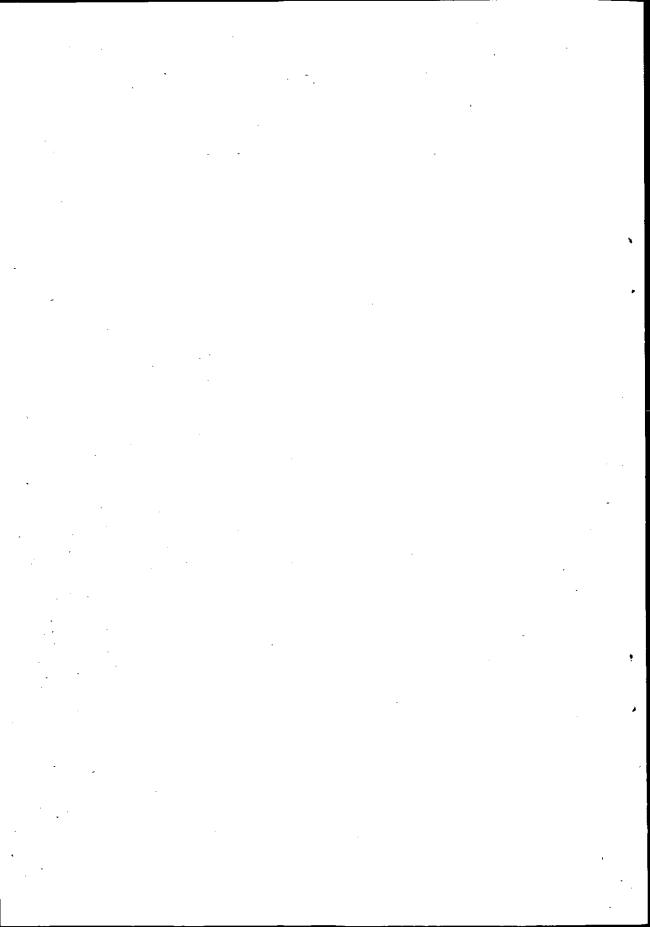
最近のソフトウエアは大変に複雑であり、ハードウエアの信頼性も非常に高くなってきた。 例えば、 C・L・E・T・S・システムでは大型計算機を2台ずつサクラメント とロサンゼルスに 設置しており、このシステムで、ほとんどのコンピューターについて実験したところ、通常の 検査時のダウンタイムを除くと、98~99%の信頼性をもって作動していることがわかった。 まったくといっていい程、間違いやダウンタイムがなく、スケジュール調整の必要もない。我 々は、2つの方法で信頼性を確立した。1つにはコン ビュータ 製造会社が個々のコンビュー タの信頼性を高め改良してきたこと。又、1つには、1週間7日、1日24時間のフル操業 のためにバックアップシステムを採用したことである。 バックアップシステム は2台のコン ピ ュータ を用いてそれらを相互接続し、もし第1のコン ビュータ がダウンすると第2のコン ピュータがそのオペレーションをすべて引き受けるのであるが、ユーザーには全く影響なく、 いつ交替したのかはわからない。しかし、信頼性を確保するのに第2の コン ビュータ をただ またせておいて、それに対し高い金を払っているのではなく、第2のコン ピュー タは通常は、 バッチ処理で、普通のデータ処理、報告書作成等を行なっているのである。しかし第1のコン ピュータ がダウン したら、 これらの作業をすべて中止して、 第1のコン ピュータ の仕事を 始めるのである。もり1つの事柄について意見を述べるが、我々は計画通りにシステムを作動 させる信頼性をも確立した。それは前もって設計の段階で、ポリューム、トラフィック、オペ レーション等についてシミュレーションを行なったのである。つまりコン ピュータ と、周辺 機器のすべてのオペレーティン グの特性 を含んだシミュレーションのソフトウエアを持ってい るのである。そしてポリューム、トラフィクフロー、タイム間隔等を入れるとシステムが実際

に作動したときどうなるかをンミュレートすることができるのである。これらシミュレーションによって、コンピュータのスピードとサイズ、周辺機器のスピードと台数に対して我々の計画が適当であるか判断することができる。そして、システムが実際に作動を開始したとき十分に取扱う能力をもてるように、ハードウエアの計画を調整できる。これは大変に重要である。

— 終 —



- A- 上院法案第 9 5 9
- B. 州情報システム用ナショナル・アソシェーション機構条例
- C. 自動犯罪情報通信システム
- D. 郡EDPアプリケーション
- E. 市EDPアプリケーション
- F. 学校区EDP アプリケーション



A. 上院法案 第959

1327章

これはEDP関係及びその費用の充当のための条例であり、11700節に始まる第7章を政府法律の第2表題の第3部、第1項に加えるものである。(1968年8月14日州知事により承認され、1968年8月14日に州事務局のもとで整理保存される)

カリフォルニア州人民は次のことを制定する。

第1節

第7章 E.D.P

第1条 政 策

11700 現代の政府にとって、データ、記録、情報、トランザクション等を速く、効率よく扱い、政府の各役員がその任務と責任を遂行するに際して、決定を助けるために、E. D. P の技術はなくてはならないことを州議会は認める。

E. D. Pとは、システム解析、システム設計、データ変換、コンピュータブロクラム、情報蓄積、検索、データ伝送、システム制御、シミュレーション等、コンピュータ化 され又は情報の自動取扱を含むプロセスと定義される。これを効率良く、経済的に使うには、広範囲な計画が必要で、それは各機関と政府の協力、充分な政策、効果的な実行、充分なマネージメントコントロール等である。

11701。州議会の意図として

- (a) 政府管轄内で、E. D. Pシステム、手順、技術等を運営するための詳細な目的と決定的な 政策があること
- (b) 州議会で作られた政策計画は、州議会と地方議会、又は連邦議会との相互関係と衝突を認知 し、これらの政策計画が、カリフォルニア市民の最善の利益を代表するものであること。
- (c) 州議会内にE. D. Pの使用に対するマスターブランがあり、それは、短期・長期間の必要なことを含み、常に最新のものにされること
- (d) マスタープランは、E. D. P. 設備の総合的かつ最有効的使用、E. D. Pシステムの実際の最大結合に対する用意のあること。

つまり、必要ならサービスセンターを設立して、総合プランには含まれない政府機関に対するE. D. P. サービスをすること;

システムの適度な適応性とデーター情報の互換性の保証のために標準にそうこと;E.D.

- P. のため政府の物資を、有効に経済的に使用するためマネージメントコントロールをきちんとすること。
- (e) 統一総合の目的は、主題の特定の広範囲に関する情報を処理し与えるような有機的な情報システムを作ることである。
- (f) この案の窮極目的は、データ蓄積、 情報検索、州と地方機関間の情報交換が効率よく伝える情報システムである。
- (g) との条約を通じて、正当な技術・予算の承認・機関による、費用、使用、必要性等の評価の 後に、特定の予算認知のない新しいシステム及び係員は、州議会はこれらを認めない。
- (h) E. D. P. システムの使用に関する効果の評価と費用分担に関する適当な基準をもうけること。
- (i) 最少の費用で、一時にデータを集め、レコートの重複を最少にし、情報を最も使用可能にすることが、法で決められている個人のプライバシーの権利の保護のための情報の機密性を破り、 又累を及ぼすことがないこと。

第2条 E.D.P. に関する政府機関連絡委員会

11710。これからE. D. P. に関する州政府内機関を"board"と呼ぶ。それは州知事により任命される12人のメンバーおよびその代りの者より成り運輸省、資源省、保健厚生省、農務省の各省から1人ずつ、都政府から3人、市議会から3人、教育区から2人のそれぞれによって指名されたものも含む。

郡議員は、カリフォルニアのC. S. A. によって指名された候補の中から選ばれる。市議員は、カリフォルニア市連合によって指名された中から選ばれる。教育区代表の1人は、カリフォルニアA. S. A. の指名の中から、残りはカリフォルニアS. B. A. の指名候補の中から選ばれる。各機関は代理の者を持つことが必要でその代理の者は、正規のメンバーが不在のときに正当なメンバーとしての権限を有す。

"board"はそれ自身の議長を選ぶ。"board"の各委員は何らの報酬を受けないが、議長はその任務遂行のためにそれ相当の手当を受けることもある。

11711。 "board" の機能と責任。

- (a) カリフォルニア州の政府内情報システム(I.I.S.)の目的を設定。
- (b) I. I. S. 発展と維持に関する、協力、合同作業、任務関係、コスト分担等の一般政策を 設定。
- (c) I.I.S.発展に関して重要性と時系列の両方の意味においてブライオリティーをつける

ح کی

- (d) 各機関が I. I. S. に対する州全対の目的、政策計画を承認する場合の方法を設定。
- (e) 手順、プロクラム言語、コード等の必要最少限の統一性の設定と実行により、議会内のすべてに最大のサービスをする情報システム内での情報の互換性をもたせること。
- (f) 個人の秘密、情報の機密性を保証する法を与える。
- (g) I. I. S. で起ることが可能な重要な問題をもつプログラムの計画、実行に対して、補助金の要求に対する検討と評価。
- (h) I. I. S. に関して、この州内で行なわれる協力的アプローチを許容できる程、連邦基準は 融通性があることを保証するためカリフォルニアにある公的機関の利益を代表する。
- (i) I. I. S に関する長期政策、プログラム、計画に関して、州知事、州議会にアドバイスをする。
- (j) 州E DP政策委員会の設立した政府機関間の情報交換に影響を及ぼしていた政策に関する検 計と評価。
 - 11712。 "Board" は、通常州議会定期開会中、州知事と議会ならびに自らが代表する一切の機関に対して年度報告をする。報告書は活動、業績、計画、提案を含むものである。
 11713。 "Board" は次の権限を持つ。
- (a) 11711節で制定されている機能と責任を充分に実行する。
- (b) 州知事による任命のため、書記長又は、必要なスタッフを選び又推せんする。
- (c) 資金の受理と支払、 補助金の獲得と管理、先にのべた board の事業を提進することを目的とするサービスの契約をも含む。
- (d) 運営のため必要なアドバイザーグループの指名。
- (e) 議会内の機関、レベル間で起る調停できない衝突解決のための諮問機関となること。

第3条 州EDP、政策委員会

- 11720。 これから州E. D. P. 政策委員会を単に政策委員会(P. C.)と呼ぶ。
- P. C. は次のメンバーから成る。(……略……)
- A. C. の委員長は、州知事により、任命される。運営サービス局長は、P. C. のexecutive secretary として働く。州議会議員は自分の本来の職能を犯さない範囲において、P. C. に参加する。
 - 11721。P.C.の機能と責任。
- (a) 運営サービス局により作成され提出された案、州政府に対するE. D. P. の政策、手順、

基準、有効使用のマスタープラン等を調べ受理するか又は拒否する。その案は、州政府内の他の機関の要求とか提案を考慮するものでなければならない。又、P. C. のメンバーは、P. C. 全体としての考えを提案すること。

- (b) 州知事と州議会に長期運営サービス計画、プログラム、政策に対してアドバイスをする。
- (c) Boardにより作られた I. I.E. に対する政策を評する。
- (d) 運営サービス局により提出された州政府内におけるE. D. P. 使用の有効性の評価に関する レポートに評価を下す。
- (e) 通常州議会中に州知事、州議会に対し活動、提案の年度報告をする。

第4条 管理サービス部(O.M.S.)

11730。 O.M.S. の設置は、1971、1月1日までは州知事の自由裁量の下にあり、 それ以後は、財務局の機関となる。

O. M. S. のメンバーは、州知事指名の局長、代理局長、情報科学や費用の効果又、システム 設計の専門家の小グループである。

11731。O.M.S.の機能

- (a) 1969、6月30日までの短期マスタープランの作成と、州政府のためのE. D. P. 有効 使用の長期マスタープランの作成。
- (b) E. D. P. 政策、手順、基準に関し、P. C. に勧告をする。
- (c) 州政府で使用する際のL. D. P. の効果と成績(費用も含む)をひき続き評価すること。
- (d) 情報システムと資料プロセスに関する政策や計画に対して、州へのアドバイザーとして務める。
- (e) Boardと協力し、I. I. Eの州全体の政策の作成において助力する。又、O. M. S. と Boardにより合意されたように、Boardに設備、サービス等を与える。
 - 11732。 P.C. は O.M.S. の勧告により、契約で専門相談員を属り権限を持つ。
 - 11733。O.M.S. の操作費用は、財政年度の費用分配による。

第2項。 ことにこの条例の目的のために、30,000 \$がGeneral Fund から Boardに充当された。

第3項。 P. C. は1971、1月1日をもってそれを解散する。

B. 州情報システム用ナショナルアソシェーションの機構条例

第1条 名称と目的

この機構の名称は、N.A.S.I.Sであり、州政府協議会の支部である。この会の目的は、政府各層が面する応範囲な社会的、経済的問題に対する情報システムの関係に関与し、より良い情報システムの研究と提案、データ・プロセスの改革によって起るプライバシーの侵害の可能性に注目し、政府内でのデシジョンメーキングを効果的にするため、正確で、時宣に適した完全な情報の使用発展に関与する。またより効果的な計画、機構、データ自動処理設備と技術に関与し、政府間の情報システム技術の改良を促進する。

第2条 メンバーシップ

- 1. レギュラーメンバーシップ;州政府協議会に参与するアメリカ各州、バージン諸島、グァム、サモア、ブエルトリコ等に与えられる。これからレギュラーメンバーを"States"と呼ぶ。各 state は州議の 3 つの支部のそれぞれから代表されて、それら州内での情報システムの調整に重大な責任を持つ。この会の存在の永続の保証として、州政府協議会の情報システム委員会のメンバーはそれら各州を代表するグループに含まれる。
- 2. アソシエイトメンバーシップ; これは連邦各庁、州と地方の政府高官の全国的又区域的な機関に与えられる。アソシエイトメンバーの代表はこれ以後与えられないかぎり、この会において職務を持つ資格はない。
- 3. 来 賓 ; 製造業、相談役等の代表で、会議に又は委員会の活動に傍聴者として参加する メンバーでない者をも含めて、興味をもつ人又は各機構を、この会が招くことを本条令のいか なる事項も妨げることはできない。

第3条 役員

- 1. この会の役員は、President 、 President-Elect, Immediate Past Presidentから成る。
- 2. Presidentは会議において議長の任務を果す。
- 3. 各年度会議において、Presidentはその任期中の年度における活動報告をする。
- 4. Presidentは、次の委員の指定とその長の任命をする。
 - a. この機構条令、この会またはその実行委員会により指定されるであろう長期委員。

- b.との会の実行委員会により任命される特別委員。
- 5. President は実行委員会のメンバーであり、(その会の任務は第4条に明記されている) との委員会で議事を司とる。
- 6. Presidentの任期は1 membership yearで、再選されてはならず、次の者が選ばれ資格が与えられるまでの間とするが、但し1 membership yearの資格は、President Elect の任期には適用せず、前任者の任期の終了後にPresident-Electの任期となる。
- 7. President Elect(P. E) P. Eは、実行委員会のメンバーでVice President (副議長)としての役目をもち、President又は、実行委員会によって与えられた任務を遂行する。Presidentが、辞職又は任務を果せなくなった時その代理となる。この場合委員会の残りのメンバーの中から、Vice President を任命する。Presidentの一時的不在の際にもすべてのPresidentの権限と職能をP. Eが譲りうける。P. Eはその任期につづく年のあいだPresidentとしての任務につく。
- 8. President Elect は各年度会議の最後に運ばれる。この会の初年度において、President & President Elect と同様に選出される。
- 9. President & President Electは必要かつ望まれる委員会または機構においてこの会の代表となる。
- Immediate Past President 任期後Presidentは、Immediate past-President に任命され、彼の後任者の任期終了までその任務を遂行する。
- 11. Immediate Past- Presidintは実行委員会のメンバーである。

第4条 実行委員会

- 1. この協会 (Association) の実行委員会は、次の構成による。; President, Pressdent Elect, Immediate Past President と第5条によって指定された区域からの各2名の代表。実行委員会でどの州も1名以上の地域代表者は出せない。標準委員会、連邦-州-地方連絡委員会、研究教育委員会、支部内連絡委員会の各委員長は実行委員会の有職委員となる。実行委員会は1年度に少くも1回は召集される。
 - その機能は、協会の運営、協会の活動のための相談、助言の体系を組むこと。書記局の助力を 得て協会の年度会議のため充分なプログラムを組み提出すること。
- 2. 実行委員会は、会員の任務の設定、会費の取立て、協会の資金配分、協会人員の雇用に対する用意をする。

- 3. 実行委員会の委員は、通常会期中に選ばれ、任期は2年、但し、初年の地方代表の選出は、時期がずらされ、その結果8人の地方代表のうち各地方出身の一名が2年間選ばれる。初年度に選ばれた地方代表はくじて、その任期が一年か又は2年になるか決められる。
- 4. 実行委員会委員の任期は各年度会議の最終休会期間から計算される。 そして任期の終了と後任者の選出、有資格時まで任期を遂行する。実行委員会の空席は、 (President, President - Electを除く)残りの委員の手紙又は電話による選挙 による是認を条件としてPresidentがうめる。
- 5. 実行委員会の会合の定員数はそのメンバーの過半数である。

第5条 委員

- 1. 次の常備委員と委員長はPresidentによって任命される。
 - a、推薦委員と委員長
 - b. 決議委員と委員長
 - c. 連邦一州一地方連絡委員と委員長
 - d. 支部内連絡委員と委員長
 - e. 研究教育委員と委員長
- 2. 上述の常備委員のメンバーは次のものである。
 - a. 推薦委員会は $President\ Elect$,各地方代表 2人でその内 1人だけが実行委員会 メンバーであることができる。各州は一人以上の代表を送ることができない。
 - b. 決議委員会は7人から成り、年度会議で務める。実行可能範囲で、その委員は一般には4 つの指定された地方の代表であること。
 - c. 連邦一州一地方連絡会は、regular member の少なくとも9人の代表から成る。実施可能範囲で、そのメンバーは4つの指定された地方からの代表であること。
 - d. 支部間連絡会はregular member の少なくとも9人の代表から成る。実行可能範囲で、そのメンバーは州政府の行政部、立法部、司法部の代表であること。
 - e. 研究教育会は、regular member の少なくとも7人の代表より成る。
 - f. 標準委員会はregular member の少なくとも7人の代表より成る。
- 3. Associate memberはこの条項の1cから1fに列挙された常備委員に指令されらるが、これらの委員長になる資格はない。
- 4. 各委員会のメンバーとその委員長は、協会の通常会議によって任命された時から、次の通常会議まで又後継者が任命されるまでをもってその任期とする。

第6条 会 議

- 1. 年度会議。 年度会議は実行委員会の指定した日時、場所において開かれる。実行委員会はそのメンバーが選ばれた後の2回の年度会議の1方又は両方について、そのような指定をする権限を持つ。年度会議から次の年度会議までの期間を"1membership year"と呼ぶ。
- 2. 特別会議。 特別会議は、実行委員か又は、協会のregular member の少なくとも 10人の文書による要求により開かれる。書記局は特別会議の開催を少なくとも14日前から すべてのregular member に知らせること。
- 3. 選挙。 年度会議、特別会議において各regular member state は1票を投じる 資格を有する。各member stateの投票の方式決定については、各 stateの代表者達に その義務がある。郵便による投票は次の場合にのみ許される。つまり、提出される票に member state の正当に認可された代表者の署名があり、そしてgeneral membershipの投票時間の24時間前にPresidentにより受理された場合である。
- 4. Associate memberは、協会の議事には投票権はない。
- 年度会議、特別会議の事務取扱についての定員数は、regular member stateの 少なくともが3 の代表者からなること。

第7条 地方組織

協会会員は、4つの地方団体に分けられる。

東地区の団体は、Connecticut, Maine, Massachusetts, New Hampshire, New Jersey, New York, Pennsylvania, Rhode Island, Vermont, Puerto Rico, とVirgin Islandsのメンバーからなる。

中西部地区の団体は、Illinois, Indiana, Iowa, Kansas, Michigam, Minne-sota, Missouri, Nebraska, North Dakota, Ohio, South Dakota とWisconsinのメンバーからなる。

南部地区の団体は、Alabama, Arkansas, Delaware, Florida, Georgia, Kentucky, Louisiana, Maryland, Mississippi North Carolina, Oklahoma. South Corolina, Jennessee, Fexas, Virginia, と West Virginia のメンバーからなる。

西部地区の団体は、Alaska, Arizona, Califormia, Colordao, Hawaii, Idaho, Montana · Nevada, New Mexico, Oregon Utah, Washinaton, Wyoming, American Samoa と Cuamのメンバーからなる。

第8条書記局

州政府協議会は協会の書記局である。それは協会の公式記録を保存する。 会議の通告、正規の会員が要求するデータの送達、実行委員会によって許された研究、レポート の実施または作成。

第9条修正

この組織条令とその修正は、member stateの 3 以上の投票により、年度会議に於て、 採用、変更、修正、付加又は、撤回される。組織条令の改訂案の通告は、書記局により採用、変 更、修正、付加又は撤回のための投票の14日以前に全membershipに与えられる。

州政府 州情報システム政策 州政府協議会 情報システム委員会勧告

州政府用情報システムは、正確かつ総括的な情報の発見、取得、組立て評価(検閲ではない) と配布の総合的方策である。主目的は、各政府機関(立法、行政、司法)が決定を下すための事 実を与え、その事実の解釈を容易にすることにある。システムは、いろいろの方法を用いて、情 報の認知、蓄積、編成、検索、再製、送達をし、これらの目的のために、コアメモリー、図書館 記録収集、マイクロフィルム、電子通信、電送写真レコート等を用いる。

州情報システムの総合指導の責任は、政府の各支部に対し、中央参謀本部にある。実際の仕事の実行は、州政府の各層に部分的又は完全に分担される。

政府各層間のデータ、文献の流れは、連邦、州、地方の各層で用いられる情報システム間で、 融通適合性があることが必要である。各州は、それぞれの地理的、政治的立場があるため、情報 システムの調整においてリーダーシップをとることが必要である。このため各州は、できれば各 委員会や評議会を通じて地方政府とよく話合をするべきである。同様に、州同志も協力をして、 連邦政府の助けをかりて、州一連邦間の情報システムの融通適合性をはかるように尽力する。

市、地域、州、連邦の各政府の代表は協力して、情報システム内で用いられる用語についての 基準、使用法、定義を決めること。

法律の適正な手続きが認める場合を除いて、個人の私生活と情報の機密性は、犯されたりしない。情報システムは、この原理にのっとり構成されるべきである。

Prepared by the CALIFORNIA CRIME TECHNOLOGICAL RESEARCH FOUNDATION

C 自動犯罪情報通信システム

智 轄	ブロジェクト 又は システム名	音 金	源 関係部局	ファイル 又は 情報のタイプ	概 要	存続期間	見積年操業 予算(製作)	他のシステムとの相似点	INTERFACES WITH	アクセス法
MULTI STATE 法律施行部	SYSTEM 犯罪歴史 解析検索 システム (SBARCH)	LEAA	Arizona Calfornia Connecticut Florida Malyiand Michigan Minnesota New York Texas Washington	1. Criminal History 2. Statistics	模範的犯罪報制情報 システムの開発を表現の それは 1. 犯罪者歴のファイン 互換可能性の成示 2. コンセニータの 計システムの設計と 成示		2520 K (Develop mentai)	No Simitar system exists	Ten Project States (7 states online computer to computer int er) In Calfornia system will probarly inter-face with JIS	In California probably on line through CLETS
National	法律施行 テレタイプ システム (LETS) DE SYSTEMS		All States except Hawai and Alaska	定期報告の送達、受理、転送	州間では州連邦間の犯罪活動に関する情報の 更換性のある法律施行 通信システム。 カリフォルニアも8つ の地域の1つに含まれ れる。					Teletype
6 Far Weste- rn states		Each state	6 Far Westen states		カリフォルニアと極づかい。 かいの5m/分のの割でではない。 かりできる。 かりではない。 かしではない。 かしではない。 かしではない。 かしではない。 かしではない。 かしではない。 かしではない。 かしではない。 かしではない。 かしではない。 かしではない。 かしではない。 かしではない。 かしではない。 かしではない。 かしではない。 かしではない。 かしではない。 かりではない。 かりではない。 かりではない。 かりではない。 かりではない。 かりではない。 かりではない。 かりではない。 かりではない。 かりではない。 かりではない。 かりではない。 かりではない。 かりではない。 かりではない。 かりではない。 かりではない。 かりではない。 かりではない。 からではない。 もっと。 からでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでも					Те I е гуре

-CTT-

_	
_	
_	
υ.	
1	

臂	幅	プロジェクト 又は . システム名	資金源	関係部局	ファイル 又は 情報のダイブ	概 要	存続期限	見積年操業 予算(製作)	他のシステムとの 相 続 点	INTERFACES WITH	アクセス法
ST. 司 法	塘	E SYSTEMS カリフォルニ ア法律施行 通信システム (CLETS)	State	全市地域、州法律施行部	Switching of All points Bulletins. Area Bulle- tins Directed	しのカイスペン・エのこ	主スるりつもけがあ伝	1953K		NCIC SEARCH CJIS Autostatis AMIS	Teletype
	rtment istice	司法裁判情報システム	State	全州 地域、地方司 法裁判部	1. 犯罪歷記 録 2. 指名手配	マター での送れば サンフィー での送れば サンフィー での送れる マーロ の での での での での での での での での での での での での で	コイ コフラフ 2	1800K (Develop men tal)	OJL8 は州、地方 共通の要素を含む	NCIC AMIS Auto Statis	On line ran- dom access through
	·	(CJ18)		达 教刊部	A	の要求本位の全州 罪情報システムを 発する。各種のフィルはOLETSを じて遠隔端末装置 参照する。	犯 開 ァ 通				California Law Enforcement Te tecommuni- cation Systen (CLETS)

Department of Motor Vahicles State of Management Information (AMS) State Agencies State of Management Information System (AMS) State Agencies State of Management Information System (AMS) State of Management Information System (AMS) State Agencies State of Management Information System (AMS) Main State of Management Information System (AMS) Main State of Management Information System (AMS) Main State of Management Information System (AMS) Main State of Management Information System (AMS) Main State of Management Information System (AMS) Main State of Management Information System (AMS) Main State of Management Information System (AMS) Main State of Management Information System (AMS) Main State of Management Information System (AMS) Main State of Management Information System (AMS) Main State of Management Information System (AMS) Main State of Management Information System (AMS) Main State of Management Information System (AMS) Main State of Management Information System (AMS) Main State of Management Information System (AMS) Main State of Management Information System (AMS) Main State of Management Information System (AMS) Main State of Main State of Management Information System (AMS) Main State of Management Information System (AMS) Main State of Ma	臂 朝	プロジュクト 又は システム名	党 金	漷	関係部局	ファイル 又は 情報のタイプ	概 要	存続期限	見積年換業 予算(製作)	他のシステムとの 相 似 点	INTERFACIOS WITH	アクセス法	
Putrol	of Motor	Menugoment Information Bystem	State	-	Other State	Vohicia Registra- iion 2. Drivar	gemont Informati Systems は身分配! 飛合システムの1 3像の無策為抽出 記録を保するし、	on 明、 元 D		中央情報システムのファイルをなら、 (省)ファイルなり。 (世い、大きな局、省)フラインアクスのファイルを地方以後)ではも	Auto Satatie	01.478	
Decisions Institute of Mental Information project (ODIP) Connections Information project (ODIP) ion Information project (ODIP) ion Information in Correction Process 2. Treatment Program Data Program Data ion Information in Correction Process 2. Treatment Program Data Program Data ion Information in Correction Process 2. Treatment Program Data Rept 1965 Completion May, 1971 Interval Process May Not Process May 1971 Interval Process Ma		システム (Auto- Statia)	State			cle Informa-	その近辺の州におる盗難車輌と、国工車輛盗難がで扱われる盗難につけ戦を与みる。又司法別と犯け情報センター間の	ナ ケ た た た た た た た た た た た た た た る た る た る	1035 к	央帯積センターは、 地方のファイルと似	AM18	ss through	
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	Decisions Information project	institut of Menta	8	rity,	ion Information in Correction Process 2. Treatment	要求を満たす。自律報でのでは、また。自作のでは、また。 ステムの決力は、またでものを力が、また。 でも発文、に、これでは、また。 は、犯罪になった。 は、犯罪になった。 は、犯罪になった。 は、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	rt Sept 1985 Completion May, 1971	(Develop	法情報を表示しています。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		System at present but remote ter- minal access may beinsti- tuted when System is	

管轄	プロジェクト 又は システム名	奇 金 源	関係部局	フ + イ ル 又は 情報のタイプ	概 姕	存続期限	見積年操業 予算(製作)	他のシステムとの 相 似 点	INTERFACES WITH	アクセス法
MULTI Co Alamada County	UNTY SYSTUMS Police Information Network	Alamada County	アラメダ保安 部と Bay Arca 施法制	手配、迷輔 ファイル	速電データの 接 を を を を を を を を を を を を を	(1964)	350K	リバーサイト逮捕シ ステム、ロス書を サンデュエエを チュラ逮捕システム に似ている。	NCIC CIIS Auto Statis AMIS	On line from remote terminals
COUNTY Los Angeles Sheriff's office	SYSTEMS Optimum Records Automation for Courts and Law Enforcement (ORACLE)	Los Augetes County	保安局、しか 最終的の裁判 地区のムと市舎 家局をも含む	文/ 科 東 大 変の 大 変の を な で の を の を の を の を の を の を の の の の の の の の の の の の の	速隔ビデオは、 サインは、 はisplay に情報 す。ビデオは報報 テム。である。 コンピュータがピー デオテープ・ト それをでする。 またいである。 コンピュータがピー それをでする。	start March 1969. Operational Phase I April 1971. Phase II Sept 1971. Totall y Operational 1972.	960K Total cost approxima tely 10 million (Develop mental)	カリフォルニアで唯一。 2 つの連邦 刷と カナダ連邦繁繋が同 じようなシステムを 注文している。		On-line from remute terminals
Los Angeles Shetiff's office	Regional Justice Information System (RJ18) (068)	Los Angeles County	金地区刑法システムは地区の全警察を含む。	3 つの刑犯罪 情報システム を含む。 ORACLE Justice Data System, Anto- mated Want Warrant(See Los Angeles police Dept)	ロサンゼルス地区に 必要な情報が必要な行で、 の集中的情報を含ます。 スティイルのは できれる ではいられる と で入れらから た を を を を を を を を を を を を を を を を を を	18 Months Start May 1970	727K Develop mentat	完成した時には、他テ の用犯罪似点がある。 かシステムを クラット は カラ。 サンステン 地 リンステン 地 リンステン が ル リンステン が ル リンステン が ル リンステン が ル リンステン が ル ス ラ シ ス ス ラ シ ス ス ラ シ ス ス ラ ン ス ラ ン ス ラ ン ス ラ ン ス ラ ン ス ス ム 、 と 、 と ン ス ン ス ン ス ン ス と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と	NCIC Autostatis AMIS	On-line from remote terminals and teletype

		- ••				·		•		
餐 轄	プロジェクト 又は システム名	費 金 源	関係部	ファイル 又は 情報のタイプ	概 要	存続期限	見積年操業 予算(製作)	他のシステムとの 相 似 点	INTERPACES WITH	アクセス法
Los Angeles sherit Ps Office	Justice Data System	Los Angeles Couity	保安局は地方 司法部と施法 局と警察局を 合む。	ケース・フォロテ ング・システ 1. 逮補記入 監獄情報 2. 管理 3. 統 計	地区全体の集積情報 システムで、オリジ ナルケースのみファ イルできる。全口地 レゼルス地区の施法 励からインブットで きる。	Start July 1970	2000K (Operational and Develop mental)	OTIS、サンタクラ ラCTISプロジェク ト向きシステムに似 ている。	Auto Statis CJtS NCIC SEARCH	On-line from remote fee- minals and teletype
San Berna- rdino County	Model Justice Administ— ration Information System	Proposed to LEAA	高等、 市	4. 契柳用程 5. 交通或者 6. Misc File 1. 逮補状 2. 裁判所印 3. 交通自誌 4. 犯罪史	地区手法管理機能を示す。その機能には事件の目程組み取扱、管理報告がある。 とおは地方とベルの情報がある。 とおは地方とベルの情報がある。 とおは地方とベルの になった。 とかしている。 とかしている。 とのし。 とのし。 とのし。 とのし。 とのし。 とのし。 とのし。 とのし	24 Months	750K (Develop mental)	転写性があるのが特徴 ロサンゼルス発 電所、サンタクララ 010J、サンフランシスコ施法情報システムに似ているファイルがある。	SEARCH NOTO OTS OTS Auto-Statis AMIS	On-line form remote teletype
Orange County Sheriff	On-line Orange County Central al Juvenile Index (088)	CCCJ and Orange County	Police District Attorney County Clerk Municipal Courts	Personal Identification & Summarry of Contra- cts with Juvenies		. 12 Months (July 1970)	45K (Develop mental)	とのような育少年の データーのオンライ ンシステムは他に例 を見ない。		on-line from remoleter- minals of teletype
San Diego County	Feasibility Study fore Central Rec- ords System (0108)	OCCJ and San Diego County	Probably Would include facal Law Enforment Agencies	Probably all Standard Police Pites	サンデュコにおける 地区全体の刑犯罪の 集積情報の実行体を 研究するためのもの で、実行のための計 画と開発	8 Munths	35K (Develop mental)	多くの。データー は見らす は で を 見らす は で ター州 と は かけ し れ か と 重 が ら か け い な な こ な が か け か け か ら で か か か か か か か か か か か か か か か か か		

_										·		
	情	轄	プロジェクト 又は システム名	資 金 源	関係部局	ファイル 又は 情報のタイブ	概要	存続 期限	見積年操業 予算(製作)	他のシステムとの 相 似 点	INTERFACES WITH	アクセス法
	Orange County		Municipal Court Automated Procedures Project (0122)	OCOJ (Pending)	Police Courts	1. Prafic Citations 2. Failurpeto Appear Warrants	5つのオレンジ管轄 地区の交通違反招換 状のコンピューター 処理化アクセスをオ ンライン化する。	24 Months	276K (Develop mental)	考え方はCJIS,PIN等に似ている。遠反 杯換の中味がサンタ クララ等のに似ている。		On - line from remote terminels
	Santacta County	ale	Oriminal Justice Information (ontrol (CITC) (0151)	COOJ (Pending)	Police Probation Courts District Attorney Public Defender	Person-case Infor mation at all stages of county criminal Justice system	地区集積刑犯罪情報システムを情報をしてありましてあり、の場場を関係を見ている。地域の全の全別犯罪局がシステムの設計開発に参加している。	48 Mon ths	1331K (Develop mental)	個人の中では、 の中では、 の中では、 の中では、 の中では、 の中では、 の中では、 の中では、 の中では、 のかれた、 でいるのでは、 の中では、 のかれた、 でいるのでは、 のかれた、 でいるのでは、 のかれた、 でいるのでは、 のかれた、 でいるのでは、 のかれた、 でいるのでは、 のかれた、 でいるのでは、 のかれた、 でいるのでは、 のかれた、 でいるのでは、 のかれた、 でいるのでは、 のかれた、 でいるのでは、 のかれた、 でいるのでは、 のかれた、 でいるのでは、 のかれた、 でいるのでは、 のかれた、 でいるのでは、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが	SEA HCH NCIC OJIS CDIP Auto-statis PIN AMIS	On-line from remote teminals
					·							
							·					

				, <u></u>		,	-			
作 興	ブロジェクト 又は システム名	哲金 额	関係部局	ファイル 又は 情報のタイプ	概要	存続期限	見積年操業 予算(製作)	他のシステムとの 相 似 点	INTERFACES WITH	アクセス法
Ventura Jounty	Want Warrant System	Ventura Gounty	sheriff office Marshal Municipal Superior Courts All City Police Departments	1. Want War rant 2. Central Booking	すない。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 での一的。 での一的。 での一的。 でのでは、 でのでが、 でのでは、 でいては、 でいては、 でいては、 でいては、 でいては、 でいては、 でいては、 でいては、 でいては、 でいては、 でいては、 でいては、 でいては、 でいては、 でいては、 でいては、 でいては、 でいてが、 でいていでが、 でいていでが、 でいていでいでが、 でいていでいでが、 でいていでいでいでが、 でいていでいでいでが、 でいでいでいでいでいでが、 でいでいでいでいでいでが、 でいでいでいでいでいでいでいでいでいでいでいでいでいでいでいでいでいでいでい	Phase I started Pebrualy1970 Operational November1970 Phase II scheduled start Sept 1970	·	ロサンゼルス、リバーサイド、サンディ、Wart Wart Warrart System と PINK(駅でいる。フレースラ でいる。フレース RJ 18、カンゼルス RJ 18、カンボルナがの要素をもつ。	NCIC SEADCH CJ tS AMIS Auto Statis Los Angeles Wart Warr- ant	On-line from remote terminal of teletype
kiveiside shoriff's office	Riverside County Rapid Warrant System (ROO Bapid)	Riverside Cunty	Sheriffsoffice All Police Departments	1. Want Warrant 2. Crime Reports	名前、身体特徴、車車 軽免許、水化レータ 一免許、社会保健・ 一見による。ナイン でももシストである。 がは中レタイプのもの がよい、ではのより がは、では、 がは、 ののののでは、 ののののでは、 ののでは、 ののでは、	(May 1967)	20K	Bay Area PIN ロサンゼルス、サンディュー、ベンチョラ各地区のWant Warrant システム収似ている。		On-line from romer t terminals and teletype

管 轄	プロジェクト 又は システム名	資金源	関係部局	フ ァ イ ル 又は 情報のタイプ	概 要	存続期限	見積年操業 予算(製作)	他のシステムとの相似点	INTERFACES WITH	アクセス法
San Diego Sheriffs' office	Jai! Booking System	San Diego County	police and Sheriff	Booking and Jail Files	全地区の中央監獄の 情報記述の中央監獄の 行業統のするでは、の段 アーションのでをディームででは、 一はチョーしてのででいる。 アーレンピューター をコルーンとを ないない。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	(late 1970)	95K (Develop -mental)	ロサンゼルス司法情 報システムと サン タクララ地区ブロシ エクトに似ている。		On-line from remote terminals
COUNT County of San Diego	SYSTEMS prior Traffic Violations	San Diege County	Municipal Court and All Police Departments and Sheriffs' Office	Traffic Warrants and Traffic Violations	市裁判用にすべての 交通違反とない。 理される。又召換状 のための罰金を果してを状を 後状に対する令状を 作る。	Start 1967	400K 150K (Develop -mental)	オレンジ地区の自動 処理システムと他の 同様のシステムに似 ている。		Batch Input
次の市の組合 the San	CITY San Qabriel Valley Municipal Data System	Paticipating cities and Carnegie Pound ation	All Citypolice Departments in Consortium	Statistics	San Gabriel Valleyの13の対しているでは、計算のでは、いまれているでは、いまれていまれているでは、いまれていまない。これでは、いまれているでは、いまれているでは、いまれているでは、いまれていまない。これでは、いまれていまれているでは、まれていまない。これでは、いまれていまない。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	January 1971)	558 K (Develop- mental)	総括的システムのための協力を制は独写とない。PIMの協力を制は独写とない。PIMの協力体制がある。出動予告はLIMBIN 8に似ている。		On - line from remote terminal

符 轄	プロジェクト 又は システム名	費 金 源	関係 部局	ファイル 又は 情報のタイプ	概要	存続 期限	見積年操業 予算(製作)	他のシステムとの 相 似 点	INTERFACES WITH	アクセス法
CITY S Long Beach	YSTEMS public Safety System	HIJD and 8 Federal Agencies (Dept of Justice) City of Long Beach	Police Fire Civil Defen- sc	とになっているが多分、交通、資源配置、 違反、逮補、	経営向きの典型的データ・ベースの情報システムで、市当局における公共安全に 点献するもの。設計は転写性が高くされている。	24 Months . start April 1970	1000 000 (Develop -mental)	他のセンターへの転写性は独特。似たようなファイルがロサンゼルス地区司法情報システム、サンタララ U、 サンフランシスコ施法を表表を表示して、 ない もある。	AMIS NCIC Auto Status	Ou-linewith remote terminals
San Fraciscu Police Department	San Francis -co Law Enforcement Information System(079)	Oity OCCI	Police	報告情報の検 祭 2. 事故データ 3. ケース歴	フィールド・サイト サボート、経営分析、制の4 からのなったがありからなったともれている。地域によりなったが、後しまれているのであれている。となれているのであれている。	<u>.</u>	973 K (Develop -mental)	サンタクララのCJIC の重複だが地区の区の 狭によりで地区して互 接性をもたせ重複を さける。ロサンゼル スの RJISとかシスティ 、計画に似ている。	Auto-Statis PIN NCIO CJIS AMIS	On-line fro remort terminals
Los Angeles Police Department	Law Enforce- ment Manpow- er Resources Allocation System (LEMARAS)		Potice	地理的東引付 事件カテゴリ ーがタイプと 時間により得 られる。	実験ン分表では、 を表示では、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を	Start March 1969 Totally Operational 1971	14K	セントルイスで同様 のシステムが数年間 行なわれてきている。 サンフランシスムの能 は情報システムの能 は分析が同様の働ら きをしている。		Batch Processin

à.

智 轄	プロジェクト 又は システム名	資金 奶	関係部局	ファイル 又は 情報のタイプ	概 要	存続期限	見積年操業 予算(製作)	他のシステムとの 相 似 点	INTERFACIS	アクセス法
		City cccs	Police	車棚と歩行者 のフィールド インタビュー	フィールド・告らい。 では、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	Start (January 1968)	30 K (Expansion would require 165K for a 24 month project)	いくつかの市が自動処 理でないフィールド・ インタビューのファイ ルをもっている。		On-line from remote terminal
	交通情報シスト	市および進輸局	市交通局および警察局	1. 事故レポート ト2. 交通流量 3. 召換状 4. 交通止	現存の会計統計シスステムと市のコンピュステムと市のコンピュステムとで発力の行地区で必通法と 野森はと 野然の解析した。 変換を含む。	Start Sept 1968 Totally Operational May 1971	198 K	サンディェゴの交通法 規施行システムとサン フランシスコ 施法情報 システムの経営解析モ ジュールに似ている。		バッチプロセ ス
				·	シ 女与る時起出な滅想設く シ 本 与る 時起出な滅想設と ・ 東京、期 故場である。 は 故 被 まれ 最 を で い を で い で で で で で で で で で で で で で で					

1	
۲	-
Þ	ċ
C	7
- 1	

管轄	プロジェクト 又は システム名	資金源	関係部局	ファイル 又は 情報のタイプ	概要	存続期限	見積年操業 予算(製作)	他のシステムとの 相 似 点	INTERFACES WITH	アクセス法
コスアン ゼ レス 警察 局	自動逮補シス テム (AWW)	ロスアンゼ ルス市	Los Angeles Plice Depart- ment Los Angeles sheriffs office and All County and City Law Enforcement Agencies	Want Warrnt File	これは地区のシステムで、情報や記人 、情報や記人 な的令える。 令状沙療院人 オンセスとの を与えるは端末で、 となった。 を表する基本で、 と記入は、 をおいまする。 令状が、 と記入は、 をおいまする。 を はいれて、 とこれない。 を を はいのである。 の に はいのである。 の に はいのである。 の に はいのである。 の に はいのである。 の に はいのである。 の に れて、 は に れて、 は に れて、 と に れて、 と に れて、 と に れて、 と に と に と に と に と に と に と と と に と に と	September 1969	825 K	警察情報網と、リバーサイド、サンディェゴ、ベンチェラ地区 Warrant Systems に似ている。	NCIC Auto-Status	On—Line from remote terminals
都市シス	TA Law Enforce ment Compu — terized Syst— em for Tacti— cal Infor — mation Corre lation and (PATRIC— 003)	OCCJ and City	police	Data	 犯罪妻妻を (3) の大しの (4) 頻定の (5) にカケス (5) にカケス (6) にカケス (7) を (7) を	12 Months (pending)	714 K (Develop - mental)	サンフランシスコ 施法 情報システムの経営ディ ジュールと、サンステ ゴ 犯罪ケースシステ ムとに低ている。	face with the automa~	On-line access from remote ter- minals

管	轄	プロジェクト 又は システム名	音 金 源	関係部局	ファイル 又は 情報のタイプ	概 要.	存続期限	見積年操業 予算(製作)	他のシステムとの 相 似 点	INTERFACES WITH	アクセス法
ロスプンス警察局		Document Storage Retrieval System (DSRS)	ロスアンゼ ルス市	警 祭 周	3. Criminal Dosier 4. Fingerprint File 5. Abbreviated	これはなった。 これはなりの動きないでする。 の調整を他の自動性を有いてきないです。 を動性のの地では、でで素して、でで素して、でで素が、でで素が、でで素が、でで素が、でいます。 では、でで素が、でいますが、でいますが、でいますが、でいますが、でいますが、でいますが、でいますが、でいますが、でいますが、ないまないますが、ないまないますが、ないまないますが、ないまないますが、ないまないますが、ないまないまないますが、ないまないまないまないますが、まないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないま	Start July 1969	32K	サンディェコ情報研 究に似ている。		
サンディ	਼ ਜ	Muving Violations	サンディゥ コ市	Police	2. Arrests	次ののライス ののライは 動かして がフライは がフライは がフライは がでいる がでいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる	(February 1968)	4 5 K	A 400 100 100	NU[U . Auto⊸Statis	On-line from remote terninals
		ステム Orime Cases	サンディュ コ市	Police	2.Modus Operand	被害者名と犯罪のタイプと場所による犯罪報告。 modus operand (手続き運用法)ファイルも作られている。 犯罪日報、月報が作られている。	(January) 1969	68K	ロスの LEMARAS, PA TRIC システムと、 サンフランシスコ 胸弦 情報ンステムの 一部を 似ている。		On-tine from

管轄	プロジェクト 又は システム名	資金源	関係部局	ファイル 又は 情報のタイプ	概 要	存続期限	見積年操業 予算(製作)	他のシステムとの 相 似 点	INTERPACES WITH	アクセス法
サンディュゴ警察局	Criminal Records and Wanted Persons (0270)	Oity and OCOJ (pending)	Police	1. Criminal Ibstories 2. Want Warr- ants 3. statistical reports 4. Fingerprint Classifica- tion File	サンディ, ゴ市コマンドコントロールシステムに組み込まれる関係当局からの犯別報告、 抄索顧いを含む。	Design Completed February 1969 (Pending 0270)	3700 K (Develp mental)	大体の市、地域犯罪 情報システムに似て いる。最終的デザインと使用は、犯罪制 御デザインの終了後 となる。		On-line from remote terminals
サンディュゴ警察局	Wanted Property	サンディ・ゴ市	Police	Stolen and Pawned Property	盗品を指した。 を構したかした情が告されたで当局で を構てなかしてがない。 を構ている場合を を構ている。 を構ったでは ではないないでは ではないないでは ではないないでは ではないないない。 がはないないない。 がはないないない。 がはないないない。 がはないないない。 がはないないない。 がはないないない。 がはないないない。 がはないないない。 がはないないない。 がはないないない。 がはないないない。 がはないないない。 がはないないない。 がはないないない。 がはないないない。 がはないないないない。 がはないないないない。 がはないないないない。 がはないないないない。 がはないないないないない。 がはないないないないない。 がはないないないないない。 がはないないないないない。 がはないないないないないない。 はないないないないないないない。 はないないないないないないないない。 ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	(March 1969)	54K	司法局のファイルに 似ている。		On-tine from remote terminals
Walnut Greek Potice Department	Consolidation and Centra— lization of records (0150)	Gity and GOOJ	Police	1. Incident 1. Reports 2. Location Index 3. Traffic accidents and Citations 4. Stolen Property 5. Central Luvenile Ludex 6. Probation File 7. Modus Operand 8. Field Interrogation 9. Misc File 9. Misc File	密接に地理の所に関連を を大きなのでは、 を実著をは、 をで対する刑犯実行 可がよるのと、 で対するのと、 で対するのと、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが	14 Months	124 K (Develop mental)	これとすべて同じ特徴をもった現存システムはない。 MO や交通事故ファイルのような現存の、または計画中の州全体のファイルと戦後するものもある。		On-line from remote terminals

D 郡 EDP アプリケーション

			•			•							
適用 題目	アラメダ コントラコスタ	エファンドンドンスポート	インペリアル アル	キングス レイク&メンドチーノ ロスアンゼルス	メルセド モントレ イ	ネオレ インン ザー	プルマス リザクラメント ト	サンベルナルデノサンフランシスコ	サンジョアクインサンマテオ	サンタバーバラ	シャスタ ウ ウ	ソノマスッタースラウス	ツュラーレン・
1. 課税算定局 (a) 非確認報告 (1) ファイル管理 (2) 査定額目録 (3) 課税 第 第 (4) 課税 書 (5) 税 金 収 集 (6) 滞納 班 録 (7) 滞納 日 録 (1) ファイル報告 (2) 状況 額 目録 (4) 課税 計算	YYY I YYY YI I I I N I	YYY I	YYY II II II ID ID NN YYY II II II	YYY III III III PII PDI YYY III PDI III III	YNN IN IN IN IN N N N IN IN IN IN IN IN I	YYY PII III III III PIN YYY PII PII III III	yyy III III III III PII PIP yyy III I I III III	YYY IPI IPI IPI IPP IPI IPI IPI IPI IPI	YYY I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	IIII IIII IIII IIII NDI NDN YY III IIN IIII	YYY I PI I PI I PI I PI I PI I PI I PI I	YYY IID IID IID IID PIN PIN YYY III I I III	YYY I
(5) 課 税 書 (6) 税 金 収 集 (7) 滞 納 通 知 (8) 滞 納 抄 録 (c) 小包情報システム (d) コンピューターをもちいた評価 (1) 回 帰 分 析 (2) 退役軍人口述書 (3) 船 主 記 録 (4) 家 主 通 知 (5) 退役軍人素引	III III IIN IIP DIN YYY PII III III III	IIII IIII IIII NNI YYY INN IIII IIII II	II III III III IV IV IV IV IV IV IV IV I	III III PDI PNI YYY NND IPI III III	III IIN INN NPN NPN YYN NP II NN II	IID IID IID NIN NYY IP II IP II	IID IID IIP NII NYY IP II IP		III III III IPI PIN YYY PPI III III III	III III NII NII NNN YYN PD II I II	III III INI IPP IIP YYY IIP IPI III NI	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	IIII IIII III ID NYN YYY ND NI III III

											r	1		
ŀ		アプコ	エフフ	イイケ	キレロ	メモナ	ネオフ	プリサ	サササ	サササ	サササ	シシソ	ソスス	ツベユ
		ラッン メテト	ルレン ドスポ	ンンル ペヨン	ンイス ク&ア	ルンバ	バレレ	ルバクマーラ	ンンン ベデフ	シンツ	ンンン タタタ	ャスラ スキー	ノタッ	ュント ラチロ
		グクラ	ドヘホ	ヘヨン	2 & J スメン	セト	ダン ギサ	マーフ	ルイラ	コイテ	メクク	スキー タュノ	マニタ	フテロ 1 ュ
1	適 用 題 目	2	k' k	⁷ / ₇	レンル	र्	ĺ	7/2	ナエン	「プスナ	ハクク ラル	7 0	ラ	レラ
1	7,7 22 2	ス		'n	100	•	'	1° F	ルゴシ	アスオ	バラズ		ゥ	
		g			ドルチス				デ ス	イえ	🤊 🗀		ス	
)				ノコ	ンポ	1			
(6)	新小包報告	III	ΙΙ	I I.	PPI	NN	ΙP	1 1	III	INI	PΙ	ΙNP		NNI
(7)	建設許可活動報告	NPN	PNP	NN	PPI	NP	DN	PP	IPN	PNI	I	NNP	PIN	NN
(8)	販売活動 報 告	III	ΙP	ND	PPI	I P	I D	ΙI	III	PIJ	PΪ	INP	IIN	PI
(9)	評価優先度報告	NDI	NP	ND	PNI	NΡ	I P	PN	DPN	PNI	PD	NPP	PN	PD
(10)	評価状況報 告	NII	NΡ	ND	PNI	ΝI	ΙP	PN	DPN	PNI	PD	NNP	P N	PD
(11)	財産白書制 御	IPI	I I ·	I N	PNI	I	IN	P	DII	IPI	PD	NNP	PIN	N
(12)	過価値参照	IIN	ΙP	NN	PNN	N .	NN	PN	DPI	NN	P	NPP	P N	N
(13)	評価人優先度報告	NPI	NP	NI	PNI	NP	ΙP	N	DPN	PNN	P D	NPP	P N	NN
(14)	評価人予定報告	NPN	NΡ	NΙ	PNI	NP	ΙP	N	DPN	PNN	PD	NNP	P N	NN
(15)	詳細報告	NDN	NΡ	ND	PNI	NP	· IP	N	DPN	PNN	P	NP	P N	NN
(16)	決算評価人要約報告	NDN	ΙP	NN	PNI	NP	ΙP	N	PPN	PNP	P	NNP	P N	NN
(17)	决算評価人人材使用報告	NDN	NN	NΙ	NNN	NΙ	ΙP	N	PPN	PNP	P	NNP	P N	NN
(18)	APN索引相互参照への被評価人名	III	IIP	IN	PPI	ΝI	ΙP	1 1	DII	PNI	1.1	NNI	1 P	11
. (19)	事業と動産の被評価人索引	III	INP	INN	PPI	NP	ΙP	. I I	PPI	PII	II	NNP	II	III
(20)	不動產均等化概評	IDI	NN	NN	PNI	NP	IN	PР	PPN	PNI	P	NN P	P N	NI
(e) -	そ の 他	YI	D N	IN	P	NNN	I	N N	NII	YN	N	ΝI	N	N
2. 会	計													
(a) -	- 般 元 帳	NYY	YNY	NNY	YYN	YYY	YYY	YYY	YYY	YYY	NYN	YYY	YNY	NYY
(1)	部局収入白 書	PΙ	PΙ	I	ΡI	PNI	IPD	NII	III	IPP	I	IPP	I D	I
(2)	部局充当支 出	II	. P I	I	PΙ	INI	IPD	III	III	IIP	I	IDI	I D	I
(3)	収入元帳	PΙ	PΙ	I	PΙ	PII	IPI	III	IID	PND	I	IPP	I D	II
(4)	充当支出元 帳	1 I	PI	I ·	PΙ	INI	IPI	III	III	IID	I	IDI	I D	II
(5)	補 助 台 帳	PΙ	PΙ	I	PΙ	PNI	IPD	I I	NDD	IDP	N	IDP	I D	I
(6)	年度会計白 魯	PΙ	PΙ	I	PP	PNI	IPP	NII	NDP	PND	I	1 P	I D	I
(b) f	士 訳 記 入	NYY	YNY	NNN	Y N	YNY	YYY	YYY	YYY	YNI	NNN	YNY	YNY	NNY
(1)	一般、优积	DI	P		P	INI	IPP	IPI	IDP	I I		I P	I D	I .
(2)	累積仕訳記入登録	I	P		P	NN I	IID	NPN	NPP	N I		1	I D	
)								
L		<u> </u>												<u> </u>

カー カー カー カー カー カー カー カー													: 1	
適用 曜 目 マラクルリースペン キャ タンコ マリス・アメール マラク ステー マニタ ラチョ ステート アンコース ステース ステース ステース ステース ステース ステース ステース ス				イイケ	キレロ									-
a 用 題 B B B B B B B B B	j .				となる									_
(c) 絵料 支出 簿					グスア					ゴイデ				
(c) 絵料 支出 簿	流 田 翔 日	1"			\^&__	1 1	ĺíí			アゴオ				
(c) 給料支出簿		1			シル	i i		ነ ነ		クピ				
(c) 給料支出額		9								イス	ラ.		ス	
(c) 給料支出簿					チー) =	ンボ				
(1) 絵料額登録					ラ フ									
(1) 絵料額登録	(c) 終料支出額	YYY	PYY	YYY	YYY	YYY	YYY	YYY	YYY	YYY	YYY	YYY	YYY	NYY
(2) 絵料額委任状				ı	l	1		III	IDI-	III	III	111	III	III
(3) 委任 状登録		ı	PII	III	111	111	III	III	IDI	111	111	III	III	III
(4) 整終額登録		111	PII	II	III	III	III	II	IDI	III	III	111	III	111
(6) 絵料配分 仕訳	I and the second	III	PII	III	III	III	III	ΙI	IDI		III	III	III	III
(6) 補助給料額委任状		III	PII	III	III	1 I 1	III	III	IDI	INN	IN		PII	NII
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		INI	NΙ	NI	NPP	NII	IIN		IDI	III	IIN	I N	111	I
(8) 退職報告		III	PII		III	TII	111	III	IDI		III			· .
(9) W - 2 様式		III	I 1 I	PPI	IDI	ΙI	111	IIN						
(d) 支払可能勘定				IPI	III	III	III	i 1						
(d) 支払可能勘定	(10) 州雇用人退職報告	NII	PIP	l I q	IPI	III								
1 P I P I I P I I I P I I		NYY	ΥI	NNY	į.	YNY		! :					I	1 1
(2) 初た田ラ及が	(1) 販売人リスト	II	PI	I	P	INI				1			I	I
(4) 非負担仕訳	(2) 勘定番号要約	11	PΙ	I	l	1 :				l				_
(4) 先生 1 日 N	(3) 負担リスト	II	PΙ	1	_	1 1		1 1		1	1			II
1 P I I I I I I I I I	(4) 非負担任訳		_	1	1	1				4	1			
NI P I I PI INI IPP III IID II II INI I D II	(5) 充当金不足 額	II												
I I P P I PP I NY NPP N N N I P NP I NNP P D I NYY YYY NYY YYY NYY YYY YNY YYY YYY YNY YYY YNY YYY YNY YYY YNY YYY YNY YYY YNY YYY YNY YYY YNY YYY YNY YYY YNY YYY YNY YYY YNY YYY YYY YNY YYY YYY YYY YNY YYY YYY YNY YYY YYY YNY YYY YYY YNY YYY YNY YYYY	(f) 委任状登録勘定要約	1	_		_		_	_		l	1			
(e) 子 算 案 NYY YYY NNY YYY YNI YYY NYY YYY NYY YYY NYY YYY Y	(7) 機械委任扶登録	1	1	ł		1			_	i .		_		
PI PNP I IID DNI III III III DI D	(8) 販売入歴 報 告	1		· -	i					1	I -			1
(1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1		í	1	1				ı	1			1 1
PI PNP N IIP DNI PII II 111 111 DI DDP I N IPI (4) 絵料/役職予算 PI PNI I PNI I PNN PIN II III UN NDP I N II (5) 提案予算分析 PI PNP I PNP PNN PIN PN INP PIN DN DN DNP P N II (6) プログラム計画予算システム PN PNP N NNP NNN PIP PN NNP PPN NN NN NN N N N														
(4) 総料/役職予算 PI PNI I PPI DNN PIN II III III DN NDP I N II (5) 提案予算分析 PI PNP I PNP PNN PIN PN INP PIN DN DN DNP P N II (6) ブロクラム計画予算システム PN PNP N NNP NNN PIP PN NNP PPN NN NN NN NN NN NP		1		ì		1 -					1 "			
(5) 提案予算分析 PI PNP I PNP I PNN PIN PN INP PIN DN DNP P N II (6) プログラム計画予算システム PN PNP N NNP NNN PIP PN NNP PPN NN NN NN NN NN NP		1	1			!	1	1		ı				1 1
(6) プログラム計画子算システム PN PNP N NNP NNN PIP PN NNP PPN NN NN NN N N NP			1	l	!		1			3				1 1
		1	1	1			1			1	I .			
(7) 装備目録 PI I I I PP I I I PP N D I I I I I I I I I														
	(7) 装備目録	PI	FIP	I	IIP	PPI		11	III	PPI	NI	பரப	1 1	111

	T				7		· · · · · ·		,		,	,	,
·	アプコ	エフフ	1115	キレロ	メモナ	ネオブ	プリサ	サササ	サササ	サササ	シシソ	ソスス	ッペュ
·	ラッン	ルレン	ンンル	ンイス	ルンパ	バレレ	ルバク	ンンン	ンンン	ンンン	ヤスラ	ノタッ	ュント
,	メテト ダ ラ	ドスボ	ペヨンリ	グクア	セト	ダント	マーラスサメ	ペデフ	ジルマ	タタタバクク	スキー	マニタ	ラチロ
適 用 題 目	~ <u></u>	F F	" "	スペンペイン メゼ	1	7 7	ヘッン	ルィラ ナエン	コイテ アオオ	1ラル	タュノ ウ	スト ラ	レラ
/ L	ス		ル	シル		, ·	F F	ルゴシ	1クビ	バラズ	′	9	'
	9			ドス		j		デス	イスポンプ	ラ	Ī	ス	
·		1 .		チ				ノコ	12				İ
				<u> </u>					<u> </u>	<u> </u>		<u>.</u>	
(f) 預 金 許 容	NYY	YNY	NYY	YYY	NNY	YNY	NYY	NYY	YNY	NNN	YYY	NNY	NNY
(1) 給料現金払 戻	PN	P	II	PPN	NI	P D	N	NI	PI		INP	D	
(2) 現金制御調票	PD	P	IN	PII	NΙ	P 1	I	I P	PN		IPF	D	
(3) 預金許符仕訳	PD	P	I I	PPI	NI	PI	J	I P	PN	1.	IPF	D	I
(4) 累積預金許容	PN	P	II	PNN	ΝI	1 1	I	ΙP	PN		IPP	D	
(5) 特別公庫報告	PN	P	IN	PPN	NI	I P	ΙΙ	NP	P N		DNP	N	1
(g) 負担システム	NYY	YNY	NNY	YYY	YNY	YYY	NYY	YYY	YYY	NYY	NYY	YNN	NYY
(1) 販売人リスト	II	PI	ļ I	PPN	INP	DPP	I N	111	IIP	NN	NDP	P N	D
(2) 充当金不足リスト	II	PI	I	PII	INP	DIP	II	III	PP	NI	NDP	I N	NI
(3) 負担 仕訳	II	PI	I	PPI	INP	IIP	ΙΙ	111	IPP	I I	NNP	I N	NI
(4) 負担登録	II	PI	ľ	PNI	INP	IIP	II	IID	IIP	IN	NDP	IN	I
(5) 特別負担リスト	II	PI	I	PPI	INP	IIP	ΙΙ	IID	I P	II	NDI	I N	II
(h) コンピューターデータペース	NYN	NNY	NNI	YNY	NNN	YYN	NYN	NNY	YNN	NNN	NYN	YNN	NNN
(1) 会 計	P	I	I	PNP	N	1 h	P	I	· I		ND	PN	
(2) 予 算	P	I	I	PNP	N	I P	P	I	I		ND.	PN	
(3) 財 政	P	I	I	PNN	N	I P	P	. I	I		NN'	PN	
(4) そ の 他	P		I		N	I P	l					N	
(i) そ の 他	N N	N N	N N	I.	NN	N	N N	NNY	N	N N	NN	N	NY
3. 店員・記録 者 (a) 店 員 薬 引	111	PNP	NUD	AT D. Y	NT TO NT	N. (D.	,,,,,		D				
	_	l	NYP	NPI	NPN	NIP	NNI	IIN	PPI	NIN	NPP	PNI	NIN
(b) 記錄者索引	III	INP	NYY	PNI	NIN	NIP	NNI	IIN	PII	NIN	NPP	INN	III
(c)事業認可書	NIN	NNI	N N	NNN	NNN	NPN	NNI	INI	INP	NNN	NPI	PNI	NNN
(d) 犬 の 鑑 札 (e) 記録者報酬・帳	NII	NNP DNN	NYN	NNN	NNN	NIN	NND	NIN	PNN	NIN	NNN	NIN	INP
1	III	NNI	NI	NNI	NNN	N P	NNN	IIN	PII	NNN	NNP	INN	NI
(f) 保健衛生 局報告 (g) 検 定 会 計	NNN	NNP	N I N P	PNN	NPN	NIP	NPN	IIN	1 PN	III	NNP	PII	NNI
	1			PNN	NNN	NNP	NPN	IPN	NNN	NN	NNP	PNN	NPP
(h) そ の 他	N N	NNN	N N	I	NN	N	N	NN	PN	N	N N		N

•

												····	
	アプコ	エフフ	イイケ	キレロ	メモナ	ネオブ	フリサ	サササ	サササ ンンン	サササ	シシソ	<u> </u>	ツベユ
	ラッン	ルレン	ンンル	ンイス	ルンパ セト	バレレ ダント	ルバク マーラー	ンンン ペデフ	ジルマ	ンンン	ャスラ	ノタッ マニタ	ュント
·	メテトダーラ	ドスポ ラノル	ペヨン リ	グススペン	ドレ	グントリチサ	マーフースサメー	ルィラ	コイテ	バクク	タュノ	マーンスト	1 3
 適用額目	2 2	k	ア	^& ₹	ี ่ 7	íí	12	ナエン	アネオ	1ラル	Ď	ラ	レラ
通 用 題 目	- z	' '	'n	・シル	·	,	F F	ルゴシ	クピ	バラズ		ゥ	
	A			ドス				デス	クピスポ イポ	ラ		ス	
				チー				ノゴ	ン				
	ļ			う									
4. 裁判所													
(a) ii	YYN	NYY	NNN	YNY	NYN	NYN	NYY	YYY	YYY	YYY	NNY	YNY	NYN
(1) 駐車違反召換マスターファイル	IN	ΙP	P	PI	P	P	I D	PII	1 1	PNN	N P	P P	I
(2) 譲渡リスト	IN	ΙP	P	PI	P	D	I D	PII	II	PNN	N P	P P	1
(3) 遲延通知発行	IN	NP	P	P. I	P	D	I D	PII	II	PNI	N P	P N	N
(4) 令 状 準 備	IN	ΙP	P	PI	N	D	I D	PII	I I	PNI	N P	P P	I
(5) 罰金の受領	IN	NP	P	PI	P	D	I D	PNI	I N	PNN	N P	P P	P
(6) 召換 伏費 務	NN	NP.	P	PI	P	P	I D	PND	I N	PNN	N P	P P	'N
(7) 運転車歴1	NN	IN	P	NI	N	D	PP	PIN	PN	PNN	N P	P N	I
(8) 裁判所予定表	I D	NN	P	N P	N	P	PΡ	PPP	PN	PNN	N P	P N	P
(9) 最終譲渡リスト	IN	I P	P	PI	P	D	I P	PII	PN	PNN	N P	P N	I I
(10) 軽犯罪記録	NN	NP	P	N I	P	P	PP	PNN	P N	PPN	P	P P	I
(b) 高等裁判所	YY	NNY	N N	NNY	NNN	NYN	ΥY	YYY	YYY	NYN	NDY	YNY	NN
(1) 高等裁判所事件索引	PI	P	P	I	N	P	PΙ	PPP	II	I	N P	P P	
(2) 裁判所日程	DN	N	P	I	N	P	PΡ	PPP	PN	N	N P	PN]
(3) 最終譲渡リスト	PN	P	P	P	N	P	PΡ	PIP	PN	N	N P	PN	1
(4) 大罪逮補マスターファイル	PN	P	N	P	N	P	PΡ	PΙ	PN	P	N P	P P	!
(c) そ の 他	IN	N N	N		NN	NN	N	NNI	Y' N	NΙ	NNN		ΝI
5. DATE PROCESHING		1								ļ	ļ		
(a) 利	YYY	YYY	NYY	YYY	YYY	NYY	NYY	YYY	YYY	YYY	NYY	YYY	YYY
(1) 製造者用	NII	III.	PΙ	IPI	NII	I I	II	111	1 I P	P D	NPP	IIP	IID
(2) Job Accounting	III	III	DΙ	III	INI	ΙI	II	III	IIP	P D	NIP	IIP	IID
(3) 顧 客 勘 定 書	IDN	INI	PI	IPI	NII	I D	II	III	III	IDI	NPI	IIP	IID
(4) コンピューター利用	IDI	IPI	II	III	III	II	ΙI	III	III	IDI	NDI	IIP	IID
(b) オペレーションリサーチと統計方法	IPN	NNN	N N	NNI	NNN	NIN	NIN	PNP	NNN	NNN	NNN	NNN	N N
(c) そ の 他	IIN	N N	N N		NN	I	N	NN	N	N N	NNN	N	N
				L	<u> </u>		L	L	Щ	٠		I	L

										-			
	アブコ	エフフ	イイケ	キレロ	メモナ	ネオブ	プリサ	サササ	サササ	サササ	シシソ	ソスス	ツベユ
	ラッン	ルレン	ンンル	ングス	ルンパ	バレレ	ルバク	ンンン	ングン	ンンン	ャスラ	ノタッ	ュント
	メテト	トスポ	ベョン	グクア	七卜	ダント	マーラ	ペデフ	ンジャイスオ	タタタパクク	スキー	マニタ	ラチロ
 	ダラコ	ラノル ド ト	リア	グススペイン	ドレイ	ヂサ	スサメ イン	ルィラ ナエン	マスオ	1ラル	タュノ	ス] ラ	レラ
適用 題目	1 3 ·	L L	ルル	メモ	1	'	۲. ۲.	デゴシ	2	パラズ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ゥ	"
	4		, ,	ドス			' '	1	アクスポ クスポ	5		ź	
				チ				ם	ン				
				í									
6. 国内関係													
(a)市民録ファイル	NYY	NNY	NNN	NNY	NNN	NYY	NNY	NNN	YYN	NNN	NNN	NNY	NYN
(1) 犯罪人記録ファイル	P	P	N	I	N	PΡ	1	N	P		N N	P	I
(2) 慰謝料支払コントロール	I D	N	N	P	N	IN	Ι	N	P		N N	P	P
(3) 不履行者通告作成	I D	N	N	P	N	PN	I	N	P		N N	P	P
(4) 令状/告訴作成	PD	P	N N	P	N	PP	I	N	P		N N	P	P
(5) 結婚相談統計	N	N	N	D	N	NN	N	N	N		N N	N	N
(b) 選挙システム	ΥΥ	YYN	NYN	NYY	NYN	NYY	YNY	YYY	YYY	YYY	NYY	NYY	N Y
(1) 選挙の通知	ΙI	I P	PN	DPP	I	ΙP	PI	III	IPI	III	NDP	ΙP	I
(2) 陪審員給料簿	I 1	N	N	PIP	N	ΙP		III	PII	NII	NNP	P	
(c) そ の 他	N N	N	N N	D	NN	ND	N	NN	N	N N	N	N	N
7. 瓔 境 衛 生						·							
(a) 健康診断統 計	YYN	NNN	NNY	NYN	NNN	NYN	NNY	NYN	Y Y	YYN	NNN	YYY	NN
(1) 診断記録	ΙĐ		1 · 1	N	N	I	D	I	I P	11	N N	PII	N
(2) 歷史的記錄	ΝI		! I	P	N	I	N	N	I P	11	N N	PI	N
(b) 犬の飼主/鑑札	NYY	NNY	NYN	NNN	NNN	NYN	YN	NYN	Y N	NYN	NNN	NNN	YYY
(1) 狂犬病索引	D	P	NN		N	I	N D	N	P	N	N	N	NNP
(2) 滞 納 鑑 札	ΙΙ	P	PN		N	P	N D	I	P	N	N	N	IPP
(3) 過失狂犬取殺リスト	D	P	PN		N	P	N D	N	P	N	N	N	NNP
(4) 報酬収集と会計	I		PN		N	I	P D	I	P	Y	N	N	NNP
(c) 廃品回収の受取勘定	NNN	NNN	NNN	NNN	YNN	NNN	NNY	NYN	N N	YNN	NNN	NNN	NNN
(1) 道順決定と日程	-		N		NN		I.	N		P	N	N	
(2) 勘 定 計 算	1		N		IN		I	I	,	P	N	N	
(3) 滞納通知			N	,	NN		I	I	l .	P	N	N	
(d) そ の 他	N D	N N	N N		NN	NN		NI	N N	N N	NN	N	NP
8. 病 院													
(a) 患者勘定計算	YNY	NYY	NNY	YYY	YYN	NYY	NNN	YNY	YYY	YYY	NNN	YNY	NYY
(1) 退院時の入院患者の勘定計算	N P	I D	N	IPI	DΙ	DΡ		PNP	PII	III	N	I I	1 P
Company of the same of the sam	<u> </u>		<u> </u>	L			L	<u> </u>	L		L	L	L

適用 題 目	アラメダ プッテ ラコスタ	エフフンド ドラノト	イイケルペヨンアル	キングス。メンチーノロス アンゼルス	メセナ ルント ドロ イ	ネオプレーダジー	プルマン リバーサイド ト	サンベルナデノルナンスコ	サンショアクインサンマテオ	サンタタバーバラ	シャスキュクウ	ソノマスタラウスラウス	ツュチョ ラチュ レラ
(2) 項目別外来患者勘定計算	I P	11	ī	IPI	DI	IP		PNP	111	IIP	N	II	IP
(3) 専門臨床手当勘定計算	IN	II	N	PPI	DI	ΙP		PNP	INI	II	N	l i	PP
(4) 入院患者差引残高と比例配分	N N	ID	N	PPI	DP	IP	•	PNP	PII	liii	N	PD	IP
(b) 患者統計調査	YNY	NYY	NNN	YYY	YYN	NYY	NNN	YNY	YYY	YYY	NNN	YNN	NYY
(1) 毎日の入院患者の状態/配置リスト	DI	ID	N	IPI	DI	IP	11111	PNI	PII	111	N	PN	IP
(c) 受領可勘定	YNY	NYY	NNY	YYY	YYN	NYY	NN	YNY	YYY	YYY	NNN	YN	NYY
(1) 患者事後検討白書	I P	I D	Ī	IPP	II	DP		NNP	PII	II	N	PI	IP
(2) 保証人による年令別分析	I P	ID	I	IPP	II	ID		PNP	PII	I I	N	PI	IP
(3) 保険契約書からの年令別分析	N P	ND	Ī	NPP	PN	DP		PNP	PNI	IN	N	PD	IP
(d) 費 用 計 算	YNY	NYY	NNN	YYY	YYN	NYY	YNN	YNY	YYY	YYY	NNN	YNY	NYY
(1) 日別預金報告	N N	PD	N	IPN	PΙ	DP	N	PNN	PII	PII	N	PP	IP
(2) 患者類別分析	I I	PΙ	N	IPI	ΡI	DP	N	PNP	PII	PII	N	PP	1
(3) 患者手当分類別分析	IN	PI	N	IPI	PΙ	DP	N	PNI	PII	PII	N	PI	i
(4) 質問者地別取扱分析	N N	PD	N	PPI	PΙ	DP	N	PNN	PII	PIN	N	PP	I
(5) 収入センターによる取扱分析	I N	PI	N	IPI	PI	DP	I	PNI	PII	PII	N	PP	i i
(e) 雑 集	YNY	NYY	NNN	YYY	NYN	NΥ	NNY	YNY	NYN	NYN	NNN	YY	NYY
(1) 病 院 統 計	II	PD	N	PNI	I	DP		PNI	111	N	N	I I	I P
(2) 薬 品 目 録	N P	PD	N	PPI	N	DN		PNP	PNN	I	N	PII	PP
(3) 医者勘定計算	N N	1 D	N	NNI	P	DP		PNP	PNI	1	N	N I	PP
(4) 医学報告	N N	ND	N	PPI	P	DР		NNN	PIN	N	N	I I	NP
(5) 患 者 歴	N N	PD	N	PPI	P	ΙP		PNN	III	N	N	PN	NP
(6) 設備 目録	N I	IN	N	PII	Р	DP	I	PNN	PNN	N	N	III	ΙΙ
(7) 項目別保険会社への請求代金	N N	I D	N	PPP	P	DΡ		NP	PNI	N	N	P N	ΙP
(f) コンピューター化データペース	NNY	NNY	NNN	YNY	NYN	NN	NNN	YNY	YNY	NYN	NNN	NNN	NYN
(1) 患 者 情 報	I	D		PΙ	P	P		INI	PN	I	N	N	P
(2) 病院管理情報システム	P	D		P I	·P	P		PNP	PΙ	N	N	N	•
(g) そ の 他	YNN	N N	NNI	I	I N	I	N N	NNI	P N	N N	NN	N	N

適 用 題 目	アラメダ コントラコスタ	エフフルレンドスポラノトト	イイケ ンペヨン リア ル	キングス ジンドチーノ	メモナパ セトレ ドレ イ	ネオプ バレレ ダント デサト	ブリサ ルパラ マオイドト	サンプランシスコ	サンジョアクインサンマテオ	サンタグララ	シスキーノタウ	ソノマスタニスラウス	ッペユ ュント ラチュ レラ
9. 法 律 施 行	1				l		İ	ļ					
(a) 経営操作報告	YYY	NYY	NNY	YNY	YYN	NYY	YYY	YYY	YY	YYY	NNN	YNY	NYY
(1) 犯罪人索引	III	ND	P	PI	NP	DP	IIN	III	I P	PDN	N	D P	i
(2) 市 民 索 引	111	ND	Ρ.	PI	NP	I P	NIP	NII	I P	PIN.	N	P P	·
(3) 青少年索引	NPI	ND	P	P I	NP	DP	IIN	III	P P	PPN	N	P P	
(4) 駐車 違 反	IPN	ΙP	N	PI	NP	PN	NID	III	II	PPN.	N	P P	
(5) 運 転 違 反	IPN	IP	N	P I	NP	DN	NIP	III	PI	PPN	N	P P	
(6) 事 故 統 計	NPN	NI	N	P P	DP	IN	IPN	INI	PN	P N	N	P P	1
(7) 執行猶予報告	IPN	ND	P	P P	NP	PP	NPN	INP	PI	PPN	N	P P	N
(8) 統 計	IPI	ND	P	PI	NP	ΙP	IIN	NPI	D I	III	N	P P	I
(9) 犯 罪 報 告	NIN	ND	D	PI	NP	IN	IIN	NPI	D P	I N	N	P P	P
(10) 事故現場報告	NPN	ND	N	P P	DP	IN	N N	INI	P P	P N	N	P P	I
(11) 連 隊 出 動	NPN	NP	P	N P	NN	IN	NPN	NNP	N P	PPN	N	PN	P
(12) 設備目録	NPN	NN	N	P P	NN	DP	I N	NNP	PI	P N	N	P P	I
(b) コンピューターデータペース	YYN	NNY	NNN	Y Y	NYN	ΥY	NYN	YY	YY	NYN	NYN	YN	NY
(1) 警察情報網	I P	N	N	P D	P	DP	NIN	PPI	I Y	I D	NI	P N	D
(2) 主 索 引	NP	D	N	N P	P	PP	NIN	PPI	P P	ID	NN	P P	D
(3) 命令と制御	NP	N	N	N P	P	PN	NPN	PNP	P P	I	NN	PN	P
(4) 犯 罪 者 歴	NP	D	N	N D	P	PP	NPN	P P	P P	ID	NN	PN	D
(5) 統 計	I P	D	N	N I	P	ΙP	NIN	PPI	P P	II	NN	P P	P
(c) そ の 他	YN	N N	NNN		NNN	NN	N N	INI	N	N	NNN	N	N
10. 図 書 館					ĺ								
(a) 本のカタログシステム	NNN	NNN	NNN	NNN	NNN	NDN	NNN	NIN	N N	NIN	NNN	NNN	N N
(b) 本の注文システム	NNN	NNN	NNN	NNN	NNN	NIN	NNN	NPN	N N	NIN	NPN	NNN	N N
(c) 発 行 高	NNN	NNN	NNN	NNN	NNN	NDN	NNI	IPN	N N	NPN	NNN	NNN	NIN
(d) 本の目録	NNN	NNN	NNN	NNN	NIN	NIN	NNN	NPN	N N	NPN	NNN	NNN	NN
(e) 定期刊行物保有高(数)	NNN	NNN	NNN	NNN	NNN	NDN	NNN	NPI	N I	NNN	NNN	NNN	IIN
(f) そ の 他	NNN	NNN	NNN	N	N I	NN	NN	NN	N N	N N	NNN	NN	N

	.		<u>.</u>							1			
	アプコ	エファ	イイケ	キレロ	メモナ ルンバ	ネオブ	フリサ	サササ	サササンンン	サササ	シシソ	ソスス	ツベユ ュント
	ラッン	ルレン	ンンル	ンイス		バレレ	ルバクマーラ	ンンン ベデフ	ジルマ	ソンン	マペフリスキー	7 2 3	ュノーラチロ
	メテト	トスポ	ペヨン	グクア	せト	ダンー ヂサ	マーフ	ルイラ	ョイテ	バクク	タュノ	スコー	1 2
_	ダラ	ラノル	リア	ČL	1	7 7	2/2	チェン	アスォ	1ラル	70	9	レラ
適用 題 日	コース	LL	ル	メル	7	'	1	デゴシ	クオ	バラズ	,	ź	
	9		,,	トス	İ	1		/ ス	ィビ	ラ		ス	
						ĺ		័ ធ	ンスポ				
				チ 1	1				자				
	ļ							_					
11. 人 員					37.77.37	****	V V V	VVV	YYY	YYN	YYY	YYY	YYY
(a) 人 員 記 録	YYY	YYY	YYY	1	YYN	NYY	YYY	YYY		1	NDP	PP	III
(1) 職位制御記録	NDI	PND	ΝI	PPP	ΝI	DP	NIP	IPD	PPN	DI			
(2) 雇用人給料簿/出勤録	I P D	PII	DPI	IIP	I I	11	NIP	IDD	PII	DI	PNI	PII	III
(8) 雇用人給料と控除額記録	IPI	PII	III	IIP	PI	II	IIP	IDI	PII	DI	NII	I I	III
(4) 訓練と経験記録	NPN	NP	DN N	NNP	NP	PN	NPN	NND	PPN	ΝI	NN	P N	NP_
(5) 保険(数理士)統計ファイル	NNN	ΝI	NN	NIP	NN	PN	N P	IND	IIN	NN	NNP	N I	NN
(6) 退職雇用人録	INI	NN	NN	PPI	NN	IN	N P	IDI	NIN	DN	PN	II	ΙP
	NNI	PIP	III	IIP	N	IN	NIP	NDD	$\mathbf{P} \mathbf{I} \mathbf{I}$	PΙ	NNP	P I	ΝI
	NPN	NP	NI	PPN	PN	ΙP	NPP	NDD	PIN	ΝI	NNP	P N	NΡ
	NNN	II	ΙΙ	PPP	PΙ	IN	NIP	IDD	PIN	DI	NDP	1 I	PΙ
(9) 雇用人身分変化 (10) 人 員 身 分	NDN	NP	ΙI	PPP	NΡ		NIP	NDD	PIN	DΙ	NDP	P I	I
	IDI	PIl	IPI	IDP	I I	11	PIP	IDD	III	DI	PNI	PID	PII
(11) 休日/病気休暇	NDI	INI	PI	PDP	NP	ΙI	NII	IDP	IIN	PN	NDP	P P	ΙI
(12) 給料調査	NPN	NI	NN	NNP	NP	PN	NPN	NNN	NPN	NN	NN	P N	NN
(13) 安全ファイ ル		N N	NNN	14241	NNN	N	N	NDD	N	N	ND	N	N
(b) そ の 他	N N	NN	IN IN IN		MMM		A	T(D		 -	•, -		
12. 計 画	NNN	YNP	NNN	NNP	NNN	NNN	NNI	NPP	PNN	NN	NNP	NN	NNY
(a) 区域分け条 令	1	YNP	NNN	PDP	NPP	NDI	NNI	IDP	PPN	YN	NPP	NN	NNY
(b) 土地使用索引	NNN	YNP	NNN	INP	NPP	NDP	NND	PPP	PPN	YN	NNP	NN	DNY
(c) 国税調査統 計	NNN			PPP	NPI	NIP	NNI	PII	PPN	YN	NNP	NN	NN
(d) 資財位置索 引	NNN	YNP	NNN	YNY	NY	NYN	NY	YYY	YNN	YN	NNN	NN	NY
(e) コンピューターデータベース	NNN	NY	NNN		NI	I	14 1	PPP	P	***	N	171	
(1) AGC/DIME		N	N	P P				1	P	D	N		P
(2) 資財情報システム		P	N	PP	P	D	P	PPI	-	1			
(3) 土地使用情報システム		N	N	P P	P	D	P	PDP	P	D	N	NT	I
(f) その他	NNN	N	NNI		NNN	ΝI	N_	NN	IN	I N	NN	N	1
13. 公共事業	**		2-3/1-	373737	NI NI NI	VVV	NYN	YYN	NYY	NYY	NNY	YY	Y
(a) 維 持 経 営	YYY	NYY	NYN	YYY	NYN	YYY	P	NDI	PI	N	NP	PY	N
(1) 勘定計算報告	IPN	NP	PN	NDI	N	IN	P	NDI	P I		IN P		

										-			
	100												
	アプコラッン	エフフルレン	イイケンンル	キレロ ンイス	メモナルンバ	ネオブバレレ	ブリサ ルバク	サササンンン	サササンンン	サササンンン	シシソャスラ	ソスス	ツベユ
·	メテトダーラ	ドスポ ラノル	ペヨンリ	カクマ	セト	ダン l ヂサ	マリラ	ペデフ	ジルマ	999	スキー	マニタ	ラチロ
適 用 題 目	, , ,	ř ř	アル	スペン をゼ メ	17	ĺí	イン	ルィラ	ョイテ アオオ	バクク 1ラル	タュノウ	ストラー	レラ
	g g		10	ンル ドス チ			ነ ነ	デゴシ ノ ス	スオピスポ	バラズ ラ		ウス	
				す				#	ンボ				
(2) 作 業 命 令	I Į, I	1 P	PN	PPI	I	IIN	I	INI	DI	I	N P	P N	I
(3) 設備 目 録	III	11	PN	PPI	I	IDD	Į.	IIP	PΙ	I	N I	PII	I
·	NDN	II	PN	PPI	I	IDP	P	III	PΙ	I	N P	PN	I
	NPN	NI	PN	NNI	N	PP	P	NPN	PN	I	N P	P N	N
(6) サービス料勘定 (7) 交 通 記 録	NPN IPN	NI	N N	NN I PN I	N P	IN	P	III	PN	N	NI	P N P P	N
	NN	NNY	NYN	NNY	NN	N P N N N	NYN	NYN	PN NNY	NNN	N P NNN	P P NN	N NN
(1) 公共事業情報システム	11 11	P	PN	P	N	21111	P	P	P	14 14 14	14 14 14	14.14	17.17
(c) 費 用 計 算	III	YDI	NPN	IPI	ΝI	IDI	ĪI	1 I P	IYI	PNY	NPI	II	NII
(d) エンジニアリング計算	NIN	YNP	NIN	NNI	NN	NII	NPI	III	PIY	PIN	NNP	INI	NIN
(e) 交 通 量	IPN	NNI	NNN	NNI	NP	NNN	NNN	III	NNN	PNN	NNN	INN	NIN
	NPN	NNI	NNN	NNI	NP	NNN	NNN	IIN	NNN	PNN	NNN	INN	NIN
·	IDI	NII	NPN	PII	NN	NII	NII	INN	NNI	IIY	NNI	PIN	INN
	NPN	NIN	NNN	NNI	NP	ири	NPN	IPP	PNN	INN	NN	NIN	N Y
(i) 予 算 報 告	IPN	YIP	NNN	NNI	NN	INN	NPI	INN	NYI	NNN	NDP	NIN	NIY
(j) そ の 他 14. 学 校 摘 要	Y N	N N	NNN		NN	N	N N	1 N	N	N N	NN	N	ΝI
	NYY	NNY	YYY	NNN	NYY	NY	NYN	YNN	YYY	YYY	NYY	NNY	YNY
(1) 事業に応用	II	1414 1	II	14 14 14	II	IP	I	I P	IIN	PII	DI	TAINI	INI
(2) 成 積 評 価	ΙI	Р	I		I	NN	Ī	N P	NNN	I	NN .	P	NN
(3) スケジューリング	ΙΙ	·P	11		Ī	NN	ī	N P	NNI	PIN	NNP	P	NI
(4) 生 徒 用	ΙI	P	1		I	NΡ	I	I P	NNN	IIN	NN	P	ΙN
(b) CEIS プログラムパッケージは使いますか	NNN	NN N	NNY	N N	NNY	NN	NYN	NNN	N N	NYN	NNN	NNN	N
15. 課 税													
	NNY	YNN	NNY	YNY	NNN	NNY	NYY	YYN	NYN	NNN	NNN	NNN	NY
(1) 税 金 計 算	I	I	I	N D	N	P	IN	NΙ	I		N	N	I
(2) 計算書作成	I	I	Ţ	I D	N	P	I D	II	I		N	N	I I
(3) 遅滞通知 :	N	I	Ι.	I D	N	P	ΊД	ΙI	I		N	N	I

												·	·
適用質目	アラメダ	エルドラド	イイケ インル リ ア ル	キングス レイクス&メンドチーノロス アンゼルス	メモナ ルンパ チ ロ イ	ネオプ バレレ グン I チリ	ブリサ サクラ ス イドト	サンマルナデノベルナデノ	サンジョアタインサンルイスオピスポーツ マテオ	サン タバーパラ サン タクララ	シャスキュノ タ ウ	ソノマスタニスラウス	ツベユ ユンチュ ラーンラ
(b) 1915条例証券	NNY	YYN	NNY	YNY	NNN	YNY	Y Y	NNN	NYY	NYN	NNY	NNN	NΥ
(1) 税 金 計 算	I	IN	I	N D	N	Р	I I		ΙN	I	N I	N	N
(2) 計算 3 作成	I	11	ı	I D	N	P	I I		1 1	I	N I	N	I
(3) 滞 納 通 知	N	11	I	I D	N	\mathbf{P}	I N		NΙ	I	N	N	Ι
(c) 税金取立と雑事	YYY	YYY	YYY	YYY	YYN	YYY	YYY	YYY	YYY	YY	YYY	YYY	YYY
(1) 確定税金金額	III	III	III	III	l I	III	III	III	III	III	III	111	III
(2) 非確定税金金額	111	111	III	III	IN	III	1 I 1	IPI.	ΙΙΙ	lIII	ΙΡΙ	HD	III
(3) 税 金 支 払	III	III	III	III	II	III	ΙΙΙ	IDD	ΙΙΙ	111	III	III	III
(4) 資金計算(会計)	III	INI	INI	PII	ΙI	ΙΙD	NII	I DD	IIN	NII	1 P 1	IIN	II
(5) 公共物使用勘定	III	III	NNN	119	ΙΙ	III	III	INI	NIN	NI	NNI	PII	NII
(6) 滞 納 白 晝	IIN	I I I	NII	PII	IN	IID	III	IDD	III	PΙ	INI	IIN	111
(7) 滞納目録	III	1 I I	NNI	PDI	NP	IID	III	ΙÞD	ΙΡΙ	PΙ	ΙΙ	IIN	IDI
(8) CORTAC	IIN	III	NPN	IPI	IP '	IIG	III	LD1	INI	PIN	INI	III	NN
(9) 会計係投資額	IPN	NΡ	NNN	NP	NP	DNI	NIN	NNN	NNN	IN	NN	PN	NPI
(10) 権能による調停	IPI	IIP	NIN	PPD	ΙP	DII	ΝIΙ	IID	IIN	II	IPI	1 1 1	I I
(11) 退職雇用人給料簿	IPI	PP	NNI	NP	NN	DNN	N I	IIP	INI	IN	NN	III	IPI
(12) 雇用人退職分担金	IPI	1 D	NPI	ΝI	II	DII	NIN	IPI	PII	DI	PNI	PIN	NII
(13) 新聞への滞 納	IIN	IIP	IPI	PDI	ΙΙ	DII	III	IDI	III	III	III	III	1 I
(14) 償 却 滞 納	1 1 I	INP	NPI	PDI	ΝI	DID	PIN	IPP	IPP	IIN	IIP	IIN	ID
(d) そ の 他	N N	N N	N N		NNN	N	N N	NNI	N	NY	NN	N	N
16. 投 票					** **	, , , , ,	37.7.3	n.n	n 7	T Y 37	110	D. I.	DIN
(a) 選挙区案内マスターファイル維持	1 I I	NNP	NPP	IPI	NPN	IIN	NII	DDI	PI	IIN	IIP	PII	DIN
(b) 選挙 人 登 録	III	YPD	NIP	IPN	NIN	III	III	DPI	II	IIN	IIP	III	IIY
(c) 選挙地区の指定	IDI	NNP	NNP	NNN	NNN	NIN	N I	DPI	PI	NIN	NNP	PNN	NNN
(d) 選挙人の住所再指定変更	DPI	NNP	NIP	NPN	NPN	NIN		DPI	PI	IIN	IIP	PNI	DNN
(e) 選挙人選出	III	YNP	NNP	NPN	N N	NII	NIY	DPP	II	III	IIP	PI	NN
(f) 選挙日夜の手続	III	YII	NPI	PNI	NIN	III	NII	DII	I I P N	NIN	NIN		NDN
(g) 選挙人情報システム	PDN	NNP	NIP	NNI	NNN	NNN	NIN	PNI	-	i l	NNN	NIN	1
(h) そ の 他	YI	N N	NII	I	NNN	I	N	NNI	N	NIN	NNN	N	IIN

	アプコ	エフフ	イイケ	キレロ	メモナ	ネオブ	ブリサ	サササ	サササ	サササ	シシソ	ソスス	ツベユ
:	ラッン	ルレン	ンンル	ンイス	ルンパ	バレレ	ルバク	ンンン	ンソン	ンンン	ャスラ	ノタッ	ュント
	メタト ダーラ	ドスポラノル	ペョン	グクア スペメ	チトレ	ダント	マーラ	ペデフ	ジルマ	タタタ	スキー	マニタ	ラチロ
 適用 題 目	タ ラコ	ド ド ト	リア	بردیاه 🏲	1	デサ 1	スサメ	ルィラ ナエン	ョイテ アスォ	パクク トラル	タュノ	スト ラ	ーェ レラ
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,] ' '	ju ju	メル	- 1	'	h' h	デゴシ	リクオ	バラズ		b	
	9			ドス				ノス	イピンス	9		ス	
		Į		チ				ם	ボ		<u>'</u>		
		ĺ		しょ									
17. 体 重 / 測 量													
(a) 検査スケジュール	NNN	NNN	NNN	NNN	NNN	NPN	NND	NNN	NN	NNN	NNN	NNN	N N
(b) そ の 他	N N	N N	NNN		NNN	NN	N	NN	N	N N	NNN	N	N
18. 福 祉	ł												
(a) AFDC	YYY	YYY	NYY	YYY	YYY	YY	YYY	YYY	YYY	YYY	YYY	YYY	YYY
(1) 補助金計算	IIN	NP	PN	PPI	NPN	NPD	NPI	NPN	PPP	PNN	PNP	N N	ΙΙ
(2) 目別令状作 成	INI	II	I D	NDI	NII	IID	NII	111	1 1 I	IIN	DND	IIN	ΙN
(3) 週別令状作成	NII	INI	IN	IIN	IIN	III	N N	NIN	NII	INI	II	III	III
(4) 資格評価	NDN	NΙ	PI	PPI	NPN	IPP	N P	NPN	PII.	NNN	NN	N N	I P
(5) Case file更新	111	ΙI	ΙI	III	III	NII	NII	III	IPI	IIN	DII	III	111
(6) 日給料費	INI	ΙΙ	ΙΙ	NII	NII	I I D	NII	III	IPI	IIN	DND	IIN	ΙN
(7) 2カ月毎給料簿	NII	III	II	III	NII	III	ΙI	IIN	111	IIN	II	I I	III
(8) 活動日誌ファイル	III	NΙ	ΙΙ	NPI	NPI	IID	NII	III	1 P 1	PIN	DI	IIN	I N
(9) 誕 生日リスト	NII	III	II	111	DII	NII	$\mathbf{I} = \mathbf{N}$	III	IPI	PNN	PII	NII	IPI
(40) ケース予算配分	PN	NP	PN	PPI	NPN	NPD	N I	NPP	РР	PNN	PP	N N	ΝI
(b) 医 学	YYY	YYY	NYY	YYY	YYY	YYY	YYY	YYY	YYY	YYN	YYY	YYY	YYY
(1) 身分証明書	III	III	II	111	111	III	III	III	III	II	DII	III	III
(2) 資格每週更新	III	III	IN	PII	III	111	NII	III	III	ΙI	DII	IIN	III
(3) 1カ月おき資格更新	NII	NN	IN	PI	NΙ	INN	N N		NNI	ΙΙ	N	IN	ΙN
(4) 毎月資格更新	NII	ΝI	I I	I I	ΝI	INN	NIN	NIN	NNI	ΙI	N	II	IN
(c) 給料 簿	YYY	YYY	NŸŶ	YYY	YYI	YYY	YYY	YYY	YYY	YYY	YYY	ΥY	YYY
(1) 毎日/毎週	111	III	II	III	III	III	NII	III	III	III	DII	IIII	III
(2) 特別委任状	IDP	ΙP	11	IPL	NPI	IID	III	IIN	INI	IIN	DII	III	INI
(3) 一般元帳勘定概要	NDP	INP	PI	PPN	NNI	111	N I	III	NNI	NIN	NΙ	I N	ΙN
(4) 80 集積給料簿	IIN	III	PN	1 I I	IPI	IPI	III	111	III	IIN	DII	III	III
(5) Case lead	III	III	PI	IDI	III	NII	N I	IIN	111	PII	DII	111	ΙΙ
(6) 適用制御報告	NPI	NI	PΝ	NDP	NPI	NND	N I	NIP	IPI	PIN	DN	III	I P
(7) 病 歴 リスト	III	ΙΙ	PI	PPI	IPI	NII	N 1 I	III	1 I I	IIN	DP	III	III
	<u> </u>	<u> </u>	1		L]	l		

適用題目	アラメダ ラコスタ	エフブンド シノンド ラノト	イイケルマリアル	キンクス。メンドチーノロスアンゼルス	メモナバ チト レ イ	ネオプ バレレ ダンー ・ヂサ	プリサ ルバーラ スサメ イドト	サンベルナデノサンフランシスコ	サンジョアクインサンマテオ	サンタクルズ	シッス マスキュノ タウ	ソノマスタニス・タース・ラウス	ツェンチュ ラーレラ
(8) 一般 報告 (9) 一般 ケース予算 (d) 不 具 の 子 供 (1) 資 格 評 価 (2) 外来患者会計	IDI NPN YNN I	NI NP NNN	NI NN NNN N	NP I N.PP NNY I	NPN NPN NNN N	NID IND NNN	• •	IIP NPN NNN N	IPI INI NNN	PIN PIN NNN	DP NP NNN N	I N N N NNN	II NN YNN N
(3) 病 院 会 計 (4) 医 者 支 払 額 (5) 勘定計算責任団体 (6) 統 計	N N N I	,	N N N	I I I	N N N			N N N N			N N N		N N N I
(e) 一般及び雑 事 (1) 補 助 金 確 認 (2) 支 払 額 計 算 (3) 食 料 検 印 (4) 更新 リスト	YNY IN IN II II	YYY NN NN IP	NYY N PN PN I	PPP PNI PPP	YYY N NPN NIN IPI	PD PD III II	I I I I I	YYY III ND NDI III	YYY II NI II	YYY NIN NIN PIN NII	D I I DI I	YY N N N N IIN III	YYY I III IN III
(5) BENDEX (6) 福祉情報システム (7) 福祉システムはオンラインですか (f) そ の 他 19. 雑 事	N I I N N N Y N	NN NP NN N N	I PN NN I	ID PPD N I	N 1 NPI NN NNY	NN PN NN N	NN	PPP NNY NNI	N I PP NNN	NII NIN NY N N	DN P NNN NNN	NIN N N NNN	IP II NY N
(a) 農 業 (b) 水 害 対 策 (c) 経 営 情 報 (d) そ の 他	N N I N N N Y N	NNN NNN NNI N N	N N N N NYI N	NNN NNI PNP	NNN NNN NPN NNN	NIN NIN NI NN	NNN NNN NPN N	NNN INN NYP NN	INN NIN NNN N N		NPN NNN NPN NNN	NNN NNN NN	N N NIN N N IIN

郡調査表に控えてある他の適用項目リスト

1. 財産評価人事務所

- (1) 小包番号市街索引 -- アラメダ
- (2) 査定増額通知 コントラコスタ
- (3) 販 売 地 エルドラド
- (4) 雑 事 摘 要 インヨー
- (5) 単一世帯住居財産 オレンジ
- (6) オンライン MPR 検索システム サンディエゴ
- . (7) Owner mail, 査定、確定目録 音声名ファイル サンフランシスコ
 - (8) 人物評価報 告 -- シスキュー

2. 会 計

- (1) 直接・税割当 -- レーク&メンドシーノ
- (2) 郵 便 目 録 -- オレンジ
- (3) 財務情報システム --- サンプランシスコ
- (4) 会計係利子割当 -- ヴェンチュラー
- (5) トレーラー車 --- ^

3. クラーク レコーダー

- (1) 人 口 統 計 --- ロスアンゼルス
- (2) 仮事業名索引 サンルイス オビスポ

4. 法 廷

- (1) 陪審員選出 アラメダ
- (2) 市裁判所ケース索引 -- サンフランシスコ
- (3) 小規模陳情裁判所ケース索引 -- "
- (4) 市裁判所索引 サンタクララ
- (5) 陪審員選出 -- ヴェンツェラ

5. データ処理

- (1) キーパンチ分析 アラメダ
- (2) テープ蔵館、源語館 -- ビュート
- (3) テープ保存 -- オレンジ

6. 家庭関係

- (1) 児 童 補 助 -- ロスアンゼルス
- (2) DBA 索引 -- オレンジ

7. 環境衛生

- (1) 廃 物 処 理(投棄場所) -- サンベルナルディノ
- (2) **T B**病院スケジュール ヴェンツラ

8. 病 院

- (1) 患者リアルタイム索引 --アラメダ
- (2) 病院目録制御と予算費用 ---ケルン
 - (3) 実 験 室 -- ロスアンゼルス
 - (4) 給料簿 -- モンテロイ
 - (5) 収集と抄録 -- オレンジ
 - (6) 患者探索ファイル --- サンフランシスコ
 - (7) 入院情報システム -- "
 - (8) 病院スケジュール ― サンジュアキン

9. 法 規 制

- (1) リアルタイム成人執行猶予索引 --- アラメダ
- 」(2) リアルタイム青少年執行猶予索引 -- "
- (3) 性別ファイル更新と探索 --- サンベルナルディノ
- (4) 経営分析用事件及び逮補システム サンフランシスコ

10. 図 書館

(1) 期限切れの本 — ナバ

11. 職 員

- (1) C/Sテストと通知システム -- サンディェゴ
- (2) 人員、給料簿等のファイル -- サンフランシスコ
- (3) 雇用人給料簿情報制御システム --- "
- (4) 適用リスト -- シスキュー

12. 計 画

- (1) 地域変更の納税者通知 -- カーン
- (2) 風 用 統 計 --- オレンジ
- (3) 資財地区別リスト -- サンルイスオビスポ
- (4) 国勢調査地域(期間) --- サンタバーバラ
- (5) 郵便リスト --- チュラーレ

13. 公共事業

- (1) 道路標識目録と道路索引 -- アラメダ
- (2) 建設標識調査 "
- (3) 高速道路料金計算 サンベルナルディノ
- (4) 事故目録と分析 -- ヴェンチュラー

. 14. スクールアプリケーション

15. 課 稅

- (1) 事業税と不動産税ファイル サンフランシスコ
- (2) 税金情報システム -- "

16. 選 挙

- (1) 選挙区団体数
- **─**アラメダ
- (2) 選挙管理官(任命、宣誓 P/R)--コントラコスタ
- (3) 郵 便 リ ス ト インヨー
- (4) 給料選挙代理人 -- カーン
- (5) 陪審員選出 --- キングズ

- (6) 特別選挙手順
- ― オレンジ
- (7) 権限授与白書
- --- サンフランシスコ
- (8) 選挙管理と賃金給料簿 -
- (9) 選挙管理人給料
- --- サンタクララ
- (10) 公認選挙運動

- (11) 抄
- --- チュラーレ
- (12) 選挙管理人
- -- ヴェンツェラ

17. 度 量 衡

- (1) リアルタイム索引
- -- アラメダ

18. 福 祉

- (1) 日用品目録索引
- (2) 不具者、盲、年寄補助 -- ロスアンゼルス
- (3) 下宿許可証
- ナバ
- (4) ケース、人物、前後参照ファイル サンフランシスコ
- (5) 福祉情報システム --- サンフランシスコ

19. 雑

- (1) リアルタイム健康索引 ― アラメダ
- (2) 市民防衛施設目録
- (3) 免疫スケジュール
- ― ヴェンチュラー

適目項目	アアベバ バコント・イン・ハー・バー・バー・バー・バー・バー・バー・バー・バー・バー・バー・バー・バー・バー	ス レラー タ スーデ	レイン ンン ンファイン デーントン 1 + ル ン チル	マウテンピューボートビーチ		レッドウッドシティー リヴァーサイド サンベルナルディノ	レィゼ メエ	サンタアナーンドロー	サンタチニカンラウ	トランストランス
1. 会 計 (a) 一般 元 帳 (1) 部別収入報告書 (2) 部充当要支出報告書 (3) 収入 元 世長 (4) 充当費支出元帳 (5) 補 皮 出元 帳 (6) 年度会 記 代表 (1) 一般 社 記 (2) 累積仕訳記入登録 (1) 一般 社 記 (2) 累積性記入分 (1) 一般 報酬記入登録 (2) 累積性記入 等 经 (3) Period-to-Data計算 (c) 給料 簿 经 (4) 控 料 簿 经 银 (2) 給料 簿 经 任 状 登 録 (1) 給料 總 登 任 状 (3) 委 任 状 登 録 (4) 控 除 額 融入任 状 (4) 控 縣 額 融入任 状 (7) 4 半期稅 金 報 告 (9) W-2 様 報 告 (9) W-2 様 報 告 (9) W-2 様 報 告 (10) 州展用人退職報告 (11) 年 金 簿	YYYY YY IPNP II IPIP II IPIP II IPIP II PIP II PNP PI NYYY YY PIP II NP II YYYY YY IIII II IIII II IIII II IIII II IIII II IIII II IIII II IIII II IIII II IIII II IIII II IIII II IIII II IIII II IIII II IIII II IIII II	I PII PPI PPI PPI PPI PPI PPI PPI PPI P	PPI I I YY YY PPI PI PPI PI YYY YY III II III II III II III II III II III II III II III II III II III II III II III II III II III II III II III II IIII II III III	NIN	IIP IIP IIP IIP IPP Y Y IIP IIP YYY IIP IIN IIN IIN IIP IIP IIP	YYY III III III III III III III III III	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	III	YYY III IDI IDI NDN YYY IDI NDI YYY I I I I I I I I I I I I I I I I I	IID IID IID IID IID IID YY IID IID IID I

適用項目	バークレイ アメサ ファイム	バーバンク コスタメリア	フレス/オ フレルトーン カーデングローブ	グレンダーレ ヘイワード ハンティントンピーチ	ロングピーチロスアンゼルス	ユューボートビー <i>チ</i> オクヌナード	バームスプリング バロアルト バサデナ	レッドウッドシティーリ ヴァーサイド	サンディエゴメ	サンタアナサンタバーバラ	サンタチニカ	トランストランステム
(d) 支払可能勘定	YYYY	YYY	YYY	YYY	YYY	NYY	Y Y	YYN	YYY	YYY	NYY	YY
(1) 販売人マスターリスト	IPIP	PII	DPI	III	PDN	ΙI	IIP	PIP	DDI	NII	DI	I D
(2) 勘定番号要約	IPIP	PII	PPN	PII	I N	ND	IIP	ΙP	DDI	PII	DI	ID
(3) 未決着負債リスト	IPNP	111	DII	PPI	II	ND	IIP	IIP	DII	DII	DI	ID
(4) 非負担額 住 訳	IPNP	III	DPI	NPI	IN	ND	IIP	IIP	PN	DII	DN	ID
(5) 充当金不足 額	IPNP	IPP	DPN	IPN	II	ND	IIP	IPP	PNI	DDI	DN	ND
(6) 保証登録勘定要約	IPIP	III	PPI	PII	IN	ND	IIP	IP	DDI	NII	DI	ID
(?) 機械保証登証	IPIP	III	PPI	PPI	IN	ΙΙ	IIP	PIP	D I	III	DI	ID
(8) 販売人歴報告	IPIP	PII	DPN	DII	DN	PΙ	LIN	PNP	PD	NIN	DI	I D
(e) 予 算	YYYY	YYY	YYY	YNY	YYY	NYY	YYY	YYN	YYY	YYY	YYY	NN
(1) 予算編成表	PIIN	IIP	NPI	P P	IPI	DN	IPP	PΙ	DII	PII	PPI	PD
(2) 予算案準備	PIIN	IIP	NPN	P P	PPI	DN	PPP	PP	DI	PII	PPI	PD
(3) 最終予算準備	NIIN	IIP	NPN	N I	PPI	DN	IIP	PP	NI	PII	NPI	PD
(4) 報酬職位予算	IIIP	IIP	PPI	D I	PPI	DI	IIP	PΙ	DΙ	PII	PPI	PD
(5) 計両予算分 桁	PPIP	IIP	NPP	P D	PPI	PN	PPP	N	PΙ	PNN	NPN	PD
(6) P.P.B.S	D NP	I P	PPI	N P	NPP	PN	NPP	P	NN	NNN	NPN	PN
(7) 資本財と設備予算	PIIP	IIP	PPN	P P	PPD	NN	PPP	P	DP	PII	PPN	PD
(f) 予 算 認 可	NYYN	NYY	YNN	NNN	NYS	NYN	YYY	YYY	YNN	N N	NYN	NN
(1) 給料額現金基金	PNN	PIP	N		I	P	IIP	NP	N	_	N	ND
, (2) 現金制御調整	PIN	PIP	N		I	P	IIP	I P	D	I	NP	P D
(3) 許容預金額仕訳	PNN	1	N		Ī	P	IIP	DNP	D	I	N	ND
(4) 累積預金認可	PNN	PIP	N		I	P	IIP	DNP	D.		N	ND
(b) 特別会計報 告	PNN	P P	P	 	I	P	IIP	PIP	P	N	NP	NN
(g) 負担システム	YYYY	YYY	1	5	NYY	NYY	YYY	YYY	YYY	YYY	YYY	NY
(1) 販売人マスターリスト	IPIP	PI	N I	PI	PIN	I I	IIN	PII	DPI	NIN	NDI	I D
(2) 充当金不足	PIP	II	N N	I N	PII	ID	IIP	PPI	I NG	PDI	NDN.	ID
(3) 負担金仕訳	PNP	I I	N I	I I	PIN	I N	IIP	III	DNI	PII	NDI	ID
(4) 負担金登録	PNP	I I	PI	1 I	PIN	IN	IIP	III	DNI	PII	IDI	I D

	, .			·· <u>·</u> ···	,	y -	,				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
適用項目	アナナハイムフィール	バー パンコスタリンプ ア	フレルトーン フレルトーン	グレンダーレハンティントンビー	ロングビーチンピュー	オクスナード	パームスプリング	レッドウッドシティー サン ベル ナー デッ	サンディエゴト	サンタバーバラ	サンタクララストックトン	トランストランステム
	ř			チ		- チ		ز		<u> </u>		7
(5) 特別負担金リスト (h) 証明 書と認 可 (1) 事業認可マスターファイル	IPNP YYYY IPII	I I YYY PIP	N I NYY PI	I I NYY I I	PII NYY PII	I P I	IIP YYY INP	III YYY PIP	DII YYY INI	PII YYY PIN	IDI YYY PPI	T O O O O O O O O O O O O O O O O O O O
(2) 宣誓書作成 (3) 報告書作成 (4) 証明書作成	N IN N II IPII	PIP PIP PIP	I I P I	II	I N I I P I I	NNN NPN NPI	INN IIN IPP	NP IP PIP	DN INI III	NIN NIN PIN	1	P D I D D D
(5) 手数料と罰金計算 (6) 現金仕訳帳作成 (7) 受理可能勘定更新	IPII N IN NPII	PIP PIP	PN PN PN	II	PII PIN PII	NPN NNN NPN	NIP	PNP DIP D P	PII I PNI	PIN PIN PIN	P N PDI P N	NN NND PD
(8) 事業認可リスト (9) 犬の鑑札リスト (10) 住宅認可リスト	IPII NNNI NPNI	PIP PNP PIP	P I N I P N	I I I N N N	PII PPN PIN	IPI NPN NNN	INP NPP NNP	PIP NI PNP	DII NI NI	PIN PDI NPN	NP I N I	I D N I D P N
(1) 建設認可リスト (12) 地域分け例外リスト (i) 目 録 と 在 荷	NPNI NPNN NYNY		PN PN YYY	NN NN YNY	PID PPN YYY	PNN NNN NYY	NYN	PNP NP YYY	NN NN YYN		NPI N N YYY	NPN PD Y
(1) 貯 蔵 目 録 (2) 設 備 置 場 (3) ハーキングメーター目録 (4) パーキングメーター送り状	D I N D	IPP III NPN NPN	NPI PPI NNN NNN	I P N P N P N P	NII III NPN NPN	I I I P NN	I I N	PIP PNP PP	IP NI N NI	NII PII NNN NNN	P I P I N N	ID ID N
(4) パーキングメータ - 送り状 (j) コンピュータ化されたデーターベース (1) 会 計	N D NYNY P P	YNY	YNY N I	YNY P P	NPN NYY P I	NN NYN P	N NYY	NP NYN P	N I		N N NYN D	
(2) 財 務 (3) 予 算 (4) そ の 他	P P P P P	P D	P I N N P N	P P P P	P I PP I P	P P N	IP IP I	P P		I I I	D P P	I D I D
(k) 工事注文費用計算 (l) そ の 他	NDII N NN	IDI	PNI N N	PNP	NIP N N	N N P P N	NIP	IYP	DIN NN	N I	IDI	NID
				1								

適 用 項 目	アナハイムアナハイム	バコスタリンドア クドア	フレーストーク オーデングロープ	グレングード ヘイワード レンディントンビーチ	ロロスアンゼンチンピューチス	ニューオクスナード	バー ムアルト リンク ク	レッドウッドシティー リヴァーサイド ティー	サンクレメント	ササンタバーンドロ	サンタクララ	トランストランステム
2. 計 画	NYNY	YYY	NNN	YNY	YYN	NYN	YYN	NYY	YYN	NYY	NYY	37.37
(a) 土 地 利 用 (1) 土地利用コードと地区報告	P D	PDD	14 14 14	P D	PP	I	IP	IP	PP	PI	PI	NY
(1) 土地利用コードと地区報告 (2) 公園、レクリエーション計画	N D	P P		P P	P	r	NN	P	PD	PN	PP	N
(3) 住所コード案内	PD	PD		PP	DI	P	NP	P	P	PN	PP	P
(4) AGC/DIME	N	P P		PР	DI	P	NN	_	P	PN		P
(5) エンジニアリング計算	P N	P N		p D	DI	ı	ľ	P	PN	PN	P	P
(b) そ の 他.	INN	N	· N		DPY	NPN	N	N	IN		N	N
3. 人 員		•					_		İ			
(a) 人 員 記 録	YYYY	YYY	YYY	ΥΥΥ	YYY	YYY	YYY	YYY	YYY	YYY	YYY	NY
(1) 雇用配録	DIND	III	PPN	DNI	PPN	NPI	PIP	II	PII	ND	NPN	1
(2) 職位制御記録	INID	ΙΙ	PPI	DNI	IPN	NPI	PIP	I I	PNI	NDI	NPI	PD
(3) 展用人給料簿 出勤記錄	NIII	IIII	PNI	IIP	PIN	NPN	IIP	II	PII	PII	NI	I D
(4) 雇用人給料と控除記録	IIII	III	PII	III	PII	PPI	IIP	III	III	PII	N 1	I D
(5) 訓練と経験記録	PNNN	PPD	PPN	DNP	PPN	NNN	NNP	II	PN	NDN	NPN	PN
(6) 保険統計ファイル	PNNN	PIP	PNN	PNN		NPN	NNP	I	NNI	NNN	N N	IN
(7) 退職雇用人記録	NNNI	NII	PNN	NNN	DIN	NPN	NNP	1	DII	NDN	N N	NN
(8) 期限(契約)切れ雇用人リスト	PINP	IIN	PNN	PNI	PIN	PPN	NIP	II	PII	NDN	N N	ND
(9) 雇用人評価リスト	INPP	PDP	PNN	DNP	IIN	NPN	IIN	PPI	PΙ	NDN	NPN	1 D
(10) 雇用人身分変更	PNIP	I D·I	PNN	DNP	PIN	NIN	NIP	III	DN	NII	NPN	PN
(11) 人員の身分	PINP	IDI	PPI	DN I	PDN	NPI	NIP	III	DN	NDI	ΝPΙ	ID
(12) 休日/病気休暇	IIIP	III	PII	DII	PDI	PPN	IIP	III	111	PDI	P N	I D
(13) 給料調査	IINN	IPP	PNI	NNP	PDN	NPN	NIP	PI	PN	NII	NPN	PD
(14) 安全ファイ ル	PINN	PPP	PNN	PNP	PDN	NPN	NNN	PI	PN	NPN	NPN	P
(15) 労働力分布	IPIP IINN	III	NII	INI	PDN	PII	IlP	III	III	PII	NII	ID
(16) 平均給料	PNNN	PID	PN I	NN I NN P	I I N NDN	NPN	NIP	PI	PI	NII	NN	ID
(g7) 労働プログラム	N NN	I	N N	NNP N	NUN Y	NPN NNN	N N	ΙΙ	PI	N N	N	IN
(b) そ の 他	IN IN IN	1	TA 1A	IN	1	TA TA TA		N.	N		N	IA

•

						···-						
	アアベバ	バココ	フフガ	グヘハ	ㅁㅁマ	ニオオ	バババ	レリサ	サササ	サササ	ササス	トサムニシバ ラニシバ
	ナズ ¹ 1 ハサ ^カ ク	リンス	レレー	レイン	ンスウ	=12	ーロサ	アグン	ンンン	ンンン	ンント	ラニジ
		バコタ ンルリ	ススデ ノトン	ンワテ ダーィ	グアテ ピンン	1クス ポラナ	ムアデ スルナ	ラテベ	クデジ レィョ	ラタター	タタッ クモク	フーハ
 適用項目	イタイ	クドア	オーグ	グ・ フトン	しんに	ĵシi	プト	ドサナ	メエー	ンナー	ラニト	スペ学
	n 2'		・ンロ	レト	チルュ	111	j i	ディー	ンゴン	F .	ラカン	ルタ
	j'		1	ン	スト	r.	ン	イトデ	トズ	ロラ		ショ
i	N		ブ	Ę		1	T	' '				ル タシステム
·	, F			ナチ		チ、		,				Δ.
4. 公 共 事 業												•
(a) 保全管理	YYYY	YYY	YYN	ΝY	Y Y	NYY	NYY	YYY	YYN	NYN	NYY	NY
The state of the s	PII	PII	PP	N P	PPN	NP	IP	P	NI	ī	PN	N
(1) 勘定計算報告	PDII	IPI	PP	I P	PIN.	PP	IP	PII	IN	IP	PI	ND
(2) 工 事 注 文		III	PI	N P	PDI	IP	IP	PIP	II	I	PI	ID
(3) 設備 目 録	PDNI P NI	III	PP	N P	PIN	PI	N P	PIP	IN	I	N	1 D
(4) 物 貴 目 録	P NI P NN	PPI	NP	N P	PIN	PN	NP	IP	PN	P	PN	NN
(5) プロジェクトスケジュール	PII	PI	PP	I P	PIN	NI	N P	PP	II	ī	PI	N
(6) サービス料勘定計算	DDNI	PII	PP	P D	DIP	DN	IN	ID	PI	D	PP	ID
(7) 交通記録			NN	N P	PIN	PI		I P	PI	P	PP	PN
(8) 施 設 目 録	P NP	P I PIP			PPP	NN	I N P N	PP	PN	P	PP	PN
(9) 道路状况目録	NDND		NN					i		P	PP	
	NDND	P P	NN	I P	PDP	NN	PN	PP	PN			I N N D
(b) コンピュータ化されたデータペース	ND	NI	NN	NNP	PPN	NPN	N P	NN		N P	NPN	
(c) 費 用 計 算	DDII	III	PNI	NNP	NDN	NNP	NIY	IIP		NIP	NDI	NID
(d) エンジニアリング計算	PINN	NNN	NNN	YND	IDY	NPN	IIN	NPN	PIN	NP	NPP	NPN
(e) 交 通 量	PDND	NNI	NNN	ND	DPN	NPN	NIN	NPD	PIN	NP	NPP	NPN
(f) 街 路 日 誌	NDND	INN	NNN	YND	PPN	NNN	NNN	NPD	PIN	NP	NPN	NIN
(g) 駐車場会計	NNNN	111	NNY	NNN	IIN	NIP	NIN	PIP	INI	NII	N I	NID
(h) 建 設 認 可	PNNI	PIP	NNN	PNN	PPN	PPN	NN	PNP	P N	NPN	NPI	NP
(i) 予 算 報 告	NNIP	PIP	NN I	PII	PIY	NDD	NIY	PIN	IIN	NII	NDI	NID
(j) そ の 他	N NN	<u></u>	N N	N	. I N	NPN	N	NDN	N		N N	N
5. 火 事												
(a) 消火栓目録と管理	NNNP	PNN	PNN	NNP	NDN	NNN	NNN	NPN	NIN	NDN	N N	XPN
(b) そ の 他	PNI	PD	P P	N	PDN	NPN	NPN	NIN	DI	D	N N	N
6. data -processing												
(a) 利 用 報 告	NNNY	YYY	YYY	YNY	YYN	NYN	NNN	NYY	YYN	NYY	NYN	Y
(1) コンピュータ利用	I	IDP	PII	P P	11	P		ΙP	DI	DI	P	I D
(2) ジョブ会計	· 1	II	PII	P P	11	I		. IP	ÐΙ	D	P	I D
		L		L	l	İ			L	L		

適 用 項 目	アアベバ ナズナーク イ スイ ス フィ ー ルド	バーバンコス リンコルド ア	フレストーン ストーン フレストーン	グレンダーレーグ・イワード	ロスアンビューチス	ニオオ ュークスナ ープランド トビ ーチ	バームスプリンク リンク	リヴァーサイド リヴァーサイド インベルナーディノ	サンディエコ	サンタバーバラ	サンタモニカララ	トランストランステム
(3) 願客勘定計算 (4) 製 造 費 用 (b) O.R.と統計方法 (c) そ の 他	P NNNN N N	N N I I NNN	PNN PNN NNN N	P I P P NN N	II II IDN N N	N N NPN NN	NNN N	PP PP N N	DN DI NNN NN	D D NP	N P NN	IN N N
7. 法 律 施 行 (a) 経営操作報告 (1) 軍 隊 出 勤 (2) 認可と許可証 (3) 警察官日誌と派進票	YYYY IPNP NNNN PPNP DPII	YYY PIP P P PPI PIP	YYY PNN NNN PNN PPI	YYY PIP NP PIP PID	YYN PI PI PI	YYY NPP NPN NIN	NYN P N P P	Y Y Y P P P P	YYY PP P DI	YYN NP NI NI PDP	NYY IPN NPN NPN III	YY NI NI NI
(4) 統 計 (5) 逮捕と囚人 (6) 呼 出 し (7) 犯罪人報告 (b) 財産管理 (1) 設備、目・録	NPIN IPNP PPNI NYNY N P	PPP PIP PPP Y Y PII	PNI PNN NNN NN	NNP PNP NNP NNY	PI PI PI NYN P	NNN NIP NNN NYN P	P P P NNN	P P P P P P Y Y Y	DI IP ID NYN N	NPP ND NPP NYY PI	NPI NPP NPN NYY NPI	NI NI NI NN P
(2) 動産と証拠 (3) 認可と許可証 (c) 犯罪人活動 (1) 犯 罪 報告	P N NYYY IIP PNP	P P P P P P P P P P P P P P P P P P P	N N YNN N	N N YYY NIP PNP	P I YYN PI PI	P N NYY DP	NY N	P P N Y P	P N YYN PI DN	P P NYN DP	NPN NPN NYY NII NPN	P NY I
(3) 刑事退跡要約 (4) 手 続 き (5) 事件と捜査ケース (6) 盗難及び、牽引された車 (7) 問 課 情 報	DNP NNP PNN NNP INP	P P P P P P	N N P N	PNP NNP PNP NND NNP	PI PI PI PI	NP NN NN NN PN	P N P N	P P P	YN ND PN PI PN	D P D P	NPN NPN NPN NPN	N N I D N
(8) 盗 難 品 (d) 交 通 施 行 (1) 召 喚 状	NNI YYYY DPII	PPP YYY PII	N YYY PPN	NNP YYY PID	PI YYY DIP	NN NYY PN	N NYN I	PIP	PI YYN PI	DP NYN PP	NPN YYY IIP	D DY I

適用項目	アナハイム アズサ イムフィールド	バーバンク コスタリア ク	フレスノオ フレストーン ロープ	グレンダーレ ヘイワード ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ロングビーチマウテンビュー	ニューボートビーチ オクスナード チークランド	パームスプリングパサデナ	レッドウッドシティーリヴァーサイド サンベルナーディノ	サンディエゴゲーンジョーンズ	サンタバーバラ	サンタクララ	トランストランステム
(2) 事故現場報告 (3) 交通事故報告 (e) コンピュータ化されたデーターベース (1) マスター素引 (2) 翌引ファイル	PDII DDII NN P P	PII PII YNY P P P P	PPP PPP NNN N	PID PID YNY PP PP	DIP DIP YYN PP PP	DP DP NYN N	I I NNN	PIP PIP N	PI PI N	DP DP N N	IPP IPP NYN NP	I I N I I I
(3) 命令と制御(公共安全と公共事業) (4) 人員データ (5) 設備データ (6) 事 故 (f) その他	N P P P NIN	P P P I P P I	N N N N N N	P N P N P P P	PP PP PP PP	P P P P NP	N N	N	D D D DN	I I D	NP NP NP NP	I I I I N
8. 公 益 事 業 (a) 会 計 (1) 勘 定 計 算 (2) 勘 定 書 作 成 (3) 受理可能会計更新 (4) 新マスターカード作成	YYY 	YNN I I I I	YYY PII PII PII	Y Y I I I I I I I I I	YNY I I I I I I I I	YYY III III NII III	Y Y Y I I I I I I I I I I I I I I I I I	YYY DIP DIP DIP DDP	Y Y Y I I I I I I I I I I N I	Y Y Y I I I I I I I I I I I I	YYY I I I I I I N I	YY IID IID IID
(5) 現金仕訳 準 備 (6) 毎月消費 報 告 (7) 資本化財産報告 (b) 流水洗浄と逆流報告 (c) そ の 他	IIIP IINN NNNN NNNN NINN	I I I NNN	PNI PII NNI NNP N N	III III NND NNY ND	I I I I N N N N I N	NNI NNI NNN NNN	III NII NNP NNN N N	DIP DIP PIP PN N	II IN IN PNN NN	IIN NIP NDI NNN I	I I I I I P I N P P N N N D N	IND IID IPD NNN N
9. 雑 (a) 図書館カタログ (1) 図番目録(図書の収集) (2) 利 用 者 登録 (3) 遅 延 本 登録 (4) 利用者利用状況報告	YNNN N N I N P N	NNN P P P P	NYN D D P P	YNN P P P	YYN NI NI II NI	NYN P P P	NNN	YY II P II P	NN N N N	NYY PN PN II PP	YYN IP I IP	YY NIN NIN NIN
(b) 地図と記録 (c) そ の 他	NNNN N NN	NNN	NNN N N	N N N N	NPN	N N N N N	NNN N N	N N	NN N	PN	N I P	NN

市調査表に控えてある他の適用項目リスト

1. 会 計

- (1) 有価証券目録 -- オークランド
- (2) 空港勘定計算とA/R サンタバーバラ
- (3) 公益事業株目録 -- サンタクララ

2. 計 画

- (1) 氏名、住所リストと財産査定 アナハイム
- (2) CAP(現地調査からマスターファイルを作る) ― ロングビーチ
- (3) 都市経営情報システム ロサンゼルス
- (4) 試験的国勢調査 等 --- マウンテンヴィュー
- (5) 図 示 --- オークランド
- (6) 建設認可活動 -- サンディェゴ

3. 人 員

4. 公共事業

- (1) 衛生経営情報システム -- ロサンゼルス
- (2) 交通標識 目 録 --- オークランド
- (3) 車輛スケジュール 廃物トラック -- リヴァーサイド

5. 火 事

- (1) 呼 出 し -- アナハイム
- (2) 防 火 分 析 --- バークレー
- (3) 火事種類と原因 等 バーバンク
- (4) 道路標識 -- コンコード
- (5) 火事報告システム ― フレスノ
- .(6) 消火指揮と制御 --- ロサンゼルス
- (7) 呼出しボックス統計 --- オークランド
- (8) 火事報告システム ― パロアルト

- (9) 火事統計報告 ― リヴァーサイド
 (10) 消火指揮と制御のための派遣/人員/設備報告 ― サンディェゴ
 (11) 火事事件報告 ― サンホセ
 (12) 弁目録と経営 ― サンタアナ
- 6. 資料調査分析

7. 法律施行

- (1) 時間と仕事割当報告 --- アズサ
- (2) AWWS -- バーバンク
- (3) 訓練システム --- ロサンゼルス
- (4) 緊急命令と制御システム --- "
- (5) 既知加害者ファイル ー オークランド
- (6) 警察指揮と制御のための派出 サンディェゴ

8. 公益事業

- (1) 送 信 分 析 --アズサ
- (2) メーター取換えプログラム --- ロングビーチ
- (4) closing Bill follow up サンタクララ

9. 雑 事

- (1) 雑草排除作業 --- サンタクレメント
- (2) 土 地 料 金 —
- (3) ゴルフコース ___ "
- (4) 艦隊事業会計システム -- "
- (5) 一般固定資産項目 "
- (6) 定期刊行物購読予約相場表 --- サンタバーバラ
- (7) 図書遅延 通 知 --- サンタクララ
- (8) 定期刊行図書ファイルと報告 --- ストックトン

適 用 項 目	ル ハン ブラシテ	ベルフラワーユニファイド フロナノルコユニファイド サコユニファイド サコユニファイド	エルカミノカレッジフォンタナユニファイド	ガーデングロープユニファイドグラントジョイントユニオンハシエンダラビュエンテユニファイド	ヘ イワートユニファイドハンティントンピーチュニオンリーンレジオナルD・Pセンター	カーン ロスガトスジョイントユニオン	マルセ ドユニオンモンタレーベニュシラカレッジ
1. 会計 / 銀 / 銀 / 銀 / 銀 / 銀 / 銀 / 銀 / 銀 / 銀 /	DIP PIP NIP PIP PIP PIP PIP PIP IIP NIP IIP NIP IIN IIN	Y Y Y Y Y Y I I I I N D I I N N N I I N N N I I N N N I I N N P I I I N P P P I N P P P I N P P P I N P P P I N P P P I N N N N	Y Y Y P P N P N P N I N I I P P I P P P P P P	Y Y Y D I P N N N P P I I I P P I I I I P P I I I I I D I D I D I D I P I I P N N N P N P N I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	YNN I N I I P I N N P N Y Y N P I N P I N P I N I N I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	YYN PN PN PN PN PN PI IP YYN PI PI PI PI PI NP YN NN DI PI DI NI	Y Y Y Y Y I P I I I I I I I I I I I I I

ige.

適用項目	MT・ディア ブ ロユニファイドノースウエストリジョナルセンターオク ス ナード ユニ オン	パロアルトユニファイドリアルトユニファイド	リバーサイドシティーカレッジリバーサイドユニファイドサクラメントシティーユニファイド	サクラメントレジオナルセンターサンベルナルデンバレーカレッジ	サンノゼシティーカレッジサンタでナコミュニティーカレッジ	サンタクララユニファイドシャスタカレッジ	ソラノカレッシ トランスユニファイド	ベンチュラユニファイド ビクターバレーカレッジ ・	ウイッターユニオン コセミテJR・カレッジ
1. 会計 / 事業 (a) - 般 会 制	Y Y Y I D I I D I I D I I P I I D I I P I I I P I I I P I I	N Y Y N I I N N N N N I P I P I P N P I I N I N I I I I I I I I I I I I I I I	NYY NI NI NI NI II II II II II II II II II	Y Y Y Y I N I P I I I I I I I I I I I I I I I I	Y Y Y I I P I I P I I P N I N I N I N I P I P Y Y Y I I P I I P I P I P	Y N Y I I I N P N I I I N I I I N I I I I I I I I I I I	Y Y Y P D I P D N D I P D I I P I P I P D P D N P D I Y Y Y P D I P D I P D I P D I P D I	Y Y Y I I I I I I I I I I I I I I I I I	Y Y I I I I N I I I I I I I I I I I I I
(6) 予算の図表化 (7) PPBS(計画編成予算システム) (c) 目 録 (1) 日用品余 剰報告 (2) 販売人コードブック (3) 購買注 文報告 (4) 商店への発注 (5) 在庫貸借対照報告	PPI PPI YNY PP IPI IPI IPI	I P I P N Y Y N I I I I I I I I	N I I P P P N Y Y N I I I N I I I I I	1 1 1 1 1 1 N P Y Y Y Y N N P P N P P I P P I P P I P	I I P P P Y Y Y I P I P I P I P	I I I P N Y N Y N N N I I I N I N I N	DPDPYYN IPDPPPPPPPPPPPPPPPPPPPPPPPPPPPPPPPPPPP	IIN PNP YNY NNN INI NDI IDN IDI	IPPNYYNNNNIPPINI

適用項目	アルハンプラシティアンテロープバレーカレッジ	アンテロープパレーユニオン ベルフラワーユニファイド チュユニファイド	クレ アモントユニファイド コンプトンカレッジ	エルカミノカレッジエルランチョユニファイドフオンタナユニファイド	ガーデングロークユニファイドグラントジョイントユニオン	へ イワードユニファイドハンティントンビーチユニオンカーンレジオナルD・Pセンター	カーンカースガトスジョイントユニオンコスガトスジョイントユニオン	マルセ ドユニオンモンタレーベニュシラカレッジ・バーベニュシラカレッジ
(6) (7) (7) (7) (8) (9) (9) (9) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (17) (18) (18) (19) (19) (19) (19) (19) (19) (19) (19	D I P D I N D I N N I I P I P P N P N Y N N I N I N I D N N N N N N N N N N N N N N N N N N N	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	I N I I N I I P N N Y N Y I I P N N N N I N N N I N N N I N N I N N N I N N I N N I N N I N N I N N I N N I I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	PNI PNI PPPI PPNN PNN PNN PNN PNN PNN PN	IIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIII	I I PN PN PI PI PI I I P I I P I P I I N I I I I	I I P N P N P N P N P N I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	I P P I I P P N P N N I N I N I N N N N
(5) 学校案内書 (6) 人員給料年間リスト (7) 人員力量報告 (8) 給料計画報告 (9) 認可された職位表	D I P I D I P I	P P I I I I I I N N	I I I I I I I I I N	PPI PPI PPP PPP	I I D I N D I N D I D D P N N	INPNPNIN	D I I I P I P P P P	I I I I D I I I I I I I I I I I I P I I I I

適 用 項 目	M・Tディ アプロユニファイドノースウエストリジョナルセンター	パロアルトユニファイドリアルトユニファイド	リバーサイドシティーカレッジリバーサイドユニファイドサクラメントシティーユニファイド	サクラメントレジオナルセンターサンベルナルデノジティーユニファイドサンベルナルデノジティーユニファイド	サンタクララユニファイドサンダュアンユニファイド	サンタクララユニファイド カレッジオブセコイアスカレッジ	ソラノカレッジ ハレジョシティーユニファイド	ベンチュラユニファイド ビクターバレー カレッジ&	ウイッターユニオンコセミテJR・カレッジ
(6) (7) (8) (8) (9) (9) (1) (8) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	I P I P P P P P I I I I I I P P I I I I		PIIINP NPP YNIINNIINNIINNIINNIINNIINNIINNIINNIINNI	P I P P I P I N I N I N I N I I I I P I P I P I P I P I P I P I P I	I P I P P P P P P P P P P P P P P P P P	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	PI PI PI PP PP PP PP PP PP PP PP PP PP P	I D I I D I N D I N D I P D N P N N N I I I I N I I I I I I I I I I I I	IN IP IP IN PN YY PI PI PI PI PI II YP II II YP II II YP II II YP II II YP II YP II YP II YP II YP II II II II II II II II II II II II II

	U-9 U-9 Y-97	アベチ	クココ	l = - '==	٠ لد ي		T	T
·	アアアルナン	ノルコ	シュュ	エエフルルオ	ガーデングロ・ハシエンダラビ	ヘハカイン	カロローンス	マモモモルンンン
· ···	ハハテ	テフユ	アプナ	カラン	ーデングロラントジョ	ヮテン	ンギガ	セロタタ
	ンイロ	ロラニ	モトノ	ミンタ	ントダ	1 , , , ,		r e V
	フューブ	上ワフ	ンンル	ノチナ	2 3 3	レジナ	1 7	~
	ラコバ	た しァ	トカコ	カョユ	175	ー・ンチ	チョ	= = =
適 用 項 目	シニア	レユイ	ユレユ	レユニ	プンエ	ニビルフID	ユイ	オュシ
	テォンレ	l ニド ニフ		ッニフ	コトデ	フIDァチ・	ニン	ン シラ
	インジ	ニァ	フジファ	ジファ		イュP	オトンユ	ラユ カニ
	3	ユニオン	Ι΄.	ァイ イド	- フッ	ドニセ	=	レフ
		į, į,	イ イ ド	1 5	インテイド	' オン	x	7,7
			, ,	· '	111	ンター	ン	91
to the state of the state o	DI	1 P	I P	PNI	IDN	PN	D P	
(10) 年度人員統計報告	PN	IP	IN	NNP	IND	NN	DN	P I P N
(11) 雇用人評価報告	PP	IP	N	DNI	NNN	NN	NN	
(12) 教師準備と任命	i			NPD	PNN	NN	IN	IN
(13) 教師募集	PN	NΡ	N		i	î .	ì	-
(f) そ の 他	YNY	N N	N	YYY	YNY	YYN	YNN	YYYY
(1) 人 種 調 査	DNI		P	DIP	D	NN	D	NIII
(2) 連邦プログラム報告	NI		P	DI		PN	D	III
2. コンピュータによる教授法								
(a) САІ-数学	N	N.	N N	NNN	PNN	PNN	PNI	NN N
(1) データは端末装置から	1				Y	Y	Y N	
(b) CAI-科学	N	N	NN	NNN	PNN	PNN	PNN	NN N
(1) データは端末装置から					Y	Y	Y	
(c) CAI-言語学	N	N	N N	NNN	NN	PNN	PNN	NN N
(1) データは端末装置から						Y	Y	
(d) CAI - その他	N	N	N N	NNN	NN	PNN	PNN	NN N
3. データプロセシング教授法								
(a) データプロセシング課目	YY	YYY	YYN	YYY	YYY	YNN	YNY	YYYN
(1) FORTRAN プログラム		PNP	PΙ	IN	INP	I	I	P 1
(1) COBOL プログラム		ΝP	PΙ	IN	INP	Ī	P	PI
		11	Ī	II	1 D P	Ī	ı ı	DPI
	<u> </u>	NI	N I	1 1 1	NII	D	I	PPI
	I I	PII	II	III	III	I	ī	PPI
	I	PNI	NI	I I	NDP	P	1 1	PPI
(6) コンピュータ操作	1	N	N I	N	N	•		I
(7) そ の 他	NT NT NT		-			NT N7	7 37	=
(b) 有資格教員によるデータブロセンング 訓練	NYN	N P	NYY	YN	I D	N N	IN	YNYI

~ W. ...

サンマッショナンショーファイド サンベルナデノシティーカレッジ サンペルナデノシティーカレッジ サンベルナデノシティーカレッジ サンベルナデノシティーカレッジ サンスカナードユニファイド サクラメントレジオナルセンター アルトユニファイド カクスナードユニファイド アルトユニファイド カクスナードユニファイド ファイド コニファイド カクスナードユニファイド カクスナードユニファイド カクスナードユニファイド ファイド ファイド	カレッジ		イッターユニオンセミテJRカレッジ
(II) 年度人員統計報告 IPI I I I I I I N P I P I N		IN	I D
(i) 應用人評価報告 NP NNP NNI N P I P N N		NN	NP
(12) 教師準備と任命 PP INI DNP N P PP I N (13) 教 師 幕 集 NP NNP INP N P NN N N		N I N N	IN PI
(13) 教師 募集 NP NNP INP N P NN N N N N N N N N N N N	. –	NNY	YY
(i) 人種調査		D	ID
(1) 八 個 M 目 N I I I I I I I I I I I I I I I I I I	ſ		I D
2. コンピュータによる教授法	-		
(a) CAI-数字 INN D N NNN NNN NNN NNI)	N N	NN
(1) データは端末装置から N Y N	1		+
(b) CAI-科学 PNN N N NNN NNN NNN NNN	INNN	N N	NN
(1) データは端末装置から		27 27	
(c) CAI-言語学 NNN D N NNN NNN NNN NNN	INNN	N N	NN
(1) データは端末装置から Y (d) CAI - その他 NNN N N NNN NNN NNN NNN NNN NNN NNN NN	NNN	N N	NN
(d) CAI - その他 NNN N NNN NNN NNN NNN NNN NNN NNN NNN	IN IN IN	IN IN	IN IN
(a) データプロセシング課目	YYN	YYY	YY
(a) FORTRAN 7 = 7 7 A I I DN I P NI I I I I I		NII	I
(2) COBOL 7 P / 7 A P N N I N I I I I I I		NII	D
(3) その他プログラム P I N N I I I I I I I I I I I I I I I I	I	NII	I
(4) 単位レコード設備 I I I I I I I I I I I I I I I I I I I		NIN	ΙΙ
(5) データプロセシング入門 III IN I II II III	4	III	ΙΙ
(6) コンピューター操作		NIN	N
(7) その他 N I I I I I I I I I I I I I I I I I I	1	N	
(b) 有資格教員によるデータプロセシング訓練 I I N NN NNP Y Y P I	NIN	NI	ΝI

適用項目	アルハンブラシティアルハムブラワーユニファイドアンテロペパレーカレッジアサハイムユニオン	フ・ショイントユニファイド フシチュニファイド フシチュニファイド フンチョユニファイド フ・ナーニファイド フ・ナーニファイド フ・ナーニファイド	マルスドユニオン マルスドユニオン マルスドユニオン ロスガトスジョイントユニオン ロングビーチュニファイド カーンレジオナルD・Pセンター ハンティントンピーチュニオン ハンティントンピーチュニオン
4. 生(a) (1) (2) 生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生	YY YYY I I I I I I I I I I I I I I I I	YYY YYY YNY INI NII I III I IIN I PNP NNI I III I III I INI I III I PNP NNI I N P NN P N	

適用項目	MT・ディアプロユニファイド オクスナードユニオン ノースウエストレジョナルセンター ノースウエストレジョナルセンター	ファルトユニファ アルトユニファ アルトコニファ	カラテ ファジ	フライッターユニオン ウエストバレーカレッジ マンチュラユニファイド トランスユニファイド トランスユニファイド
4. 生徒/ (a) 日 日 日 登 席 報 告 (2) 累 相 散 任 告 (2) 累 相 散 任 告 (3) 相 相 財 相 財 相 財 相 財 相 財 相 財 相 財 相 財 相 財	Y Y Y Y Y Y Y I I I I I I I I I I I I I	P I I I I N I P I I I I I N I P N P P I N P		YYN YYY YY I IIN II II III II I NNN N II III II I NNN NN II NN NN II NN II II III I
(2) 生徒テスト (3) 生徒テテスト (4) 生徒テテスト (5) 生徒 (5) 生徒 (5) 生徒 (6) 点 報 (1) 報	P I N N N N N N N N N N N N N N N N N N	N N I I I I P I N I I I I I I I I I I I I I I I I I I	NP	I

適 用 項 目	アルハンプラシティアナハイムユニオンアロープパレーカレッジ	アンテローブバレー ユニオン クレアモントユニファイド チュコニファイド チュコニファイド チュコニファイド	ルカミノカレッジ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ニファイドニファイド	ビーチュニファイドジオナルD・Pセンター	マルセドユニオンマルセドユニオン
(c) 生徒スケジュール (1) を	I I I I I I I I I Y Y Y	Y Y Y Y Y Y Y Y N P I N N P N P I N N I I I I I I I I I	PN	I Y N Y I Y Y	DN	Y Y Y Y Y N N N N I I N I I I N I I I N I I I N I
(f) 生 生徒 調 査 (1) 生生徒氏名 リスト (2) 交兄氏氏	III IN NY I II II II II II II II II II II II II	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	NNI I I I YYN P I P P N P P N	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	N	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I
(a) イ	N I Y N N Y P N N P N N P N N N Y P N Y P N Y P N N Y Y	I N N I I N N I I N N N I N N N N I N N N I N N N I N N N I N N N N I N	NNN	NNN II NNN NI NNN NI NNN NI PNY P PNN PI	NN INN NN NN NN NN NN NN NN NN NN IN NN NN IN NN NN IN NN NN IN NN NN IN NN NN NN NN NN	D P N D D N N N N N N N N N N N P Y D P N P D P N N D

4.1 8.1.E

適用項目	MT・ディアプロロニファイド イク ス ナード ユニ オン	パロアルトユニファイドパサデナユニファイド	リバーサイドシティーカレッジリバーサイドシティーユニファイド	サクラメントレジ ナルセンターサンベルナルデノジティーユニファイドサンベルナルデノバレーカレッジ	サンノゼシティーカレッジ サンダアナコミュニティーカレッジ	サンタクララユニファイドカレッジオブセコイアスカレッジシャスタカレッジ	ソラノカレッジトランスユニファイドバレジョシティーユニファイド	ベンチュラユニファイドビクターバレーカレッジ	ウイッターユニオンヨセミテJR・カレッジ
(e) 生徒ス (1) (2) マル (2) マル (3) 関か (4) タンタートリスト (6) 生徒徒一室徒徒兄 (4) 教 (5) 生生 (5) 生生 (6) 生生 (7) ホースト (6) 生生 (7) ホースト (8) 生生 (7) ホースト (8) 生生 (1) 生生 (1) 生生 (1) 生生 (2) 大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	Y Y Y Y P I I I I I I I I I I I I I I I	Y Y Y Y N I N I N I N I N I I I I I I I	YYY NNI PNN PII DII III NII III YYY I P I P I P I P I P	YYY INP PNP IIP IIP IIP IIP YYY III IIP YNY III III YNY III	Y Y Y Y N I N I N I I I I I I I I I I I	Y Y Y P N N I N P I I I P I I I I I I I I I I	NYN I N I I I I I I I I I I I I I I I I	Y Y Y Y N I I I N I N I N I I I N I I I N I I I N I I I N I	YYPN PIIN IIN III III III YY II PN PN PN PP P
(a) (b) (c) (c) (d) (e) (e) (e) (f) (f) (f) (g) (h) (j) (j) (a) (b) (c) (c) (c) (d) (e) (d) (e) (e) (e) (f) (f) (g) (h) (h) (d) (e) (e) (e) (f) (f) (g) (h)	INDN PN NN II PNI PNI PNI	N P I N N N I N N N N N N P I P N P N P N P N N I Y N	I D I N D I N N P N N N I N D I I N N I P D N N	I N N N N N N N N N N N N N N N N N N N	NPN NNN NNN NIN NNN NIN NPI NNN NPN II	INI NNN NNN NNN INN INN DNN P I N	N P N N N I N N P N N P N I N Y I N N P N N P N	N N N N N N N N N N N N N N N N N N N	PNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

· i **8**

著者名	請求番号	経 46-13	登録番号			
	著者名					
所属 带出者氏名 貸出日 返 却 返却日	杏 名	デタバンク研究	報告究資料	No.6	-	
	所属	带出者氏名	貸出日	返 却 予定日	返却日	
						:
						٠ـــــــــــــــــــــــــــــــــــــ

.

